

が頻繁に生じております。また、介助犬及び聴導犬については法的な位置付けがなく、ペットと同様に扱われるため、公共的施設への同伴が困難になつてゐるほか、その犬の質を担保する制度もなく、身体障害者の自立及び社会参加に支障が生じております。

そこで、身体障害者の自立及び社会参加の促進に寄与するため、身体障害者補助犬を訓練する事業を行う者及び身体障害者補助犬を使用する身体障害者の義務等を定めるとともに、身体障害者が国等が管理する施設、公共交通機関等を利用する場合において身体障害者補助犬を同伴することができるようにするための措置等を講ずる必要があります。

以上が本法律案を提出する理由であります。次に、本法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、この法律において身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬及び聴導犬をいうものとしております。

第二に、身体障害者補助犬の訓練事業者は、医療提供者、獣医師等との連携を確保しつゝ、身体障害者の状況に応じた訓練を行うことにより良質な身体障害者補助犬を育成しなければならないこととしております。

第三に、施設等における身体障害者補助犬の同伴等についてあります。まず、国等が管理する施設等、公共交通機関、不特定多数の者が利用する民間施設につきましては、管理者は、身体障害者補助犬の同伴等を拒んではならないこととしております。次に、民間の事業所、民間住宅の管理者は、身体障害者補助犬の使用を拒まないよう努めなければならぬこととしております。

第四に、指定法人による同伴に係る身体障害者は、身体障害者補助犬の使用を創設することとしておりません。

その他、身体障害者補助犬の使用に係る適格性、身体障害者補助犬についての表示、行動管理制度、衛生の確保等につきまして定めることとしております。

おられます。

なお、この法律は平成十四年十月一日から施行することとしております。ただし、介助犬及び聴導犬の訓練事業者の義務に関する規定は平成十五年四月一日から、不特定多数の者が利用する民間施設に係る身体障害者補助犬の同伴に関する規定は同年十月一日から施行することとしております。

次に、身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化のための障害者基本法等の一部を改正する法律の法律番号の年表示を、「平成十三年」から「平成十四年」に改めることとしたことであります。

慎重に御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(阿部正俊君) それでは次に、発議者櫻井充君。

○委員以外の議員(櫻井充君) ただいま議題となりました建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、発議者を代表して、その趣旨及び内容の概要を御説明申し上げます。

近年、我が国では、建築物の内装、建材などから放散される有害化学物質で、建築物の居室内の空気が汚染されるために、健康被害を訴える人が増えています。頭痛、ぜんそく、目まい、倦怠感などの症状を呈し、ひどくなると、仕事を続けられなくなる、不登校になるなど、日常生活を送れなくなります。このような健康被害は、一度かかりてしまうと有効な治療法、治療施設がなく、清浄な空気の土地で自然治癒を待つしかありません。現在、病気として認められていないために、健康保険が適用できず、周囲の人から理解されることなく、苦しい生活を送っている方もいらっしゃいます。このような健康被害者は年々増加しております。この法律は平成十四年十月一日から施行することとしております。ただし、介助犬訓練事業及び聴導犬訓練事業に係る改正規定は平成十五年四月一日から施行することとしております。

なお、この法律は平成十四年十月一日から施行することとしております。ただし、介助犬訓練事業及び聴導犬訓練事業に係る改正規定は平成十五年四月一日から施行することとしております。

第一に、特定有害物質の濃度の調整についての定めの追加であります。

空気環境に、特定有害物質による建築物の居室内の空気汚染の防止等に関する法律案に規定する特定有害物質の濃度を含むことを法律上明記することにより、政令で定められる建築物環境衛生管理基準の空気環境の調整の内容に特定有害物質の濃度の調整についての定めを追加することとしております。

第二に、空気環境の定期測定等であります。

特定建築物の維持管理について権原を有する者は、定期に、特定建築物における空気環境の測定及び当該特定建築物において供給する飲料水の水質検査を行い、その結果を記録しておくとともに、特定建築物所有者等は、その結果の記録を帳簿書類として備えておかなければならないものとしております。

また、保健所の業務として、空気環境の測定、水質の検査等を行うことを明確にするため、多数の者が使用し、又は利用する建築物の維持管理について、環境衛生上の相談に応じ、及び環境衛生上必要な指導を行うことに加え、これらに付随する調査等の業務を行ふものとしております。

第三に、指定評価機関による特定建築物維持管理制度の創設であります。

都道府県知事の指定による指定評価機関は、申請により、定期に、特定建築物の維持管理について、建築物環境衛生管理基準に照らして評価を行

修正の内容は、同法律案中の身体障害者補助犬法及び身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化のための障害者基本法等の一部を改正する法律の法律番号の年表示を、「平成十三年」から「平成十四年」に改めることとしたことであります。

法及び身体障害者補助犬の育成及びこれを使用す

ることとしております。ただし、介助犬及び聴導犬の訓練事業者の義務に関する規定が居室内的特定有害物質の防止等に関する法律案が居室内的特定有害物質の規制に關し人の健康という観点から基本的な事項を定めることを踏まえつつ、特定建築物の居室内的空気の質をより安全で良好な状態に保たせるようすることとしてあります。

次に、この法律案の概要について申し上げま

すようお願い申し上げます。

○委員長(阿部正俊君) それでは次に、発議者櫻井充君。

○委員以外の議員(櫻井充君) ただいま議題とな

りました建築物における衛生的環境の確保に関す

る法律の一部を改正する法律案につきまして、發

議者を代表して、その趣旨及び内容の概要を御説

明申し上げます。

近年、我が国では、建築物の内装、建材などか

ら放散される有害化学物質で、建築物の居室内の

空気が汚染されるために、健康被害を訴える人が

増えています。頭痛、ぜんそく、目まい、倦怠感

などの症状を呈し、ひどくなると、仕事を続けら

れなくなる、不登校になるなど、日常生活を送れ

なくなります。このような健康被害は、一度か

かってしまうと有効な治療法、治療施設がなく、

清浄な空気の土地で自然治癒を待つしかありませ

ん。現在、病気として認められないために、

健康保険が適用できず、周囲の人から理解される

ことなく、苦しい生活を送っている方も多いらっ

しゃいます。このような健康被害者は年々増加し

ており、全国に数百万人もいると言われていま

す。

このような健康被害は、個人所有の住宅だけではなく、会社等の大規模な建築物の空気汚染によつても引き起こされます。大規模な建築物は、個人所有の住宅とは違い、その空気環境が不特定多数の人に健康上の影響を与えるということを考慮す

ると、有害化学物質による健康被害の拡大を未然に防ぐためには、こうした大規模な建築物の空気環境を適正に管理し、良好に保つことが非常に重

い、その結果に基づいて当該基準に適合している旨等を記載した特定建築物環境衛生管理基準適合評価書を交付することができるものとするとともに、特定建築物所有者等は、この適合評価書の交付を受けたときは、当該評価に係る期間内に限り、当該特定建築物において、その維持管理が建築物環境衛生管理基準に適合していることを示す表示を掲示することができるものとしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

現在、特定有害物質によって被害を受けている方たちは行き場を失っています。一刻も早く被害の拡大を防ぐためには、この法律の制定が喫緊の課題と言えます。

委員各位におかれましては、どうかこれらの方たちは行き場を失っています。一刻も早く被害の拡大を防ぐためには、この法律の制定が喫緊の課題と言えます。

○委員長(阿部正俊君) 以上で三案の趣旨説明の聽取は終わりました。

これより三案について質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言をお願いいたします。

○藤井基之君 おはようございます。自由民主党の藤井基之でございます。

近年、社会のノーマライゼーションでありますとかバリアフリーといふ、そういう用語に接する機会が飛躍的に増えてまいりました。これは平成五年に新たに制定されました障害者基本法に基づく諸施策が広く実施に移されたこともその一因と考えております。しかし、ノーマライゼーションなどとかバリアフリーといつた外来語で示される多くの施策が新たに紹介されて実施に移される、そういうこと自体、まだまだ我が国の障害者対策が外国と比べて後れている証左ではないかとも考えられます。我々も更に一層の努力を重ねなきやならないと考えております。

本日は身体障害者補助犬法案等が提案されてい

るわけでございますが、この法案、誠に時節を得たものだと考えておりまして、本法の作成に御尽力いただきました発議者の先生方及び関係者の方々の御努力に対しまして心より敬意を表しますとともに、感謝申し上げます。

私は、本法案の円滑な実施のために一、二、三、確定と質問をさせていただきたいと存じます。

御案内のとおり、この法案は、盲導犬、聴導犬、介助犬という別個の障害を持つ犬を使う方々、そういう方が対象になるわけです。盲導犬は三種の犬の中では一番歴史がありまして、我が国では八百五十程度が動いている。そして、毎年約百二十頭ほどが育成されているそうです。しかし、我が国は目の不自由な方だけでも三十万人以上いらっしゃるわけです。もちろん、その方がすべてが盲導犬が適しているとはそれは考えません。しかし、とても少ないんじゃないでしょうか。しかも、犬は寿命等があります。実際に犬がこういった補助犬として使える期間というのは八年から十年程度だとも言われているわけですね。障害者の方々お一人に対しても一頭の割当てでは、これでは少ないんです、足らないんですよ。

本法案は予算非関連法案でございますけれども、今後この補助犬の普及のためには公的な助成制度を更に充実する必要があると考えますが、発議者の先生及び厚生労働省はどのようにお考えでしょうか。

○衆議院議員(山本幸三君) 本法案に対しまして温かい御理解を賜りまして、誠に有り難く存ずる次第でございます。

御指摘のよう、この制度を生かすためには公的な助成制度が必要と考えております。ただいま盲導犬の育成につきましては既に一頭当たり五百五十万円の助成制度が設けられているわけであります。新しく導入されます聴導犬及び介助犬の育成につきましても同様の公的助成制度が必要であると考えているところでございます。また、えさ代、獣医療費等の管理費用に關する公的な助成制度につきましても、障害者の自立及

び社会参加を図る上で極めて重要であると考えております。

○國務大臣(坂口力君) 今、発議者からもお話をあつたとおりでございますが、今まで都道府県におきまして盲導犬の育成事業に補助をしてまいりましたが、今回のこの法律で介助犬あるいは聴導

犬が誕生いたしましたならば、盲導犬と同様に支援をしていきたいというふうに思つておる次第でございます。

○藤井基之君 本法案の第十五条によりますと、社会福祉法人又は民法法人である身体障害者補助犬育成事業者などは、申請によりまして補助犬に必要な能力の認定を行う法人として指定を受けることができます。しかし、聴導犬が誕生いたしましたならば、盲導犬と同様に支

援をしていきたいというふうに思つておる次第でございます。

○藤井基之君 本法案の第十五条によりますと、社会福祉法人又は民法法人である身体障害者補助犬育成事業者などは、申請によりまして補助犬に必要な能力の認定を行う法人として指定を受けることができます。しかし、聴導犬が誕生いたしましたならば、盲導犬と同様に支

援をしていきたいというふうに思つておる次第でございます。

○政府参考人(高原亮治君) 身体障害者補助犬の認定を行う指定法人は公益法人又は社会福祉法人とされているところでございますが、現に介助犬や聴導犬を育成している団体の運営状況を踏まえまして、社会福祉法人設立の資産要件につきまして、事業の安定性、継続性を確保しながら、どのような緩和が可能か検討してまいりたいと考えております。また、既存法人の活用や合併も含め、御指摘の点も踏まえまして適切な事業者が参入できるように計らってまいりたいと考えております。

また、御指摘のとおり、良質かつ安全な身体障害者補助犬が広く認定されるためには障害の態様に配慮した認定基準が必要でございます。しかし、聴導犬・介助犬認定基準策定委員会も早急に厚生労働省内に設置し、検討を進めてまいりたいと考えております。

このことは、肢体不自由者の日常生活動作を介助する介助犬の訓練におきましては、特に訓練計画の策定及び使用者との適合評価等において医師、理学療法士等の専門職種の協力を得ることが不可欠であるということでございまして、これら問題につきまして介助犬の訓練基準に関する検討会におきまして御議論いただいているところでございます。その検討結果も踏まえ、御指摘のとおり、リハビリテーションセンターの活用等いろいろ考えてまいりたいと考えております。

○藤井基之君 是非よろしくお願ひしたいと思います。

補助犬の普及につきましては、補助犬を伴つて施設を利用なさるとか、あるいは電車や列車等へ乗車されるとか、あるいは住宅への入居などにつきまして国民の理解というものを得ることがこれほど重要であるという、これはもう論をまたないわけでございます。その検討結果も踏まえ、御指摘のとおり、リハビリテーションセンターの活用等いろいろ考えてまいりたいと考えております。

○藤井基之君 はい、その結果に基づいて当該基準に適合している旨等を記載した特定建築物環境衛生管理基準適合評価書を交付することができるものとするとともに、特定建築物所有者等は、この適合評価書の交付を受けたときは、当該評価に係る期間内に限り、当該特定建築物において、その維持管理が建築物環境衛生管理基準に適合していることを示す表示を掲示することができるものとしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

現在、特定有害物質によって被害を受けている方たちは行き場を失っています。一刻も早く被害の拡大を防ぐためには、この法律の制定が喫緊の課題と言えます。

委員各位におかれましては、どうかこれらの方たちは行き場を失っています。一刻も早く被害の拡大を防ぐためには、この法律の制定が喫緊の課題と言えます。

○委員長(阿部正俊君) 以上で三案の趣旨説明の聽取は終わりました。

これより三案について質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言をお願い申上げます。

○藤井基之君 おはようございます。自由民主党の藤井基之でございます。

近年、社会のノーマライゼーションでありますとかバリアフリーといふ、そういう用語に接する機会が飛躍的に増えてまいりました。これは平成五年に新たに制定されました障害者基本法に基づく諸施策が広く実施に移されたこともその一因と考えております。しかし、ノーマライゼーションなどとかバリアフリーといつた外来語で示される多くの施策が新たに紹介されて実施に移される、そういうこと自体、まだまだ我が国の障害者対策が外国と比べて後れている証左ではないかとも考えられます。我々も更に一層の努力を重ねなきやならないと考えております。

本日は身体障害者補助犬法案等が提案されてい

その意味で、提案されました法案の一三十三条、二十四条の規定というものは、条文整理上、第六章という最後の章の雑則に置かれていますけれども、私はこれは非常に意義が深くて重要な条文であるうと考えております。国民への本法案の趣旨の周知であるとか補助犬の役割等についての啓発、PRなど、これらを政府の責任においても積極的な展開を図つていただきよう要望いたしたいと思います。また、法案の附則におきましては三年後の見直しの規定が設けられております。このためには十分な実態把握が必要であろうと考えます。

あわせまして、厚生労働大臣のお考えをお尋ねいたしたいと存じます。

○国務大臣(坂口力君) これはもう御指摘のとおりでございまして、各機関に対しまして私たちも徹底的な周知徹底を図りたいというふうに思つております。公共機関も交通機関もござりますし、ホテルもございまして、あるいはまた旅館、飲食店等、その範囲は非常に多いと思ひますから、各分野におきましてこれが徹底されるように最大限努力をしたいと思っております。

○藤井基之君 非常に積極的な答弁を聞きました。安心いたしました。よろしくお願ひします。

○山本孝史君 山本孝史でございます。

今日がかつておられます一法案の質問に入ります前に、委員の皆さんとのところにお配りをさせていただいております資料について御説明し、一点大臣に御質問をさせていただきたいと思ひます。さきの委員会で今年の看護婦の試験が非常に難しかったということを問題として取り上げまして、この際、厚生省が所管します各国家試験のこしづらきの合格率について、あるいはその合否判定の基準について明確にされるようにお願いをさせていただきました。結果としまして、大半の試験が五割ないし六割を合格ラインとしていることが明らかになりましたけれども、大変に開きの大きい、合格率に開きの大きいものがあることが

よく分かりました。

開きの大きいものを見ますと、例えば一番大き

いのは歯科医師でございまして、平成十二年に六・七%が今年、十四年は九〇・七%、一一%開きがございます。問題になりました看護婦さんは、平成十年八三・六%、平成十一年九七%，今年は八四・三%というふうになりました。同様の

保健師さんは、これは平成八年に九八%あります。たものが平成十四年には八三・五%と、これまた一四・七%というふうに大きく開いているわけであります。

一方、開きの小さいもので見ますと、受験生のほぼ全員合格とされておりますが理学療法士、歯科衛生士、視能訓練士といった辺りは九九・四%ですとか九七%というふうにほとんどの方が

合格されると、こういう試験の内容になつては申上げたのは、各年の受験生の中にそれほど

の学力のばらつきがあるわけではなかろうと、そ

うするところなく大きな差があるのはきっと試験問題の作り方が問題なんだと、こういうふうにも申し上げまして、是非、大臣、今回、合格基準が

一応公表されて五割ないし六割というふうになつております。これ平成十四年となつておりますので、来年、平成十五年の合格基準はまた別途に定められるということはないと思うんですね。

なぜなら、今年はこうなつたんだから来年もこういうふうに同じようになるだろうと受験生は恐らく期待をして、あるいは準備をして、試験準備をされ試験を受けられるというふうに思つておりますので、したがつて、お願いをさせていただきたいのは、様々、医師国家試験のように平均値と標準偏差を用いて相対基準で決めるということもあり得ると思ひますけれども、いずれにしまして

も、こういう形で決めているんだということを公認した結果こうなつてはいるんですけれども、是非、来年の試験を受ける方たちも一応今年の試験

ことがお願いでございます。いかがでございましょうか。

○国務大臣(坂口力君) この合格基準の設定につきましては、これなかなか一言に言い難いものもあるわけでございますが、しかし、事前の公表の問題、事前に公表するという前提の下に、それ

申し方をしたらしいのかということを少し検討させていただきたいというふうに思つています。

例えば医師の合格基準、これは医師国家試験改善検討委員会といいまして、その報告書をございますけれども、いわゆる必修の基本的な事項につ

いては、教育評価の立場から教育目標に到達したか否かで合否を判定することが望ましく、その場合の最低合格レベルは八〇%とすると、こういうふうになつていいわけです。

そのほかに、必修問題に対しましては絶対基準、一定のレベルに達しているか否かを判定する絶対基準、それから一般問題、それから臨床実地問題につきましては、それぞれの平均点と標準偏差を用いる相対基準、いわゆる点数分布による判定、これを設定することが現実的であると、こう書かれておりまして、その内容によりましてもばらばらしているものですから、これを一言で八〇%だつたらいいですよという単純明快にならぬかなかか言うのも少し難しいかなと。これを皆さん方にお示しするということになれば、どういう表現の仕方でどうすればいいかということを少し検討をしたいということでお許しいただきたいと思います。

○山本孝史君 是非検討いただきたいと思います。

まず第一の点は介助犬の認定基準についてでございます。

この法律の第十六条で、補助犬に必要な能力の認定に関して、障害者を補助する能力は認定要件に含まれないというふうに規定をしてございま

す。しかしながら、私は思うんですが、補助犬と

いうふうに言います以上はその補助能力が求めら

れるのは当然だというふうに思つております。な

ぜ第十六条で介護能力をこの認定基準に加えな

かたたのか、提案者から御説明をいただきたいと

思います。

○衆議院議員(金田誠一君) 本法案は身体障害者

のことを目安に置かれるでしようから、今おつしやつたような検討をしていただきたいで、その結果としてこういうことで一定の、そこで必ずラインが引けるかどうかは難しいと思いますが、目安としてはこういうところで基準を設定しているといふことが分かるようにしていただきたいというふうに思います。

今日、二法案ともに議員立法ということで、特に提案者の皆さん方には一生懸命この問題に取組

をされて、そしてこうして法律にまでまとめられ、また各理事なり委員長の御配慮があつてこうしてまた委員会で審議がされることは大変

ます。身体障害者補助犬に関するこちらの方から御質問をさせていただきたいというふうに思つています。

それで、まず、身体障害者補助犬に關するところを御質問をさせていただきます。

シンシアが国会に来まして、あるいは各新聞でこうした補助犬の利用者の生き生きとした活動ぶりが報告をされるに当たつて、私も介助犬あるいは聴導犬が一定の役割を果たしているという認識は持つてあります。しかしながら、本法律案についてはどうしても二つの点について提案者の皆さんに御質問をしておかなければいけない点がござります。

まず第一の点は介助犬の認定基準についてでございます。

この法律の第十六条で、補助犬に必要な能力の認定に関して、障害者を補助する能力は認定要件に含まれないというふうに規定をしてございま

す。しかしながら、私は思うんですが、補助犬と

いうふうに言います以上はその補助能力が求めら

れるのは当然だというふうに思つております。な

ぜ第十六条で介護能力をこの認定基準に加えな

かたたのか、提案者から御説明をいただきたいと

思います。

の身体障害者補助犬を同伴した公共施設等の利用の円滑化を図ることを施策の柱の一つとして位置付けておりますが、身体障害者補助犬を使用する身体障害者に対し公共施設等の利用を保障するためには、その前提として身体障害者補助犬が当該施設等やこれを利用する不特定多数の者に迷惑を掛けないよう行動することができる、このことが必須の要件であり、第十六条は御指摘のとおりでございまして、そのような能力についての認定制度を設けたものでございます。

具体的には、施設利用に際して、ほえない、かみ付かない、排せつをしないなど、他人に迷惑を及ぼさないよう適切な行動を取るための最低限の能力を認定の対象としたものでございます。他方、身体障害者補助犬が身体障害者補助犬としての補助の能力を有していないなければならないことはただいま御指摘をいたいたとおりでございまして、当然のことでございます。

その質の担保につきましては、訓練事業者に厚生労働省令で定める訓練基準に従つて訓練をし、良質な身体障害者補助犬を育成すべき義務を課すとともに、身体障害者補助犬訓練事業を第二種社会福祉事業と位置付け、社会福祉法ないし身体障害者福祉法に基づく監督を及ぼしているところでございます。

いざれにいたしましても、身体障害者の身体障害者補助犬を同伴した公共施設等の利用の円滑化を図るために認定制度といたしましては、現段階では、公共施設等を利用する場合において他人に迷惑を及ぼさないこと、その他適切な行動を取る能力を認定の対象とすることが適當であると、こう考えております。

なお、第十六条により、認定の申請がなされた大が補助を行なう能力に欠ける犬であることが明白である場合には、身体障害者補助犬とするために育成された犬に当らない場合として申請者にその旨を指摘し認定を保留する場合もあり得ると、このように考へているところでございました。

○山本孝史君 今の御説明の中にもございました

でございまして、そのような能力についての認定制度を設けたものでございます。

具体的には、施設利用に際して、ほえない、かみ付かない、排せつをしないなど、他人に迷惑を及ぼさないよう適切な行動を取るための最低限の能力を認定の対象としたものでございます。

ただいま御指摘をいたいたとおりでございまして、このように考へてまいりますと、実際のところ、周囲に迷惑を及ぼさないなどの基礎的な訓練は、なかなか実現をするといふことは、先般米からの盲導犬の利用者の方たちのお話もそうですけれども、長年、盲導犬を連れ歩いていてもなかなかタクシーにも乗れない、食堂にも入れないといったような状況が今度の法律によって更に改善されることになると、私はそこで歩いています。

しかしながらとあって繰り返して申し上げるのは、なかなか補助犬という以上はやっぱり補助能力は要有じやないかと。今のお話ですと、かみ付かないあるいは人にほえないといったよつた言葉もそこまであるといふに理解をしてよろしいのかなあと思います。

わば基礎的な訓練ができる非常に優秀なペットであれば介助犬ということになつてしまふかというふうなことでは私はやっぱりないのだろうと、こう思つてゐるんですね。

というふうにあえて申し上げていますのは、これは、介助犬を利用する障害者は障害の程度ですかあるいは生活の状況が大きな個人差があるとかあるいは、介助犬を利用する能力といふうに思つております。主に歩行補助を行なううふうに思つております。また、身体障害者補助犬を訓練するに当つては、厚生労働省令で定める訓練基準に従つて訓練を行い、良質な身体障害者補助犬を育成すべき義務を負つておられます。また、身体障害者補助犬の訓練事業者は第二種社会福祉事業を行なう者でありますので、その義務に違反するようなことがあります。

さらに、介助犬について見れば、使用者の障害の程度、態様などによりその必要とされる補助の内容も異なり、使用者との合同訓練が必須でありますので、そのような中で十分な補助の能力を有しない犬は排除されることになると考えております。

いざれにいたしましても、御指摘のように、トレーナーの恣意的な判断によつて身体障害者補助犬とされるようなことはないものと、こう考えております。

○山本孝史君 提案者の御説明によれば、この十六条では補助犬に必要なわゆる補助能力のことについて言及はしていないけれども、この法律が通つた後の厚生労働省令でしっかりとした訓練を義務付けをしておられるというふうに思つます。

ように、この法律が身体障害者の補助犬を同伴して公共施設等を円滑に利用できるようにしたい、それはみんな同じ思いで、これが実現をするといふことは、先般米からの盲導犬の利用者の方たちのお話もそうですけれども、長年、盲導犬を連れ歩いていてもなかなかタクシーにも乗れない、食堂にも入れないといったような状況が今度の法律によって更に改善されることになると、私はそこで歩いています。

しかしながらとあって繰り返して申し上げるのは、なかなか補助犬という以上はやっぱり補助能力は要有じやないかと。今のお話ですと、かみ付かないあるいは人にほえないといったよつた言葉もそこまであるといふに理解をしてよろしいのかなあと思います。

わば基礎的な訓練ができる非常に優秀なペットであれば介助犬ということになつてしまふかというふうなことでは私はやっぱりないのだろうと、こう思つてゐるんですね。

いうふうにあえて申し上げていますのは、これは、介助犬を利用する障害者は障害の程度ですかあるいは生活の状況が大きな個人差があるとかあるいは、介助犬を利用する能力といふうに思つております。主に歩行補助を行なううふうに思つております。また、身体障害者補助犬を訓練するに当つては、厚生労働省令で定める訓練基準に従つて訓練を行い、良質な身体障害者補助犬を育成すべき義務を負つておられます。また、身体障害者補助犬の訓練事業者は第二種社会福祉事業を行なう者でありますので、その義務に違反するようなことがあります。

さらに、介助犬について見れば、使用者の障害の程度、態様などによりその必要とされる補助の内容も異なり、使用者との合同訓練が必須でありますので、そのような中で十分な補助の能力を有しない犬は排除されることになると考えております。

いざれにいたしましても、御指摘のように、トレーナーの恣意的な判断によつて身体障害者補助犬とされるようなことはないものと、こう考えております。

○山本孝史君 提案者の御説明によれば、この十六条では補助犬に必要なわゆる補助能力のことについて言及はしていないけれども、この法律が通つた後の厚生労働省令でしっかりとした訓練を義務付けをしておられるというふうに思つます。

○衆議院議員(金田誠一君) 御指摘のとおりだと思います。

このように考へても、実際のところ、周囲に迷惑を及ぼさないなどの基礎的な訓練が、なかなか実現するといふことは、先般米からの盲導犬の利用者の方たちのお話もそうですけれども、長年、盲導犬を連れ歩いていてもなかなかタクシーにも乗れない、食堂にも入れないといったような状況が今度の法律によって更に改善されることになると、私はそこで歩いています。

しかしながらとあって繰り返して申し上げるのは、なかなか補助犬という以上はやっぱり補助能力は要有じやないかと。今のお話ですと、かみ付かないあるいは人にほえないといったよつた言葉もそこまであるといふに理解をしてよろしいのかなあと思います。

わば基礎的な訓練ができる非常に優秀なペットであれば介助犬ということになつてしまふかというふうなことでは私はやっぱりないのだろうと、こう思つてゐるんですね。

いうふうにあえて申し上げていますのは、これは、介助犬を利用する障害者は障害の程度ですかあるいは生活の状況が大きな個人差があるとかあるいは、介助犬を利用する能力といふうに思つております。主に歩行補助を行なううふうに思つております。また、身体障害者補助犬を訓練するに当つては、厚生労働省令で定める訓練基準に従つて訓練を行い、良質な身体障害者補助犬を育成すべき義務を負つておられます。また、身体障害者補助犬の訓練事業者は第二種社会福祉事業を行なう者でありますので、その義務に違反するようなことがあります。

さらに、介助犬について見れば、使用者の障害の程度、態様などによりその必要とされる補助の内容も異なり、使用者との合同訓練が必須でありますので、そのような中で十分な補助の能力を有しない犬は排除されることになると考えております。

いざれにいたしましても、御指摘のように、トレーナーの恣意的な判断によつて身体障害者補助犬とされるようなことはないものと、こう考えております。

○衆議院議員(金田誠一君) 御指摘のとおり、私は、NPO法の制定に当たりまして、これからはもうNPOの時代であるという観点で、市民団体にとつて使いやすいようなNPO法を作り、更に税制支援措置と、これがポイントになるということで努力をしてきた経過がございます。そのことと今回のこの公益法人あるいは社会福祉法人に限らずして使いやすいNPO法を作り、更にNPO法人を除外をして、なぜ公益法人あるいは社会福祉法人といふところに限定をすることになります。

もう一点の御質問は、この介助犬の認定団体の問題なんですが、介助犬及び聴導犬の認定は指定された公益法人又は社会福祉法人が行うこととに限定をしておられまして、今、介助犬を実際に育成しておられます多くの団体、NPO法人であつたりもするんだと思いますが、これは若干皮肉を込めて申し上げれば、金田さん、一生懸命NPO法人を推進してこられたお立場の方が、ここからNPO法人を除外をして、なぜ公益法人あるいは社会福祉法人といふところに限定をすることになります。

もくじ、その思いを是非聞かせていただきたいんです。

このように考へても、実際のところ、周囲に迷惑を及ぼさないなどの基礎的な訓練が、なかなか実現するといふことは、先般米からの盲導犬の利用者の方たちのお話もそうですけれども、長年、盲導犬を連れ歩いていてもなかなかタクシーにも乗れない、食堂にも入れないといったような状況が今度の法律によって更に改善されることになると、私はそこで歩いています。

しかしながらとあって繰り返して申し上げるのは、なかなか補助犬という以上はやっぱり補助能力は要有じやないかと。今のお話ですと、かみ付かないあるいは人にほえないといったよつた言葉もそこまであるといふに理解をしてよろしいのかなあと思います。

わば基礎的な訓練ができる非常に優秀なペットであれば介助犬ということになつてしまふかというふうなことでは私はやっぱりないのだろうと、こう思つてゐるんですね。

いうふうにあえて申し上げていますのは、これは、介助犬を利用する障害者は障害の程度ですかあるいは生活の状況が大きな個人差があるとかあるいは、介助犬を利用する能力といふうに思つております。主に歩行補助を行なううふうに思つております。また、身体障害者補助犬を訓練するに当つては、厚生労働省令で定める訓練基準に従つて訓練を行い、良質な身体障害者補助犬を育成すべき義務を負つておられます。また、身体障害者補助犬の訓練事業者は第二種社会福祉事業を行なう者でありますので、その義務に違反するようなことがあります。

さらに、介助犬について見れば、使用者の障害の程度、態様などによりその必要とされる補助の内容も異なり、使用者との合同訓練が必須でありますので、そのような中で十分な補助の能力を有しない犬は排除されることになると考えております。

いざれにいたしましても、御指摘のように、トレーナーの恣意的な判断によつて身体障害者補助犬とされるようなことはないものと、こう考えております。

○衆議院議員(金田誠一君) 御指摘のとおり、私は、NPO法の制定に当たりまして、これからはもうNPOの時代であるという観点で、市民団体にとつて使いやすいNPO法を作り、更に税制支援措置と、これがポイントになるということで努力をしてきた経過がございます。そのことと今回のこの公益法人あるいは社会福祉法人に限らずして使いやすいNPO法を作り、更にNPO法人を除外をして、なぜ公益法人あるいは社会福祉法人といふところに限定をすることになります。

もう一点の御質問は、この介助犬の認定団体の問題なんですが、介助犬及び聴導犬の認定は指定された公益法人又は社会福祉法人が行うこととに限定をしておられまして、今、介助犬を実際に育成しておられます多くの団体、NPO法人であつたりもするんだと思いますが、これは若干皮肉を込めて申し上げれば、金田さん、一生懸命NPO法人を推進してこられたお立場の方が、ここからNPO法人を除外をして、なぜ公益法人あるいは社会福祉法人といふところに限定をすることになります。

もう一点の御質問は、この介助犬の認定団体の問題なんですが、介助犬及び聴導犬の認定は指定された公益法人又は社会福祉法人が行うこととに限定をしておられまして、今、介助犬を実際に育成しておられます多くの団体、NPO法人であつたりもするんだと思いますが、これは若干皮肉を込めて申し上げれば、金田さん、一生懸命NPO法人を推進してこられたお立場の方が、ここからNPO法人を除外をして、なぜ公益法人あるいは社会福祉法人といふところに限定をすることになります。

このように、身体障害者補助犬に関する認定は、施設等の管理者に受取義務を課す等の重大な効果を発生させるものであることから、認定業務はその適正さが強く求められるものであり、これを担保するためには公的な機関が自らこれを実施することも考えられますが、これを委託することとした場合には、受託者は認定業務を適切、確実かつ継続的、安定的に行うことができるとの認められます。

このように、民法上の公益法人や社会福祉法人の財産的基盤がしっかりとした団体に認定業務を負わせることとしたわけでございますが、財産要件のハードルが高いことで認定団体が少なくなるべきでございます。そこで、提案者といたしましては、衆議院における質疑でもお答えをしておりますが、厚生労働省に社会福祉法人の財産要件を緩和する方向で検討を強く要請をいたしているところでございます。

○山本孝史君 昨日も行政監視委員会で竹中大臣等々とNPOについて議論をさせていただいて、是非NPOをこの二十一世紀の日本の基盤に置いていただきたいと、こういうことでお話をさせていただいているふうに思つておるわけでござります。しかし、社会福祉法人あるいは公益法人とNPO法人の間には差があつて、NPOは信用できないんだというか、一段格が下なんだというような感じ、あるいはそこに財産的基盤を求めて、財産的基本がないがゆえに今度は社会福祉法人の基準を下げようというふうに思つておるわけでござります。

本来はきつちりとした団体が認定をすれば、実

事業者であれ百貨店の方であれ、いろんな方たちが集まつて、もつと盲導犬がちゃんとこの世の中へどこの施設へも行けるよう、宿泊もできるよといたいうような社会の受皿をしてくればよかつたんだというふうに思つてますが、そういうふたどろで、ちょっと私、認識を異にしております。

あえて反対をしているわけではありませんが、今後とも必ずしも社会福祉法人でなければいけないということではなくて、本当にいい補助犬を育成していただく、あるいはその結果として認定をするのであれば、NPO法人にも是非その門戸を開いていただきたいというふうに思つております。

最後にもう一問、これ、お聞きをしておきたいと思います。
盲導犬の育成に関しての問題でございますが、先ほど藤井先生からの御質問で、大臣の方からも、盲導犬同様にこの補助犬の支援をしたいと、おられてきたたといふだけではないといふに残念ながら言わざるを得ないと思ひます。

今、利用希望者が八千人ぐらいおられるのじやが、必ずしもお手本にするほどに国の方で力を入れておられるというふうに思ひます。育成されたときには、ほとんどお手本にするほどに残念ながら言わざるを得ないと思ひます。

そこで、税制上の特例などといつたような優遇措置も講じておるわけであります。

ただ、盲導犬を訓練する職員の養成問題、ここは盲導犬と肩を並べてやつておけるように対策面について検討して何らかの手だてをまたこの点も講じていければならないと、このように思つております。

それから、介助犬そして聴導犬の問題は、これは盲導犬と肩を並べてやつておけるように対策面においても今後力を尽くしてまいりたいと、このように思つております。

○山本孝史君 是非力を込めて取組をしていただきたいというふうに思つております。重ねてお願ひをします。

時間がありますので、盲導犬の問題はこの程度にさせていただきまして、ビル管法の問題について質問をさせていただきます。

これは、参議院の国土交通委員会で建築基準法の改正並びに櫻井充議員を始めとする我が党が提

出をいたしましたシックハウス法案の審議を通じて、シックハウスに対する認識は国会の中でも広まつてきたといったふうに思つております。

御承知のように、新築の家等に引っ越しをしてからとしたこういった育成、普及のための施策、財源を含めて講じていくんだということの決意をお聞かせをいただきたいというふうに思ひます。

○副大臣(宮路和明君) 盲導犬の育成につきましては、先ほど大臣からも御答弁ありましたように、都道府県が行う盲導犬育成事業に対して国として補助をやつてきておりまして、そしてその補助の対象となる頭数も徐々に拡大をしつつあるといったようなことで鋭意取り組んでおるわけあります。また、施設整備、盲導犬の訓練施設の整備につきましても、新たに国庫補助の対象としてその整備を図るというような努力もいたしております。そして、税制上の特例などといつたようになりますが、これも育成団体を特別公益増進法人といいます。また、施設整備、盲導犬の訓練施設の整備につきましても、新たに国庫補助の対象としてその整備を図るというような努力もいたしております。そして、税制上の特例などといつたようになりますが、これも育成団体を特別公益増進法人といいます。また、施設整備、盲導犬の訓練施設の整備につきましても、新たに国庫補助の対象としてその整備を図るというような努力もいたしております。そして、税制上の特例などといつたようになりますが、これも育成団体を特別公益増進法人といいます。また、施設整備、盲導犬の訓練施設の整備につきましても、新たに国庫補助の対象としてその整備を図るというような努力もいたしております。そして、税制上の特例などといつたようになりますが、これも育成団体を特別公益増進法人といいます。また、施設整備、盲導犬の訓練施設の整備につきましても、新たに国庫補助の対象としてその整備を図るというような努力もいたしております。そして、税制上の特例などといつたようになりますが、これも育成団体を特別公益増進法人といいます。また、施設整備、盲導犬の訓練施設の整備につきましても、新たに国庫補助の対象としてその整備を図るというような努力もいたしております。そして、税制上の特例などといつたようになりますが、これも育成団体を特別公益増進法人といいます。また、施設整備、盲導犬の訓練施設の整備につきましても、新たに国庫補助の対象としてその整備を図るというような努力もいたしております。そして、税制上の特例などといつたようになりますが、これも育成団体を特別公益増進法人といいます。また、施設整備、盲導犬の訓練施設の整備につきましても、新たに国庫補助の対象としてその整備を図るというような努力もいたしております。そして、税制上の特例などといつたようになりますが、これも育成団体を特別公益増進法人といいます。また、施設整備、盲導犬の訓練施設の整備につきましても、新たに国庫補助の対象としてその整備を図るというような努力もいたしております。そして、税制上の特例などといつたようになりますが、これも育成団体を特別公益増進法人といいます。また、施設整備、盲導犬の訓練施設の整備につきましても、新たに国庫補助の対象としてその整備を図るというような努力もいたしております。そして、税制上の特例などといつたようになりますが、これも育成団体を特別公益増進法人といいます。また、施設整備、盲導犬の訓練施設の整備につきましても、新たに国庫補助の対象としてその整備を図るというような努力もいたしております。そして、税制上の特例などといつたようになりますが、これも育成団体を特別公益増進法人といいます。また、施設整備、盲導犬の訓練施設の整備につきましても、新たに国庫補助の対象としてその整備を図るというような努力もいたしております。そして、税制上の特例などといつたようになりますが、これも育成団体を特別公益増進法人といいます。また、施設整備、盲導犬の訓練施設の整備につきましても、新たに国庫補助の対象としてその整備を図るというような努力もいたしております。そして、税制上の特例などといつたようになりますが、これも育成団体を特別公益増進法人といいます。また、施設整備、盲導犬の訓練施設の整備につきましても、新たに国庫補助の対象としてその整備を図るというような努力もいたおります。

奈良県の桜井保健所。新築の二十軒を調べたところでは、ホルムアルデヒドの濃度は四七%で不適合率を示し、とりわけ高気密断熱集合住宅では八〇%が不適合であった。仕上げ材をすべてホルムアルデヒドの溶出濃度ゼロのレベル、一番高い建材を使ったとしても基準値を大きく超過し、内装材のレベルを過信せず、実測による検証が必要だという報告をしております。

香川医療研究所の調査。新築の大学校舎においてホルムアルデヒドの濃度は一年経過しても新築直後の約六割を示したというふうに言つております。高知県の中央西保健所。新築の際に建築業者や住宅設備業者からの情報提供を望む人が八割いるけれども、しっかりととした情報が得られていない。効果的な換気方法が採られていない。

関西医科大の調査では、夏において開口部を閉めることによつて、すなわち窓等を閉め切ることによつて簡単に高濃度の環境ができるので、通常の生活状態における二十四時間測定は発症と関係する室内濃度を反映しないという報告をしてお

ります。

大阪市の環境食品技術者会。これはホルムアルデヒドの濃度が繊維製品に移るということが報告をされておりまして、特にウールでは三年後においても基準値を超えております。乳幼児へのウールの繊維製品については接触性の皮膚炎等の健康被害について十分注意をしてほしいといったような様々な報告がなされております。

このように見てまいりますと、この建築基準法の改正でいろいろと国土交通省が御答弁をされておられました点で二点気になつておりますので、確認の意味も込めて一度御質問させていただきたいというふうに思つておりますが、FCOの建材を使って新築した住宅は環境基準を満たすと理解をしてよろしいのでしょうか、まず御答弁をおいただきたいと思います。

○政府参考人(三沢真君) FCOの建材を使えば厚生省の指針値が満たされるかどうかという御質問でござります。

これは、結論だけ先に申し上げますと、必ずしもそうではない、換気の状況とか、それから使用する量によって異なるということでございます。

当然のこととございますけれども、気密性の高い構造のものと換気量が少ない構造のもの、これは室内で発散するホルムアルデヒドが屋外に排出されにくいということで、その場合には室内のホルムアルデヒドは高くなるわけでござります。したがいまして、まず気密性の高い住宅では換気設備をきっちりと付けて最低限の換気を確保するということがどうしても必要になつてくるわけでござります。このことは、家具からの発散量もあることとございます。

じや、こういう気密性の高い住宅に換気設備を設置すれば、あとFCOといふのは使えるのかということでござります。この場合でも、FCOを使つても、使用面積がもし多いと厚生省の指針値を超える可能性がありますので、FCOの建材で

あっても使用面積を制限するということはこれは必要になつてくるというふうに考えております。

したがいまして、今回の基準法の改正案では、厚生省の指針値以下に抑制するために必要な建材と換気設備の基準を定めることで、FCOの建材の使用面積の数値等を具体的に政令で定めるということにしております。

○山本孝史君 今御説明で分かりました。この間の委員会の質疑で住宅局長が、今御説明された

ように、どの程度の換気がなされているかに応じて技術的な基準を定めると、こういう御答弁をされましたので、じゃ、換気設備がちゃんと整つていればFCOでもいいのか、2でもいいのかという話になるわけですね。建てる建物の広さによつてどの程度ホルムアルデヒドが出てくる建材を使つてもいいのかと。これはなかなか、正直難しくないです。

そんな話じゃなくて、やっぱり換気設備があるうなからうが、まずはFCOを使うんだということが前提であつて、換気設備が付いているんだつたら1でも2でもいいという話は、それが使つてある面積が少ないからいいかという話は、私はそうではないだらうと思うんです。

フローリングは九割までがもうFCOだとおっしゃいましたので、ここは一気呵成というわけじゃありませんが、やっぱりFCOをまず使うと。換気設備がそれには補助的に付いている、換気設備があればという答弁は是非変えていただきたい。FCOを使うというふうに答弁していただきたい。

○政府参考人(三沢真君) ただいま申しましたように、まず、換気設備があるとしてもFCOを無制限に使えるということではなくて、FCOであつても使用面積を制限することが当然必要だということでござりますので、当然、もっと発散量の多いFCOとかFCOであれば、これ、換気設備を作つても、もうその使用量というのをもう大幅に制限されるというふうに考えております。

したがいまして、結果としては、恐らく実際の

建築においてはもうFCOを使うという結果になるであろうというふうに考えております。

○山本孝史君 今答弁、納得できない。だから、FCOを使うというふうにまず基準を定めなさいと言つているんです。

○政府参考人(三沢真君) そこはちょっと基準の定め方でござりますけれども、要するに、FCOとFCOを比べますと、例えばホルムアルデヒドの量で見ますと発散量は三倍でございます。した

がいまして、理論的に言いますと、FCOで許容されているものの使用面積があるとして、その三分の一までは使えるんじゃないかということを理

論的には言えるわけでございます。

したがいまして、ここは多分規制の問題としては、恐らく一定の理論的な数値に従つてそういうものは決めざるを得ないわけでございますが、実質の建材の使用についてもFCOができるだけ使っていただくように、いろいろな形で供給業者等に対しても周知徹底を図つていくということとしていきたいというふうに考えております。

○山本孝史君 入口規制として、できるだけ使わない、全く使わないことがまずいい。もう一つは、換気をちゃんとしなければいけない。さつき、公衆衛生学会の御報告申し上げたように、閉めてしまえば簡単に濃度が上がってしまう。だから、ここは換気をちゃんとしなければいけない。やつぱり間でしつかりとした、その住んでいる人たちが自分の環境がどうなつているのかということを検査をする、容易に検査ができるような体制を国として作つてあげなければいけない。この三段階あると思うんですよ。

やつぱり、ここはFCOを使うんだと、今のようないかという話をしますと、やつぱり個人差がありますし、それによって出方が違いますから、ここは、せつからやつっているんだからFCOを使うということをまず前提に基準値を作ります。

いうことを是非やつていただきたいというふうに思います。

換気、換気というふうに強調されるんですが、換気は必ずしも、今度の建築基準法で決められたとしても、二十四時間の完全な自動換気になつてゐるかとすると、そうではないわけですね。しかも、今日問題になつておりますビル管法も、対象は決まつてゐるわけです。学校であつても、八千平方メートル以上という大変大きい建物でなければビル管法上で換気の検査は規定をされていない。

そこで、厚生省にお尋ねをするんですけども、というかお願いをしますが、学校とか保育所あるいは病院などの教育・福祉・医療施設は、建物の大きさにかかわらずビル管法の対象にしてはどうかというふうに思います。また、中央換気設備のない場合であつても、シックハウス対策がこのういうところでは必要なんだからということで、新たな環境基準を設けてはどうかというふうに思いますが、御答弁をお願いします。

○政府参考人(下田智久君) 学校や保育所、病院等の管理に関しましては、保健衛生面を含めまして、施設の特性あるいは利用者の状況に応じた対応が必要であるということから、一般の多くの人が利用するビルなどを対象といたしました建築物における衛生的環境の確保に関する法律、いわゆるビル管法でございますが、その対象とはなつておらず、それぞれの施設を所管する担当部局ともおらず、それぞれの施設に関する基準に従い現在

十分相談をしながら、化学物質の実態の把握に努めまして、問題に応じて必要な対応を進めていくということといたしておるところでございます。

また、化学物質濃度の基準をビル管法の建築物環境衛生管理基準に盛り込むべきではないかといふお尋ねでござりますけれども、昨年十月に建築物衛生管理検討会といふものを設置いたしまして、そこで管理基準をいろいろ御検討いただいて、適切に対応してまいりたいと考えておるところでございます。

○山本孝史君 ビル管法がどこでも、やっぱり中央の換気設備がある建物だけしか、もう一定の大きさ以上ということになりますと、今申し上げましたような施設は対象外になってしまいますので、検討をしておられるというふうにお聞きをしました。是非、そいつたところ、しっかりといたところの換気の基準が保たれるよう、そういう基準の設定をしていただきたいというふうに思います。

もう一問、厚生省にお聞きをしておきたいといふうに思いますが、今度のこのシックハウス問題、あるいはアレルギー・リューマチ対策等いろいろ議論がありました中で、二〇〇〇年度の補正予算で公共事業等の予備費の中から四十億円の支出をして、国立病院にクリーンルームですかあるいは他の設備を整備をするということになりました。よっぽどいい施設ができる上がりて、去年はたくさんの方が来られたんだろうなど、こういうふうに思つておりましたのですが、四十億円のうちでシックハウス対策は実は七億円ということになつておりますし、クリーンルーム供用すればあれだけでも、一番アレルギーの基幹病院ということで整備をしてこれらた国立相模原病院にシックハウス対策として七億円下りまして、検査体制あるいは病室等の整備をしましたとなつております。じゃと思つております。平成十三年度の患者さんは一人外来で来ただけだということになつておりますので、何をやつとるんだというふうな思いがするわけであります。ここは一体どうなつてているのか。

公共事業が二〇〇〇年度の補正予算ですから、二〇〇一年度に掛かって整備をして、よいよ今年から始まるということかもしれませんけれども、しかしこまでの答弁聞いていて、国立相模原病院にはクリーンルームがございまして、こうおつしやつておる割にはちょっと宣伝が過剰に過ぎるのではないかと、こう思いまして、今後の対応どうされるのか、お聞きをしておきたいとい

うふうに思います。

○政府参考人(河村博江君) 平成十二年度の公共事業等予備費におきます国立病院・療養所のアレルギー対策に係ります施設整備につきましては、診療面あるいは臨床研究面、施設によりましてその整備内容が異なりますけれども、いずれもアレルギー対策として必要な整備を終えまして、既に運営を開始した状況にございます。

診療面で申しますと、シックハウス対策といったしまして、国立相模原病院に七億円を投じまして、外来におきます専用検査室の整備、それから入院して検査できるクリーンルームの設置を行つて、本年四月から運営を開始したところでござります。

先生に御提出させていただいた資料は十三年度のものでございまして、二月に竣工を終えて試験的に一人の患者さんを受け入れたということでございまして、本格稼働はこの四月からございまして、現在三人の外来の受診者の方が来ておられるという状況でございます。

まだ宣伝が足りないのではないかというふうに私も思つておりますし、ホーメンページ等を作成いたしまして、今後、本格稼働をいたしたいという状況でございます。

○山本孝史君 予算の執行ですから時間的ななれどができることは承知をしておりますけれども、これは相模原病院を基幹病院にするというのは、私の記憶の中でも四、五年前からずっと言い続けてきたことだというふうに思つていて、それにしてはと思つました。しっかりととした対応をして、それによつてはと思います。しっかりととした対応をして、それによつてはと思います。ただ、またの機会に是非その稼働状況について御報告をいただきたいというふうに思いました。

ここで、この法案の提出者であります櫻井充議員に是非お伺いをしておきたいと思います。

議員の一生懸命これまでの御活動の中で、このシックハウス問題が国会の中でも取り上げられて、そして建築基準法の改正に結び付き、あるいはこのように様々、法律を提出をされていること

ろでございますが、今日のやっぱり厚生省の御答弁を聞いておりましても、あるいは国土交通省の答弁を聞いておりましても、いまいち腰が入つて、いないというふうに思つんですが、提案者である櫻井議員のこの問題に対する御見解なり、あるいはこの対策の必要性等々について御所見を是非述べいただきたいというふうに思つます。

○委員以外の議員(櫻井充君) 山本議員の御質問にお答えしたいと思いますが、この病気の重症度の認識の差なんだろうと思っています。

今、大体日本で約五百万人の患者さんがいると言つております。私も実はシックハウス症候群の患者の一人でございます。私も新築の家などに行きましたと目がかゆくなりますし、それから同僚議員の中にはぜんそくの発作を起こす方もいらっしゃいます。それから、頭痛を訴える方も多いらっしゃいます。これをそのシックハウス症候群に入つていただいたら、そのカメラマンの方はその入つた瞬間に、五分ぐらいしてからですけれども、体じゅうに発疹ができるというような状況がございまして、これをそのシックハウス症候群と診断できるのかどうかという、そこが一番大きな問題かと思います。

ですから、その患者さんがいるにもかかわらず、その方々がそういう住宅から発散されるような化学物質でいろんな症状を呈しているということに気が付いていない。これは患者さんだけではなくて、行政の側の方が、全くとは言ひません、最近は重い腰を上げてくださいましたが、そこまでの重症度を認知していないというところが大きな原因かと思います。

そしてもう一つは、化学物質だけではありませんで、こういう蛍光灯があります、それから今までパソコンとかございますが、あそこから発散される磁場でもかなり大きな影響を受けます。私は携帯電話を胸のポケットに入れていますと胸が苦しくなります。これは私だけではございませんで、動悸がするとか、やはり胸が苦しくなるよ

うな議員の方もいらっしゃいまして、磁場でも具合が悪くなる人たちが今いるということです。

原因は、住宅やその住宅から発散される化学物質、磁場だけではなくて、今職場でも、それから学校でもいろんな化学物質が発散されていて、そのため患者さんたちが増えてきてるにもかかわらず、それに対する対応が不十分ではないかというふうに考えてます。

今回の建築基準法の見直しで、確かにホルムアルデヒドの濃度は減量されるんだろうとは思いますが、しかし、今、合板に使われているホルムアルデヒド、接着剤ですけれども、合板を造る際の接着剤ですが、その代わりにアセトアルデヒドが用いられてます。つまりは、これも、アセトアルデヒドも取り締まなければいけない、体に影響がある、悪影響があると言われている化学物質の一種類でして、それが今度は逆に増えていくような傾向があるわけです。ですから、言わばイタチごっこのようなものでして、ホルムアルデヒドだけは規制して、環境基準を満たしている、建築基準法を満たしているから安全な住宅なんだといつてコマーシャルされることの弊害の方が私はむろ大きいんじゃないだろうか、そういう危惧の念を抱いております。

ですから、FC-0の建材を使うことはまず第一歩なのかもしれないけれども、化学物質を使わなければ、実はクリーンルームを造つただけでは不十分でして、そのクリーンルームにたどり着くまでも、化学物質を全く使わないでマンションを造ることができるんですね、今。ですから、そういう化学物質フリーの社会を目指していくという姿勢こそが非常に大事なことなんだろうと思います。

そして、先ほどクリーンルームの話がございましたが、実はクリーンルームを造つただけでは不十分でして、そのクリーンルームにたどり着くまでに、病院というのは化学物質が非常に多いですが、それが、それで具合が悪くなる方もいらっしゃいますし、診察する側の医者が例えれば化学繊維の入つた白衣を着ているとか、それからまた

までも、それで化粧をしているとか、それから整髪剤を使つていてとか、そういうものだけで反応しで具合が悪くなつてしまつ。それから、新幹線で行こうのなら、そこから発せられる磁場がありまして、それのために新幹線に乗つて行けないわけです。

ですから、本当は身近なところにそういう病院を多数造つていただきかなきやいけないことと、それからシックハウス症候群の今診断できる医者が一人しかいらっしゃいません。ですから、こういうお医者さんを育てていくことも急務ですし、それからメカニズムが分かつておりませんから治療法も確立されておりません。基本的には体にたまつている化学物質を汗をかいて出すとか、それから全く化学物質がないような保養所に行って自然治癒を持つしかないというような状況ですから、とにかく発病しないように努めていくことが非常に大事なことなんだろうと思つては、少し長くなりましたが、今回の建築基準法では、住宅が建てられる、それから、こういう公共の建築物が建つまでの基準はできたかも知れませんが、その後の管理というものに関しては全く対策がなされていないわけです。そこで我々としては、ビルのメンテナンスをきちんとやることは、少しあるだろう、その思いで定期的に室内的空気の環境や水質を測つていかなければいけないんじやないか、そのように考えております。

それから、今回縦割りの弊害というのを随分出てまいりまして、このビルでも、こういう建物でも建てるまでは国土交通省の管轄で建築基準法を満たさないといけない、その後の管理は厚生労働省の手に委託されるようになります。

この間、上野に子ども図書館ができ上がりました。それから、京都に国立図書館ができ上がりました。我々の会派の方々がどちらの図書館にも行きま�했けれども、新築の図書館でしたが、二人とも具合が悪くなつて帰つてまいりました。この際にどうなつたかというと、館長さんは何と言つ

たかというと、半年もたてば化学物質が放出するからいいでしようという、そういう考え方なんですよ。こんな、閲覧室に入つたときに一番具合が悪くなつたという話でしたが、多分こういう家具があつて、それから本の新しいものだつたとするところからも化学物質が出てまいりますから、そういう管理監督というもののもつときちんとやっていかなければいけないんですが、ここも全部、建物は建てるまでは国土交通省で、その後は厚生労働省という、ここに大きな問題があると思ってます。

学校は文部科学省でして、文部科学省の方々に言わせるとシックスクールというものの概念が決まっていないから調査ができないと。今、二十二万人不登校がいると言われていますが、その中の何%がシックスクールなのかも分からないと、そういう話になつています。そして、いろいろ話をしているうちに、一応学校の室内の空気の濃度を測ることにはしたんです。どのようにして測つたかといいますと、窓を全部開け放して、日常子供たちがいるような状況にして測つているんです。そのため、外の空気と、環境と全く同じような状況で測つていますから、ほとんど異常がないとピュータールームだけは恐らく部屋の窓が閉まっていますから、そのところでは二〇%環境基準を超えていたという数字が出てきていましたけれども、今までのその対策が割といい加減といいますが、その重症度を認知されていないので、非常に不十分ではないかというふうに考えておりま

す。しかし、シックハウス等になるということをやはり、シックハウス等になるということをやはり、冬なんか、夜寒いのに換気しておしまつたら風邪引きますししますから、そんなわけにもまいります。うふうに思います。

換気等でどうなるかという問題もありますが、せんので、閉め切つたときにどんな、閉め切つたときにその値が一体どうなるのかと、そこがクリアするということが一番大事だらうと思ふんですね。それがクリアできるような材料を使つてもらうということが大事だらうというふうに思ひまして、その辺のところを我々の方ももう少し検討し、そして各省庁にお願いをするところ

方面でこのシックハウスあるいはシックスクール等々の問題について取組をしなければいけない。大阪も、この四月から府民の要望に応じて住宅内での有機化合物の濃度検査をするということです。保健所を通じて料金で受付をしております。

そういうことも含めて、このシックハウスの対策あるいは化学物質過敏症対策の必要性、ある大臣にも力を入れていただきたいということをお伺いをさせていただきたいというふうに思います。

○國務大臣(坂口力君) 大阪の取組は大変すばらしい取組だというふうに思つております。非常に今後参考にさせていただかなければなりません。

○山本孝史君 よろしくお願いします。

○沢たまさき君 公明党の沢たまさきでございます。

どうぞよろしくお願いを申し上げます。

これまで介助犬、聴導犬は、きちんと訓練を受けていても法的にはペットの扱いのために、ホテルや駅とか、あるいは交通機関など同伴を拒否されるというケースがございました。我が党の大野由利子元衆議院議員が質問主意書として提出し、この問題を初めて国会で取り上げました。また、各会派の先生方が今日まで超党派で熱心に取り上げていただき、議員立法に至つたことを心より喜んでおります。

そこで、確認をさせていただきます。この法律案の目的は「身体障害者の自立及び社会参加の促進に寄与することを目的とする。」としておりま

すが、しかし、障害者の方々の障害の状況によつては、介助犬をうちの中や施設内のみで利用して、外出時にはヘルパーの介助者を同伴して介助犬を使わない場合もあると、このように伺いました。

いわゆる室内介助犬については介助犬として認定されるのでしょうか、どうでしようか。提案者にお伺いをいたします。

○衆議院議員(青山二三君) 沢委員の御質問に私は方から御答弁をさせていただきたいと思いま

はお願いをしていかなきやならないというふうに思つてます。

○委員長(阿部正俊君) 時間ですので、どうで

しょうか。

本法案では、第二条の定義にありますように、身体障害者補助犬となるためには第十六条の認定を受けなければなりません。そして、第十六条は

身体障害者補助犬が公共施設等やこれを利用する不特定多数の者に迷惑を掛けないよう行動することができますの能力について認定制度を規定してお

りまして、室内において利用することに限られる場合であっても、沢委員御指摘のいわゆる室内介助犬でも、当該犬が当該能力を有すると認められる場合には身体障害者補助犬として認定されるととなります。

○沢たまき君 分かりました。じゃ、外も内も同じということをございますね。

じゃ、補助犬の認定に伴う指定法人の要件等について伺わせていただきます。

本法律案は指定法人による公的認定制度を導入しておりますが、このことは補助犬が市民権を得たことになりますて、心から喜んでいただいております。したがいまして、補助犬の育成につきましては、医療提供者、獣医師と十分な連携を取り、障害者の状況に応じた訓練を行うことによって質の良い補助犬を育成することが極めて重要なことはないかと思いますが、お伺いをいたしました、指定法人の乱立は望ましいとは思いませんが、中立性と公平性、また認定試験官の能力保持、質の向上のため、複数団体の方がより、障害者の状況に応じた訓練を行うことによつておりましたが、指定法人の要件はどう考えていらっしゃるのでしょうか。

また、指定法人の乱立は望ましいとは思いませんが、中立性と公平性、また認定試験官の能力保持、質の向上のため、単団体より複数団体の方がよいのではないかと思いますが、お伺いをいたしました、提案者の方に。

○衆議院議員(青山三三君) 指定法人の要件につきましては、詳細は厚生労働省令に定められることになりますが、第十五条に規定されておりますように、指定を受けるには、まず第一点目として、身体障害者補助犬の訓練又は研究を目的とする民法上の公益法人又は社会福祉法上の社会福祉法人であること。第二点目といたしましては、身体障害者が身体障害者補助犬を同伴して施設等を利用する場合において、身体障害者補助犬が適切な行動を取る能力を有するかどうかに関する認定

の業務を適切かつ確実に行うことができるが条件になるわけでございます。

また、指定法人の数につきましては、御指摘のように、身体障害者補助犬を利用する身体障害者

の利便性を考慮いたしますと、一つよりも複数の団体であるべきものと考えております。ただ、認定は身体障害者補助犬の能力を第三者的な立場から統一的に判定するものでございまして、指定法人に

がいまして、沢委員御指摘のとおり、指定法人につきましては、中立性と公平性、また認定試験官の能力保持、質の向上のため、複数団体の方がよいと考へております。

○沢たまき君 じゃ次に、介助犬を訓練する際の公共交通機関の利用についてお伺いをいたしま

す。

育成する団体あるいは使用予定者が、訓練期間中に、その訓練犬を一定の条件の下、要件の下、作りが進められるとは思いますが、その際、各公共交通機関を利用できるようにしませんと育成ができませんよね。したがつて、今後、施行規則ができますが、その後、施行規則ができますが、その際、各公共交通機関で統一した訓練犬の利用可能な訓練規定を設けるべきだと考えておりますが、厚生労働省はどのようにお考へでしようか。

○政府参考人(高原亮治君) 介助犬の訓練は、他人や施設に迷惑を掛けない訓練と肢体不自由者の訓練を行なう訓練を内容としており、現在、厚生労働省におきまして介助犬の訓練基準に関する検討会を設置し、それらの訓練基準の在り方について検討いただいておるところでございます。

介助犬の訓練基準におきましては、介助犬の訓練は御指摘の公共交通機関においても必要に応じて実施することとしております。その際には、受入れ側の事情にも配慮しつつ、犬が一定程度習熟した段階で実施するとともに、訓練者は周囲の人や施設に迷惑や危害を及ぼすことのないように責任を持って管理し、訓練することとしたと考

えます。JR東海で一律に行われているものではないようですが、関連して、インターネットの情報によりますと、JR東海が介助犬に対して乗車のテストをするという記事がありました。

JR東海で一律に行われているものではないようですが、関連して、インターネットの情報によりますと、JR東海が介助犬に対して乗車のテストをするという記事がありました。

今お話しのJR東海でございますが、JR東海につきましても今まで九頭について介助犬といふことですので、同伴を認めているということでございま

す。ただ、從来から公的認定制度がなかつたといふことで、鉄道事業者といつしましては、他の不特定多数の旅客に危害を及ぼさないか、あるいは公衆衛生上の問題がないかということについて心配でございますので、やはり鉄道事業者としては事前に一定のチェックをさせていただきたいと

いうことは事実でございます。

この中で、専門家の意見も聞きながら独自にわざチェックリストというものを作成いたしました。ただし、その基準に従つて乗車テストを実施しております。そして、十分な訓練が施されているものと判断させていただければ介助犬の同伴を認めているものでございます。先ほど申し上げたような数字で同伴が認められてございます。

いずれにしましても、この法律ができて厚生労働大臣から指定を受けた法人によって介助犬といふものが認定ができるれば、鉄道事業者としても改めて独自のチェックを行うことがなくなると思つております。

○国務大臣(坂口力君) いずれにいたしましても、この問題は関係する皆さん方が連携を密にしてやつていかないといけませんので、連携を密にして、そして大きく成長するようにしたいというふうに思つております。

も、この問題は関係する皆さん方が連携を密にしてやつていかないといけませんので、連携を密にして、そして大きく成長するようにしたいといふふうに思つております。

どれほど訓練しましても犬は犬ですから、そう余り無理なことを言つたつてそれは僕は駄目だと思つんですね。人間の方がある程度寛大にこれは扱つていいかなやいけないと思っております。

○井上美代君 日本共産党の井上美代でございます。

私は、初めに補助犬法案について質問をいたしました。

この法案の意義と基本理念についてお聞きをし

ます。

○委員長(阿部正俊君) 簡潔にお願いします。

○政府参考人(石川裕司君) 現在のところ、介助犬は法的に認められた犬ではないということです。

たいと思います。障害者が補助犬を同伴して公共的な施設やそして交通機関を利用できることを明記した初めの法律として、私も多くの関係者から歓迎の声を聞いております。補助犬がある施設に入ることを拒否される、これは犬を拒否しているように見えるんですけれども、実際には犬のユーチャーである障害者の利用を拒否しているのだという認識に立たなければならないというふうに思います。

この法案は、補助犬法案という名称ではあります。が、犬の法案というよりも、障害者の社会参加の権利保障を根本に据えたものであるというふうに考えますけれども、提案者の御所見をお伺いしたいと思います。

また、権利にかかる法案であるからこそ、施設利用を拒否された場合の罰則規定、そして救済措置などを求める意見もユーチャーの方々から出されているわけですが、このことについても併せてお願いをいたします。

○衆議院議員(児玉健次君) この法案の意義、基本理念について、今、井上議員からお尋ねがありました。法案は名称が補助犬法案ではありますが、その内容、目的は障害者の社会参加の権利保障にあるのではないかと、こういう御指摘に提案者の一人として全く同感いたします。皆さんよく御存じのように、障害者の完全参加と平等を目指にして、一九八一年から十年間、世界で開催された国際障害者年が障害者への諸施策を前進させる上で画期的であつたというのが周知の事実です。

国際障害者年の開始に向けて、一九七九年、第三十四回国連総会で採択された国際障害者年行動計画に次のような一節があります。ある社会がその構成員の幾らかの人々を縮め出すような場合、それは弱くもろい社会である。障害者はその社会の他の者とは異なる二一歳を持つ特別な集団と考えられるべきではなく、その通常の人間的なニーズを満たすのに特別な困難を持つ普通の市民と考えられるべきである。

私は、この指摘は非常に重要なことです。通常の人間的なニーズを満たすのに特別な困難を持つ、この特別な困難を除き、あるいは軽減する上での補助犬は生きた補助具として大きな役割を果たすんじゃないでしょうか。

昨年七月に提出された補助犬に関する検討会報告書で、介助犬の役割につき、介助犬使用者が、「手の代わりとなり、不可能だった動作が可能になる」、「積極的に外出するようになり、行動範囲が広がる」などの喜びの声が紹介されています。ここに補助犬の重要性が表現されており、補助犬の育成、普及が障害者の社会参加のために極めて大きな役割を果たす、私はそのように考えていました。

一言申しますけれども、今、日本では盲導犬、聴導犬の普及が欧米諸国に比して大きく立ち後れ、先ほど御指摘もありましたが、介助犬は総じて就いたばかりです。この立ち後れは、豊を中心とした和式の生活様式や日本の在来種が補助犬に必ずしも適していないからだと、こういうふうに説明する向きもありますが、私はそうは思いません。この立ち後れの原因は、障害者と家族の強い願望にもかかわらず、行政と社会がこの分野においての理解が不足し努力も弱かつたところに求められる私を考えます。この法案の成立は立ち後れを取り戻す貴重な契機になることを私は確信するものです。

後半の御質問ですが、施設利用を拒否した場合の罰則規定、救済措置に関してです。

補助犬に対する社会全体の理解と同意の前進に努めることが現在の主眼である。こういう考え方から努力義務規定とし、罰則を設けることはしませんでした。この点、御理解をいただけたらと思います。

○井上美代君 国や地方自治体が管理する施設として公共交通機関では今年の十月一日から補助犬を同伴しての利用を拒否してはならないということがあります。国や自治体の施設内では民間の店舗が入っている場合が多く見られるのですけれど

も、こうした店舗は国や自治体の施設の範疇に入れるのかどうか、確認したいというふうに思いますが、どうか、確認したいというふうに思います。

また、来年十月からは不特定多数が利用をしております民間の施設、例えば飲食店とか旅館などに広く対象が広がっていきます。補助犬同伴の利用を拒否してはならないということになります

けれども、現在まだ拒否の例が少なからずあります。

そこで、大臣に質問をしたいというふうに思います。

も、こうした店舗は国や自治体の施設の範疇に入りますから、公共の施設内にある民間店舗においても可能な限りこれに同調していただけるようになります。

○井上美代君 今、提案者の方から御答弁をいただいて、この法律が本当にうまく発足していくことを願っています。

内閣府の利用を進めるためには、提案者から指摘がありました施設について早急に検討していただきたいというふうにまずお願いを申し上げます。

○衆議院議員(児玉健次君) 今御指摘のように、この法案では国等が管理する施設、公共交通機関等について本年十月一日から公共交通事業者、施設の管理者は補助犬の同伴を拒んではならない、

この法案では国等が管理する施設、公共交通機関については、明年十月一日から当該施設を管理する者

は補助犬の同伴を拒んではならないという法律上の義務を負います。

こういう法律上の義務を負うことになります。

この法案では国等が管理する施設、公共交通機関については、明年十月一日から当該施設を管理する者

は補助犬の同伴を拒んではならないという法律上の義務を負います。

国等が管理する施設内にある不特定多数の者が利用する民間施設、これ、いつから身体障害者補助犬同伴を拒んではならない法律上の義務を負う

一方、不特定多数の方が利用する民間施設についての理解が不足し努力も弱かつたところに求められると私は考えます。この法案の成立は立ち後

れを取り戻す貴重な契機になることを私は確信するものです。

後半の御質問ですが、施設利用を拒否した場合の罰則規定、救済措置に関してです。

補助犬に対する社会全体の理解と同意の前進に努めることが現在の主眼である。こういう考え方から努力義務規定とし、罰則を設けることはしませんでした。この点、御理解をいただけたらと思います。

○井上美代君 国や地方自治体が管理する施設として公共交通機関では今年の十月一日から補助犬を同伴しての利用を拒否してはならないというふうに思います。

内閣府の利用を進めるためには、提案者から指摘がありました施設について早急に検討していただきたいというふうにまずお願いを申し上げます。

も、こうした店舗は国や自治体の施設の範疇に入りますから、公共の施設内にある民間店舗においても可能な限りこれに同調していただけるようになります。

○井上美代君 今、提案者の方から御答弁をいただいて、この法律が本当にうまく発足していくことを願っています。

内閣府の利用を進めるためには、提案者から指摘がありました施設について早急に検討していただきたいというふうにまずお願いを申し上げます。

そこで、大臣に質問をしたいというふうに思います。

律を契機に総合的な窓口設置をしていただいたらどうかというふうに思つんですかとも、大臣、いかがでしようか。

○國務大臣(坂口力君) いろいろの補助犬につきましてのことにつきましては、各団体に対しまして徹底をすることにはまず第一。そして、いろいろのことが起こりましたときの窓口、もちろん厚生労働省にも窓口作りますけれども、厚生労働省の窓口でいろいろのことがございましたら、それを厚生労働省が聞かせていただくのも、それも大事。直接それは言つていただきたい結構でございますけれども、その両方でいきたいというふうに思つておる次第でござります。

○井上美代君 今のは、都道府県に置き、厚生労働省にも窓口を作るというふうに理解してよろしいですね。

私は、次に国の予算に関することを大臣にお聞きしたいというふうに思つておる。現在、盲導犬の育成について自治体が行つた補助を対象に国の補助制度があるとお聞きしているんです。この法案によつてこれが介助犬や聴導犬に広がつていくということになつていくと思うんです、この法律が通りましたら。それで、育成だけではなくて、補助犬の使用のフォローアップについても補助対象とすることを検討していただきたいというのが私の質問の内容なんです。

具体的なフォローアップの一つは、補助犬の再訓練なんですけれども、ユーザーの指示がちゃんと伝わらなくなってしまう犬がいるということですね。補助犬としての役割がもう十分發揮できません、生きて物ですから仕方がないです。生きる、犬が。生きる、犬が。そのままにしておくとユーザーにとても利用する施設に対しても不幸なことになるということです。育成団体は新たな補助犬を送り出すことが中心であるために、なかなか使用者から相談や必要な再訓練に手が回らないという現状

もあるということを実際に現場の方にお聞きしております。

もう一つはハーネス、犬に付いているものですが、それでも、ハーネスについてなんですか。補助犬が人では二、三年でハーネスを換えなければいけない。これもフォローアップの一つとして補助対象にできないかということの要望が非常に強いわけなんですね。

今後の検討をお願いしたいというふうに思いますが、その点、いかがでしようか。

○國務大臣(坂口力君) 盲導犬につきましては、都道府県から助成がされておりますし、その半分は国の方からしているところでありますので、これは盲導犬だけではなくて、今度の介助犬でありますとか、それから聴導犬につきましても同様の扱いをしたいというふうに考えております。

それで、そこはそうなんですが、それから後例えば犬のえさ代ですか、それはいろいろ費用が掛かると思いますが、それらは利用者にお願いをする以外にないだらうというふうに思つております。

ただ、今御指摘になりましたように、一度訓練された犬ではありますけれども、なかなか言つておられるんだどうというふうに思いますから、そのときの訓練は、これは公的にできるのでは、これちょっと私、確かめておりませんけれども、公的にできるのではないかと私は思います。それから……

○井上美代君 ハーネス。

○國務大臣(坂口力君) ハーネス。ハーネスにつきましてどうするかというところまで決まっておりませんけれども、最初はそれ付いてるわけでですから、その後は御本人でそれおやりいただきます。内閣府が次のプランを作つていくと、思うんですけど、その土台はやはり厚生労働大臣のところで作られるわけなので、そういう点ではもう是非、この中に幅広い観点から検討するという、幅広いというのがあるのですから、この障害者の無年金問題がもう本当にどこかへ行きはしないかというの皆さんはすごく心配しておられるんですね。だけれども、先ほど御意

題についてお聞きをしたいというふうに思つます。この法律によって障害者の社会参加や自立が支援されることを強く願つておりますけれども、障害者の自立ということに関連して無年金障害者

の問題についてお聞きします。今年の一月の新聞報道で、大臣が今年じゅうに

無年金障害者の問題を解決するという発言をされております。そして、この委員会では、ほかの議員の質問に答えて、検討しているところとか、そ

してまた、いましばらく時間をちょうどいたいとか、このように答弁をされております。しか

し、どこでどのように検討されているのかといふことが私たちには見えていないわけなんです。

現在、どこで検討が進められているのか、それを教えていただきたいというふうに思ひます。

○國務大臣(坂口力君) 一言で言いますと、難航いたしております。

お辞めになりました黒岩議員の御質問に対しまして、検討しますというふうに私お答えをしたわ

けでございますが、省内いろいろとそれ以後、これはもう検討はあちらこちらでいたしております。

ただ、年金局の方は、いや、うちの関係じやございませんと、こう言うわけでござりますし、それから障害福祉部の方も、いや、それはうちの方じやございませんというふうに言いまして、私の言いますことがたらい回しなつてているわけでござりますけれども、しかし、いつまでかたらい回しされておりましてはいけませんので、今国会終までにこういうふうにしてはどうかという私の案を示したいと思つております。

○井上美代君 障害保健福祉部と年金局との話が出たんですけど、そこがうまくいっていない

といふお話をでした。そこがうまくかんでいくと、いうところを乗り切つてほしいというふうに思つます。

ています。

九六年からの七か年計画で障害者プランが進行しております。このプランでも無年金障害者問題

を幅広い観点から検討するというふうに明記をさ

れてるわけです。今年は最終の年度ですか

らプランに沿つた施策について評価が行われるだ

ろうというふうに思つておりますが、その点いかがでしようか。

その際に、この間の検討がどうだったのか、論

点は何だったのか。それから、当然記述される

この辺まとめで記述があると思いますけれども、

どのようにお考えでしようか。

○國務大臣(坂口力君) 障害者の今後の問題につきまして、今後の十年計画というのを作つていか

ますけれども、そうした中で障害者基本計画あるいは障害者プランの策定と

いうことが今後行われるというふうに思ひます。

こうした中にこの無年金者の問題が書かれていることもありますけれども、これ

は内閣府だと思います。それで、これは内閣府が中心になつてやつていただきわけでござります。それが、私は、厚生労働省の中でもうまく結論の出な

かつたものが内閣府の中でもうまく結論が出ていくこともなかなか難しいんではないかといふふうに思つております。これは、内閣府は内閣府でござりますけれども、やはり厚生労働省としてこ

ういう案はどうかということを示さなければ私はいけないというふうに思つておる次第でございま

す。

私は、厚生労働省の中でもうまく結論の出な

かつたものが内閣府の中でもうまく結論が出て

いくこともなかなか難しいんではないかといふふうに思つております。これは、内閣府は内閣府でござりますけれども、やはり厚生労働省としてこ

ういう案はどうかということを示さなければ私は

いけないというふうに思つておる次第でございま

す。

○井上美代君 大臣のおっしゃるとおりだと思

います。内閣府が次のプランを作つていくと、思うんですけど、その土台はやはり厚生労働大臣のところで作られるわけなので、そういう点ではもう是非、この中に幅広い観点から検討するという、幅広いというのがあるのですから、この障害者の無年金問題がもう本当にどこかへ行きはしないかというの皆さんはすごく心配しておられるんですね。だけれども、先ほど御意

見も出しながらやつていくということでしたので必ず入るというふうに思つておりますけれども、よろしくお願ひをしたいと思います。

次に、障害者のプランのフォーラップは毎年内閣府が発表していますが、その内容をまとめるに当たっては当然厚生労働省から報告を受けているというふうに思つんですけれども、最終年度に当たつて、七か年のこの障害者のプランの達成状況として、どんな検討をし、どんな問題が明らかになつたのか、今後の検討がどうなるのか、内容を示すことは当たり前ではないかなというふうに思つてゐるんですけれども、長年にわたつて検討をするということが、その一言でずっとやつてこられたものですから、当事者の方々からは本当に待つて待つてもう待ち切れないというような声が来ているんですね。だから、次のプランのところと同じ扱いにならないように、具体的に検討の状況を知らせることを大臣の決意としては是非御意見をお聞きして終わつていただきたいと思います。

○国務大臣(坂口力君) この障害者プラン全体の進捗状況につきましては、これは毎年内閣府におきまして取りまとめまして、これは公表をしているところでございます。内閣府において取りまとめをして公表をしているところでございます。厚生労働省としましても、関係施策につきましては進捗状況を調査、把握に努めているところでございます。

数字として出せるもの、これは非常にやろしいんですけど、しかし必ずしも数字としてうまく出しきいものもございまして、皆さん方にうまく進捗状況をお知らせできていない部分もあるいはあります。

○井上美代君 当事者たちが本当に待ち切れないでござります。

○井上美代君 当事者たちが本当に待ち切れないでござりますから、いずれにしましてもその総括をして次に進みたいというふうに思つていてる次第でござります。

○井上美代君 当事者たちが本当に待ち切れないでいらっしゃるという、それを私、お声を聞い

て、これは何としてもはつきりとしていかなければいけないと思って質問をさせていただきました。いずれにしましても、今度の会期中にという御答弁いたしましたか。是非、私は一日も早く実現ができますことを願つております。よろしくお願いをしたいと思います。

無年金障害者の方々というのは、年金給付という結論を切実に求めてこれまで一生懸命それを政府にもお願いし、厚生労働省にもお願いをしておられます。そのためどんな問題をクリアする必要があるか、そしてまた年金支給の概算はどうなほしと、こういう関係者の強い要望もあるわけなんです。年金支給となるかどうか、これは障害者の尊厳にかかる問題であると、そしてまた、自立して生活することへの大きな支援となるものだと私は強く考えております。

関係者からの意見は十分に聞き、どれだけの重大な問題にふさわしく検討を進めてくださることを強く要望をいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○国務大臣(坂口力君) 一つだけちょっと、申し訳ありません。

先ほど、再教育の問題につきまして、これは可能ではないかというふうにも申しましたけれども、現状におきましては可能になつております。現状は、そういうことでござりますので御理解いただきたいと思います。

○委員長(阿部正俊君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、鶴保庸介君が委員を辞任され、その補欠として泉信也君が選任されました。

○西川きよし君 西川でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

私も補助犬法をお伺いしたいと思います。

本日まで皆さん方、本当に御苦勞さまでござい

ます。敬意を表したいと思います。

私は残念ながら介助犬を直接見せていただく機会がなかつたのですが、報道を通じまして何度か拝見はいたしましたが、特に大阪の茨木市の中学生のケースは大変感動いたしました。御家族の皆

たちが本当に生きた教育を実践されたのではな

いかないというふうに感じます。

私は残念ながら介助犬を直接見せていただくな

らない」と規定してあるだけでございます。

まず、他人に迷惑を掛けないよう適切な行動管

理能力を有することを使用者に求めるこの第六条

の趣旨からすれば、幼児の場合は一般的に適切な行動管理能力を持つていないと考えられます。

一律に何歳以上でなければならないということ

ではなく、使用者が適切な行動管理能力があるか

ないかを見ていくべきものと考えております。

○西川きよし君 ありがとうございます。

次に、地元の教育委員会にも、当時、その対応

についてはお伺いしたわけですが、この茨

木の事例では、実際に使用者が在籍するクラスに

ぜんそくをお持ちの子供さんがいらっしゃったと

いうことでござります。この点、学校側の対応と

いたしましては、この補助犬とぜんそくの子供さ

の席位置を端と端にいたしまして、距離を空け

てしまふ様子をごらんになつたわけですね

です。幸いにも影響が出なかつたということで、

これは良かつたなというふうに思うわけですね

ども。

ここで一つお伺いをしておきたいのは、厚生労

働省におきまして、一般的に犬が人間に對して、

特に子供さんに与える健康面での影響などがござ

いまししたら是非お伺いをしておきたいと思いま

す。厚生労働省、お願ひいたします。

○政府参考人(高原亮治君) 大が人間に対して与

えます健康面のこれは悪影響の方でござります

が、これは大きく分けまして二つございまして、

動物由來感染症やアレルギー疾患の問題が考えら

れます。

人が犬から感染する動物由來感染症につきまし

ては、現代の医学・獣医学的な科学的見に基づ

き、対策が必要な疾病に対しましては、法律やガ

イドライン、これは旧厚生省の課長通知でござい

ますが、それにより対策が講じられております。特に、狂犬病につきましては、狂犬病予防法に基づき、飼い主にワクチン接種の義務を課しております。

また、犬等の動物がアレルギー疾患の原因となる可能性については、犬の清潔を保つために、シャンプーや体毛の手入れの必要性について、使用者に対して周知徹底を図るということに対応であります。

飼い主等がこれらの動物由来感染症やアレルギー疾患を正しく理解することにより一層の衛生確保が図られることから、今後とも積極的に情報提供を行ってまいりたいと考えております。

○西川きよし君 ありがとうございました。
一つの法律がスタートするということで、大変設けられているわけですから、この点につきましては使用者といたしましては具体的にどのようなことが必要であるのか、これは提出者にお伺いしたいと思います。

○衆議院議員(武山百合子君) お答えいたしました。

第二十一条は公衆衛生上の危害を生じさせないようにすべき努力義務を課した規定であります。

その具体的な内容としましては、その使用する身体障害者は、補助犬にブラッシングや体を洗うことにより落ち毛やノミなどが付着するのを防ぎ体を清潔に保つこと、狂犬病の予防注射や検診を受けることなどが考えられます。

○西川きよし君 ありがとうございました。

その点についてござりますけれども、まあそういういた点では、やっぱり家族でみんなで支え合ふう、協力を十分に可能ではないかななど、今の御答弁の内容では可能ではないかなというふうに思ふわけですけれども。

そこで、今度は文部科学省にお伺いをいたしました。

今後、この学校等教育機関における受入れの体制について是非お考えをお伺いしておきたいと思います。文部科学省、お願ひいたします。

○政府参考人(玉井日出夫君) お答え申し上げます。

まず、障害のある児童生徒の就学についてござりますけれども、障害の種類や程度に応じて一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育を行うことがまずは重要でございます。教育委員会においてはそのため必要な環境や体制が整備されていることについてまずは検討が必要と思つております。その意味におきまして、補助犬を必要とする児童生徒については、その障害の種類や程度に応じて適切な指導を行えること、各学校において補助犬の受入れの体制が構築されていることを十分に考慮した上で就学先を決めるということになりますかと存じます。

そこで、今度は各学校における補助犬の受入れでございますけれども、一般論になりますけれども、一般的には児童生徒本人が補助犬を指導管理ができることが重要だらうと思つております。その上で、教員の理解や支援はもちろん、周囲の児童生徒や保護者の理解が非常に重要なところにつきましては、さらに、教育委員会と学校間の十分な連携も大切だと考えております。

○森ゆうこ君 国会改革連絡会(自由党)の森ゆうこでござります。どうぞよろしくお願ひいたします。

○西川きよし君 ありがとうございました。

まず最初に、質問に入ります前に、先ほどの坂口厚生労働大臣の御発言について一応、多分大臣は、基本的には教育委員会や学校において、今申し上げましたような様々な点について留意しながら適切な判断をしていただくことにならうかと、かように考えております。

○西川きよし君 ありがとうございました。

なかなか学校、現場になりますと、子供たちは、いろいろ読み物を読ませていただきましたがそれとも、珍しいことだとか、子供たちのいろいろなことが詳細に記されておりますけれども。

最後の質問にさせていただきます、短い時間ではございますが。

実際に、今回のこの中学生の事例が大きく報道されました。それを見て希望を持った障害を持つ子供たちが本当に全国にたくさんいらっしゃいました。週刊誌等々でも大きく取り上げられました、テレビでもそうですねけれども。一方でまた、果たして使用者といたしましての責任が果たせるかどうかということも、今も申し上げましたように、本当に心配な部分であります。どう

されました。それを見た希望を持った障害を持つ子供たちが本当に全国にたくさんいらっしゃいました。週刊誌等々でも大きく取り上げられました、テレビでもそうですねけれども。一方で、多分大臣は人間の方がもつと心を広く持たないで、多分大臣は人間の方があまり持たないで、そこを少し大臣から訂正していただければな

と思いますけれども。

○国務大臣(坂口力君) 先ほど、まあ事実関係は

私、分かりませんけれども、JRの話が出ました、口先にパンでしたか何か、横を向いていても

まだ突き付けるというようなことは、それはそ

すれば、それはぱくっと口を開くということであつて、それはあるだろうと。そこまで無理に、

横を向いているのにまだ突き付けていかにも食べろというようにならなければ、それは犬だって食べなきや悪いのかなと、こ

の点につきましてはどのような対応が必要であるのか、どういった考え方をお持ちであるのか、提出者のお考えをお聞かせいただきまして、私の質問

す。

○衆議院議員(武山百合子君) お答えいたしま

す。その上で、教員の理解や支援はもちろ

ん、周囲の児童生徒や保護者の理解が非常に重要になります。その上で、教員の理解や支援はもちろ

んの間に広げていただく、これが介助犬、身体障害者補助犬の受入れの理解につながるということです。多分大臣は人間の方があまり持たないで、多分大臣は人間の方があまり持たないで、そこを少し大臣から訂正していただければな

と思いますけれども。

○国務大臣(坂口力君) 先ほど、まあ事実関係は

私、分かりませんけれども、JRの話が出ました、口先にパンでしたか何か、横を向いていても

まだ突き付けるというようなことは、それはそ

れば、それはぱくっと口を開くということであつて、それはあるだろうと。そこまで無理に、

横を向いているのにまだ突き付けていかにも食べろというようにならなければ、それは犬ではあるとは言いつつも、それは犬だって食べなきや悪いのかなと、こ

の点につきましてはどのような対応が必要であるのか、どういった考え方をお持ちであるのか、提出者のお考えをお聞かせいただきまして、私の質問

す。

○衆議院議員(武山百合子君) お答えいたしま

す。その上で、教員の理解や支援はもちろ

ん、周囲の児童生徒や保護者の理解が非常に重要になります。その上で、教員の理解や支援はもちろ

身体障害者補助犬への補助金を来年度予算で措置するということを御検討中であると伺っておりますが、その一点について確認させていただきたいと思います。

○副大臣(宮路和明君) 盲導犬の育成に対する国の支援であります、先ほど来御議論いただいておりますように、国として従来から補助事業を行つておるところでありまして、今後更にこの点は頭数の拡大等、その内容の充実に向けて努力をしていかなければならぬと。

【理事中島眞人君退席、委員長着席】 一方、介助犬として聴導犬につきましては、今は特段の支援措置はないわけでありますので、盲導犬に対する支援措置と同様のものを講じていくよう私ども来年度に向けて努力をしていきたいと、このように思つておるところであります。

○森ゆうこ君 続きまして、その補助金等を、委託金を受けて盲導犬として介助犬を育成する団体について伺いますが、本法案では、介助犬育成団体の認可については会計報告の義務がないなど、このように思つておるところであります。

○森ゆうこ君 続きまして、その補助金等を、委託金を受けて盲導犬として介助犬を育成する団体

について伺いますが、本法案では、介助犬育成団体の認可については会計報告の義務がないなど、このように思つておるところであります。

○森ゆうこ君 どうぞよろしくお願いします。

○政府参考人(高原亮治君) 一年間の十二年度におきます育成頭数は十七頭でございます。

○森ゆうこ君 そうしますと、非常に乱暴な計算なんですか、一頭当たり幾ら掛かることになりますでしょうか。

○政府参考人(高原亮治君) 全体の予算額で割りますと、一千九百万円ということになります。

○森ゆうこ君 私は、日本盲導犬協会が単に盲導犬を育成しているだけではなくて、非常に広報活動等に力を入れておるということは十分存じ上げておるつもりですけれども、ただ、このどんぶり勘定といふものはしばしば問題の核心をついていることが多いです。五億の予算でわざか、先ほど十七頭とおっしゃいました、五億の予算額でわずか十七頭しか育成できない。これは常識的に考えて経費が掛かり過ぎるのではないかと思いま

す。

盲導犬育成団体、九団体ございますが、そのうち唯一厚生労働省が認可している財団法人日本盲導犬協会につきまして、昨年度の予算額は幾らでしたでしょうか。

○政府参考人(高原亮治君) 平成十二年度におきまして、新しい施設を建設するための特別会計等

を除いた一般会計の支出額は約四億八千万円でございます。四億八千万円のうち、広報啓発に係る費用等を除いた一般の事業費及び管理費は約三億二千万円でございます。

○森ゆうこ君 四億八千万、約五億ということ

で、そのうち三億ほどが寄附金。大変私も驚いた

んですけれども、多くの国民の方が非常に寄附をしてくださっている。日本も捨てたものじゃない

など思いました。

しかし、その三億の寄附金を受け、また二億近

い助成金等を受けて運営される日本盲導犬協会がその予算額で育成した盲導犬の数は何頭でしょうか。

○政府参考人(高原亮治君) 一年間の十二年度におきます育成頭数は十七頭でございます。

○森ゆうこ君 そうしますと、非常に乱暴な計算なんですか、一頭当たり幾ら掛かることになりますでしょうか。

○政府参考人(高原亮治君) 全体の予算額で割りますと、一千九百万円ということになります。

○森ゆうこ君 私は、日本盲導犬協会が単に盲導犬を育成しているだけではなくて、非常に広報活動等に力を入れておるということは十分存じ上げておるつもりですけれども、ただ、このどんぶり勘定といふものはしばしば問題の核心をついていることが多いです。五億の予算でわざか、先ほど十七頭とおっしゃいました、五億の予算額でわずか十七頭しか育成できない。これは常識的に考えて経費が掛かり過ぎるのではないかと思いま

す。

○森ゆうこ君 どうぞよろしくお願いします。

○森ゆうこ君 そうしますと、非常に乱暴な計算なんですか、一頭当たり幾ら掛かることになりますでしょうか。

○森ゆうこ君 どうぞよろしくお願いします。

ず検証されなければならないと思いますが、この点に問しまして、提出者として坂口厚生労働大臣の御所見を伺いたいと思います。

○衆議院議員(武山百合子君) それではお答え

いたします。

そこで、盲導犬、介助犬又は聴導犬の各訓練団体に対する監督上の権限が社会福祉法及び身体障害者福祉法上に規定されているのを知り方にもかかわらず、このように問題が再び起る事がないよう、都道府県知事は、これらの権限を適切に行使することに

あります。程度物でありますから、率直に

費用等を除いた一般の事業費及び管理費は約三億

で、そのうち三億ほどが寄附金。大変私も驚いた

んですけれども、多くの国民の方が非常に寄附をしてくださっている。日本も捨てたものじゃない

など思いました。

しかし、それにいたしましても、やはりこれ

で、そのうち三億ほどが寄附金。大変私も驚いた

んですけれども、多くの国民の方が非常に寄附をしてくださっている。日本も捨てたものじゃない

など思いました。

そこで、訓練する場所が一ヵ所でなくして、そこでも念頭に置きながらできるだけその

内容は透明にし、そしてより多くの訓練されま

たしますし、そうした今後の在り方にもかかわ

づくるお話をどううに思つておりまして、そ

うしたことも念頭に置きながらできるだけその

内容は透明にし、そしてより多くの訓練されま

す。

○森ゆうこ君 私は、日本盲導犬協会が単に盲導

犬を育成しているだけではなくて、非常に広報活

動等に力を入れておるということは十分存じ上げ

ておるつもりですけれども、ただ、このどんぶり

勘定といふものはしばしば問題の核心をついてい

ることがござります。五億の予算でわざか、先ほ

ど十七頭とおっしゃいました、五億の予算額でわ

ざか十七頭しか育成できません。これは常識的考

えて経費が掛かり過ぎるのではないかと思いま

す。

も質だと、いいのを作らないことにはどうにもならないという思いが強いのではないかという気がいたします。

そこで、やはりこれが限界があります。程度物でありますから、率直に

言えば、私もその五億円のすべてが訓練に使われているとは思いませんけれども、やはりもう少し多く訓練をしていただけたら有り難いなどという気が

がいたします。ここは、訓練する場所が一ヵ所で

はなくして何か所か出でまいりましらその効率化

がいたします。

そこで、やはりこれが限界があります。程度物でありますから、率直に

言えば、私もその五億円のすべてが訓練に使われ

ているとは思いませんけれども、やはりもう少

し多く訓練をしていただけたら有り難いなどという気

がいたします。

がいたします。

そこで、やはりこれが限界があります。程度物でありますから、率直に

言えば、私もその五億円のすべてが訓練に使われ

ているとは思いませんけれども、やはりもう少

し多く訓練をしていただけたら有り難いなどという気

がいたします。

にとつて大変重要な役割を果たす補助犬に関する立法であり、完全な社会参加の平等を達成するためには意義ある法律だと考えます。

まず、衆議院での質疑において、平成十五年度より盲導犬と同等額の助成制度を設けるということを考へている旨の答弁があり、今も同様のものをいう政府委員からのお答えもありました。しかし、盲導犬や聴導犬、介助犬についてはそれぞれの訓練内容や育成体制によって必要となる助成額も異なると思いますが、提案者はどのように考へておられるのでしょうか。さらに、厚生労働省としてどのように考へておられるのでしょうか。

○衆議院議員(中川智子君) 訓練犬も訓練の段階で補助犬として社会化のトレーニングの場を十分とされるように、またそのように社会で受け入れていくことが期待されるわけですが、訓練犬については表示の制限、今、大脇先生おつしゃったように、表示の制限から除外したということにとどまつておりますので、社会での受入れを義務規定として特別には設けておりません。

○大脇雅子君 これに関連して、交通機関と日常生活の中で具体的に訓練犬と市民とのかかわりが出てくると思われますが、国土交通省や厚生労働省の見解も伺いたいと思います。

○政府参考人(岩村敬君) 御指摘のように、訓練犬を一人前の身体障害者補助犬と育てていくためには、実際の交通機関等、そういう公共の場で訓練をすることが重要であるというふうに思いました。ただ、その際、こういう交通機関等公共の場というのは不特定多数の多くの方が集まるわけでございまして、その際、一つは受け入れ側の同意が必要ということ、それからもう一つは周囲の人とか施設に迷惑とか危害が及ぶことのないようにする必要がありますかと思います。

○大脇雅子君 そういうことで、今後、この法律成立後、訓練基準等を作つていくんだろうと思いますが、その基準を作る際には、例えば周囲の人や施設に迷惑や危害を及ぼさない程度に十分なしつけが行われている訓練犬であること、また訓練を行う際には訓練者が周囲の人や施設に迷惑や危害を及ぼさないようになる必要がありますかと、そういうふうに思つておられます。

○大脇雅子君 本法の第十五条における法人指定訓練が周囲の人や施設に迷惑や危害を及ぼさないようになるところがございます。

○政府参考人(高原亮治君) 厚生労働省といたしましても、現在検討をいたしております訓練基準におきましては、介助犬の訓練は公共交通機関

ると、訓練犬として表示できる犬の条件や基準について定めておく必要があると考えますが、いかがでしょうか。

○衆議院議員(中川智子君) 訓練犬も訓練の段階で補助犬として社会化のトレーニングの場を十分とされるように、またそのように社会で受け入れていくことが期待されるわけですが、訓練犬については表示の制限、今、大脇先生おつしゃったように、表示の制限から除外したということにとどまつておりますので、社会での受入れを義務規定として特別には設けておりません。

○大脇雅子君 これに関連して、交通機関と日常生活の中で具体的に訓練犬と市民とのかかわりが出てくると思われますが、国土交通省や厚生労働省の見解も伺いたいと思います。

○政府参考人(岩村敬君) 御指摘のように、訓練犬を一人前の身体障害者補助犬と育てていくためには、実際の交通機関等、そういう公共の場で訓練をすることが重要であるというふうに思いました。ただ、その際、こういう交通機関等公共の場というのは不特定多数の多くの方が集まるわけでございまして、その際、一つは受け入れ側の同意が必要ということ、それからもう一つは周囲の人とか施設に迷惑とか危害が及ぶことのないようにする必要がありますかと思います。

○大脇雅子君 そういうことで、今後、この法律成立後、訓練基準等を作つていくんだろうと思いますが、その基準を作る際には、例えば周囲の人や施設に迷惑や危害を及ぼさない程度に十分なしつけが行われている訓練犬であること、また訓練を行う際には訓練者が周囲の人や施設に迷惑や危害を及ぼさないようになります。

○大脇雅子君 本法の第十五条における法人指定訓練が周囲の人や施設に迷惑や危害を及ぼさないようになります。

○政府参考人(高原亮治君) 厚生労働省といたしましても、現在検討をいたしております訓練基準におきましては、介助犬の訓練は公共交通機関

や不特定多数の者が利用する施設においても必要なこととして社会参加の実現に努めたいと思います。そこで、受入れ側の事情にも配慮しつつ、犬が一定程度習熟した段階で実施するということ、訓練者は責任を持って管理し訓練することというふうにしていくことが期待されるわけですが、訓練犬については表示の制限、今、大脇先生おつしゃったように、表示の制限から除外したというふうに思っています。

○衆議院議員(中川智子君) 過渡期的な状況が生まれるその間、やはりそのことで社会の人々に、国民の皆さんに御迷惑を掛けではないか、様々なことを提出者としても議論いたしましたし、非常に苦慮したところでございました。補助犬といたり、責任者が明確ではない形で交通機関などを利用することがあつてはならないと考えております。

○大脇雅子君 今の点で提案者は何か御意見がありますか。

○衆議院議員(中川智子君) 過渡期的な状況が生まれるその間、やはりそのことで社会の人々に、国民の皆さんに御迷惑を掛けではないか、様々なことを提出者としても議論いたしましたし、非常に苦慮したところでございました。補助犬といたり、責任者が明確ではない形で交通機関などを利用することがあつてはならないと考えております。

○政府参考人(高原亮治君) 今回の法案では、補助犬を認定する指定法人は身体障害者補助犬の訓練又は研究を目的とする公益法人又は社会福祉法人とされ、研究を目的とする公益法人又は社会福祉法人とされています。

○大脇雅子君 法案の附則第六条において三年後ハビリテーションセンターや身体障害者更生施設であれば認定法人として指定できると考へております。また、一般的にもリハビリテーションセンターや身体障害者更生施設がこの補助犬に対しまして一定の貢献をするということは強く期待され、訓練を行つ公益法人立又是社会福祉法人立であるリハビリテーションセンターや身体障害者更生施設であります。

○大脇雅子君 法案の附則第六条において三年後の見直しが規定されておりますが、この見直し通过对るところであると考へております。

○大脇雅子君 本法の第十五条における法人指定訓練が周囲の人や施設に迷惑や危害を及ぼさないようになります。

○衆議院議員(中川智子君) 本法案は、補助犬を使用されていらっしゃる方、待機されている方々にとって悲願と言える法律でしたので、皆様が成立を待ち望んでいらっしゃいました。しかし、法案の成立はゴールではなくスタートだというふうに私たちには肝に銘じております。身体障害者補助犬を推進する議員の会においてしっかりと三年間の運用を見届けたい、それが大切だと思っております。

○大脇雅子君 本法の第十四条のだし書で、訓練犬は表示の制限の対象から除外されております。訓練犬も訓練中であることを明示して交通機関や公共の場に受け入れる、いわゆるパブリックレーニングが必要であろうかと思います。訓練基準が検討中であるという御答弁がありますが、訓練方法に共通のミニマムエッセンシャルズを考え

訓練の一部を担うことで全国で多数の良質な認定法人を設置することが可能になると思うが、いかがでしょうか。

また、良質かつ安全な身体障害者補助犬が広く認定されるためには障害の態様に配慮した認定基準が必要であると思われます。聴導犬・介助犬認定基準策定委員会等、早急に厚生労働省内に設置して検討を進める必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(高原亮治君) 今回の法案では、補助犬を認定する指定法人は身体障害者補助犬の訓練又は研究を目的とする公益法人又は社会福祉法人とされ、研究を目的とする公益法人又は社会福祉法人とされています。

○大脇雅子君 本法の第十五条における法人指定訓練が周囲の人や施設に迷惑や危害を及ぼさないようになります。

○衆議院議員(中川智子君) 本法案は、補助犬を使用されていらっしゃる方、待機されている方々にとって悲願と言える法律でしたので、皆様が成立を待ち望んでいらっしゃいました。しかし、法案の成立はゴールではなくスタートだというふうに私たちには肝に銘じております。身体障害者補助犬を推進する議員の会においてしっかりと三年間の運用を見届けたい、それが大切だと思っております。

○大脇雅子君 本法の第十五条における法人指定訓練が周囲の人や施設に迷惑や危害を及ぼさないようになります。

○衆議院議員(中川智子君) 本法案は、補助犬を使用されていらっしゃる方、待機されている方々にとって悲願と言える法律でしたので、皆様が成立を待ち望んでいらっしゃいました。しかし、法案の成立はゴールではなくスタートだというふうに私たちには肝に銘じております。身体障害者補助犬を推進する議員の会においてしっかりと三年間の運用を見届けたい、それが大切だと思っております。

○大脇雅子君 本法の第十五条における法人指定訓練が周囲の人や施設に迷惑や危害を及ぼさないようになります。

○衆議院議員(中川智子君) 本法案は、補助犬を使用されていらっしゃる方、待機されている方々にとって悲願と言える法律でしたので、皆様が成立を待ち望んでいらっしゃいました。しかし、法案の成立はゴールではなくスタートだというふうに私たちには肝に銘じております。身体障害者補助犬を推進する議員の会においてしっかりと三年間の運用を見届けたい、それが大切だと思っております。

○大脇雅子君 本法の第十五条における法人指定訓練が周囲の人や施設に迷惑や危害を及ぼさないようになります。

○衆議院議員(中川智子君) 本法案は、補助犬を使用されていらっしゃる方、待機されている方々にとって悲願と言える法律でしたので、皆様が成立を待ち望んでいらっしゃいました。しかし、法案の成立はゴールではなくスタートだというふうに私たちには肝に銘じております。身体障害者補助犬を推進する議員の会においてしっかりと三年間の運用を見届けたい、それが大切だと思っております。

○大脇雅子君 本法の第十四条のだし書で、訓練犬は表示の制限の対象から除外されております。訓練犬も訓練中であることを明示して交通機関や公共の場に受け入れる、いわゆるパブリックレーニングが必要であろうかと思います。訓練基準が検討中であるという御答弁がありますが、訓練

方法に共通のミニマムエッセンシャルズを考え

か、また育成側や認定機関で実際どのような課題があり、どのような改善が必要か、そのようなことにつきましては見直しの前に複数回の調査が必要だと考えております。

その調査のために調査研究費などが助成されることについては、議員の会としてもしっかりと厚生労働省並びに関連の各省庁に働き掛けをしていき、この三年間しっかりと頑張って、その後の見直しに生かしたいと思っております。

○大脇雅子君 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の改正案につきましてお尋ねをいたします。

提案理由にございましたように、伝統の在来工法と異なる建築様式において、様々な種類の建材が用いられることによって日常生活に重大な支障を生じている人が多いということを更に痛感いたしました。

特定有害物質の濃度の調整について、政令を定める際の具体的な内容、あるいは法案が創設しております特定評価機関による特定建築物維持管理評価制度における評価の具体的基準の制定についての考え方を確認したいと思います。

○委員(櫻井充君) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律は、元々、国民の健康保持増進していくために、建築物の環境衛生基準を設定して、当該建築物の管理者がその基準を遵守し、環境衛生を維持向上するための責務を負っております。

その中で、政令の中で建築物環境衛生管理基準というものを設けておりまして、これは元々、これからはそういうものの感染症よりもむしろ有害化学物質によって人体に影響を及ぼしてくることの方が懸念されますので、この基準の中に有害化学物質を加えたいと思っております。具体的には、現在、厚生省から環境基準が示されております十三化学物質、ホルムアルデヒド等

を始め十三化学物質と、トータルのVOCを加えたものとしたと思っております。そしてもう一つは、現在も厚生労働省で有害化学物質の環境基準を定めおりますので、その基準値が決まり次第、漸次これらの物質を加えていきたいというふうに考えております。

評価に関してでございますが、その厚生労働省が定めました環境基準値以下であれば適合マークというものを交付したいと考えておりますが、それ以上のものに関しては現在のところ罰則規定を設けてはございません。ただし、元々この法の十二条のところに「特定建築物の維持管理が建築物環境衛生管理基準に従つて行なわれておらず、かつ、当該特定建築物内における人の健康をそこない、又はそこなうおそれのある事態その他環境衛生上著しく不適当な事態が存すると認めるときは」と、この場合に改善命令を付すことができておりますので、こここの法文にありますように、改善命令を課して人の健康を維持できるように努めていただきたいというふうに考えております。

○大脇雅子君 終わります。

○委員長(阿部正俊君) 他に御発言もないようですが、身体障害者補助犬法案及び身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化のための改正する法律案の両案に対する質疑は終局したものと認めます。

これより両案について討論に入ります。——別に御意見もないようですから、これより順次両案の採決に入ります。

本案に賛成の方の挙手をお願いいたします。
〔賛成者挙手〕
○委員長(阿部正俊君) 全会一致と認めます。
まず、身体障害者補助犬法案の採決を行います。

○委員長(阿部正俊君) 全会一致と認めます。
すべきものと決定いたしました。
次に、身体障害者補助犬の育成及びこれを使用

する身体障害者の施設等の利用の円滑化のための障害者基本法等の一部を改正する法律案の採決を行います。

本案に賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長(阿部正俊君) 全会一致と認めます。

よつて、本案も全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じます

が、御異議ございませんでしようか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(阿部正俊君) 御異議ないと認め、さよ

う決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十九分散会

四月二十六日本委員会に左の案件が付託された。

一、身体障害者補助犬法案(衆)(第百五十三回

国会提出、衆議院継続審査)

一、身体障害者補助犬の育成及びこれを使用す

る身体障害者の施設等の利用の円滑化のため

の障害者基本法等の一部を改正する法律案

(衆)(第百五十三回国会提出、衆議院継続審

査)

身体障害者補助犬法案 身体障害者補助犬法

四月二十六日本委員会に左の案件が付託された。

一、身体障害者補助犬法案(衆)(第百五十三回

国会提出、衆議院継続審査)

一、身体障害者補助犬の育成及びこれを使用す

る身体障害者の施設等の利用の円滑化のため

の障害者基本法等の一部を改正する法律案

(衆)(第百五十三回国会提出、衆議院継続審

査)

第一回 総則(第一条・第二条)

第二回 身体障害者補助犬の訓練(第三条—第五条)

第三回 身体障害者補助犬の使用に係る適格性(第六条)

第四回 施設等における身体障害者補助犬の同伴等(第七条—第十四条)

第五回 身体障害者補助犬に関する認定等(第十一条—第十五条)

第六章 身体障害者補助犬の衛生の確保等(第二十一条—第二十四条)
第七章 罰則(第二十五条)

第一章 総則

第一条 この法律は、身体障害者補助犬を訓練する事業を行う者及び身体障害者補助犬を使用する身体障害者の義務等を定めるとともに、身体障害者が国等が管理する施設、公共交通機関等を利用する場合において身体障害者補助犬を同伴することができるようにするための措置を講ずること等により、身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化を図り、もって身体障害者の自立及び社会参加の促進に寄与することを目的とする。

第二条 この法律において「身体障害者補助犬」とは、盲導犬、介助犬及び聴導犬をいう。

第三条 この法律において「盲導犬」とは、道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第十四条第一項に規定する政令で定める盲導犬であつて、第六条第一項の認定を受けているものをいう。

第四条 この法律において「介助犬」とは、肢体不自由により日常生活に著しい障害がある身体障害者のために、物の拾い上げ及び運搬、着脱衣の補助、体位の変更、起立及び歩行の際の支持、扉の開閉、スイッチの操作、緊急の場合における救助の要請その他の肢体不自由を補う補助を行つ犬であつて、第十六条第一項の認定を受けているものをいう。

第五条 この法律において「聴導犬」とは、聴覚障害により日常生活に著しい支障がある身体障害者のために、ブザー音、電話の呼出音、その者を呼ぶ声、危険を意味する音等を聞き分け、その者に必要な情報を伝え、及び必要に応じ音源への誘導を行う犬であつて、第十六条第一項の認定を受けているものをいう。

第六条 第二回 身体障害者補助犬の訓練(第三条—第五条)
一、この法律において「聴導犬」とは、聴覚障害により日常生活に著しい支障がある身体障害者のために、ブザー音、電話の呼出音、その者を呼ぶ声、危険を意味する音等を聞き分け、その者に必要な情報を伝え、及び必要に応じ音源への誘導を行う犬であつて、第十六条第一項の認定を受けているものをいう。

第七回 身体障害者補助犬に関する認定等(第十一条—第十五条)

第八回 身体障害者補助犬の訓練

(訓練事業者の義務)

第三条 盲導犬訓練施設(身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第三十三条に規定する盲導犬訓練施設をいう。)を経営する事業を行う者、介助犬訓練事業(同法第四条の二第十二項に規定する介助犬訓練事業をいう。)を行なう者及び聴導犬訓練事業(同項に規定する聴導犬訓練事業をいう。)を行う者(以下「訓練事業者」という。)は、身体障害者補助犬としての適性を有する犬を選択するとともに、必要に応じ医療を提供する者、獣医師等との連携を確保しつつ、これを使用しようとする各身体障害者に必要とされる補助を適確に把握し、その身体障害者の状況に応じた訓練を行うことにより、良好な身体障害者補助犬を育成しなければならない。

2 訓練事業者は、障害の程度の増進により必要とされる補助が変化することが予想される身体障害者のために前項の訓練を行うに当たっては、医療を提供する者との連携を確保することによりその身体障害者について将来必要となる補助を適確に把握しなければならない。

第四条 訓練事業者は、前条第二項に規定する身体障害者のために身体障害者補助犬を育成した場合には、その身体障害者補助犬の使用状況の調査を行い、必要に応じ再訓練を行わなければならない。

(厚生労働省令への委任)

第五条 前一条に規定する身体障害者補助犬の訓練に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第三章 身体障害者補助犬の使用に係る適格性

第六条 身体障害者補助犬を使用する身体障害者は、自ら身体障害者補助犬の行動を適切に管理することができる者でなければならない。

第四章 施設等における身体障害者補助犬(国等が管理する施設における身体障害者補助犬の同伴等)

(犬の同伴等)

第七条 国等(国及び地方公共団体並びに独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第二百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)特殊法人(法律により直接に設立された法人又は特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。)その他の政令で定める公共法人をいう。以下同じ。)は、そ

の管理する施設を身体障害者が利用する場合において身体障害者補助犬(第十二条第一項に規定する表示をしたものに限る。以下この項及び次項並びに次条から第十条までにおいて同じ。)を同伴することを拒んではならない。ただし、他のやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

(不特定かつ多数の者が利用する施設における身体障害者補助犬の同伴)

第九条 前二条に定めるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する施設を管理する者は、当該施設を身体障害者が利用する場合において身体障害者補助犬を同伴することを拒んではならない。

2 前項の規定は、国等の事業所又は事務所において身体障害者補助犬を使用する場合について準用する。

3 第一項の規定は、国等が管理する住宅に居住する身体障害者が当該住宅において身体障害者補助犬を使用する場合について準用する。

(公共交通機関における身体障害者補助犬の同伴)

第四条 前一条に規定する身体障害者補助犬の使用

第五条 第一項の規定は、国等が管理する住宅に居住する身体障害者が当該住宅において身体障害者補助犬を使用する場合について準用する。

(事業所又は事務所における身体障害者補助犬の使用)

第六条 第一項の規定は、国等が管理する住宅に居住する身体障害者が当該住宅において身体障害者補助犬を使用する場合について準用する。

(身体障害者補助犬の表示)

第七条 第一項の規定は、国等が管理する住宅に居住する身体障害者が当該住宅において身体障害者補助犬を使用する場合について準用する。

(身体障害者補助犬の表示等)

第八条 公共交通事業者等(高齢者、身体障害者は事務所において身体障害者補助犬を使用する

ことを拒まないよう努めなければならない。

(住宅における身体障害者補助犬の使用)

第九条 前一条に規定する身体障害者補助犬の使用

第十条 事業主(国等を除く。)は、その事業所又は事務所において身体障害者補助犬を使用する

ことを拒まないよう努めなければならない。

2 この章に規定する施設等の利用等を行う場合において身体障害者補助犬を同伴し、又は使用する身体障害者は、その身体障害者補助犬が公衆衛生上の危害を生じさせるおそれがない旨を明らかにするため必要な厚生労働省令で定める書類を所持し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(身体障害者補助犬の行動の管理)

第十三条 この章に規定する施設等の利用等を行う場合において身体障害者補助犬を同伴し、又は使用する身体障害者は、その身体障害者補助犬が他人に迷惑を及ぼすことがないようその行動を十分管理しなければならない。

(表示の制限)

第十四条 何人も、この章に規定する施設等の利用等を行う場合において身体障害者補助犬以外の犬を同伴し、又は使用するときは、その犬に第十二条第一項の表示又はこれと紛らわしい表示をしてはならない。ただし、身体障害者補助犬となるため訓練中である犬又は第十六条第一項の認定を受けるため試験中である犬であつて、その旨が明示されているものについては、この限りでない。

(法人的指定)

第十五条 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、身体障害者補助犬の種類ごとに、身体障害者補助犬の訓練又は研究を目的とする民法(明治十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人又は社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第三十一条第一項の規定により設立された社会福祉法人であつて、次条に規定する認定の業務を適切かつ確實に行なうことができると認められるものを、その申請により、当該業務を行う者として指定することができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者(以下「指定法

人」という。)の名称及び主たる事務所の所在地を公示しなければならない。
3 指定法人は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。
4 厚生労働大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。
(同伴に係る身体障害者補助犬に必要な能力の認定)

第十六条 指定法人は、身体障害者補助犬とする者として自ら育成した犬(当該指定法人が訓練事業指定法人に申請があったものについて、身体障害者がこれを利用する場合において他人に迷惑を及ぼさないことその他適切な行動をとる能力を有すると認める場合には、その旨の認定を行わなければならない。
2 指定法人は、前項の規定による認定をした身体障害者補助犬について、同項に規定する能力を欠くこととなつたと認める場合には、当該認定を取り消さなければならない。
(改善命令)
第十七条 厚生労働大臣は、指定法人の前条に規定する認定の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該指定法人に対して、その改善のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
(指定の取消し等)
第十八条 厚生労働大臣は、指定法人が前条の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。
2 厚生労働大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。
(報告の徵収等)
第十九条 厚生労働大臣は、指定法人の第十六条

に規定する認定の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該指定法人に対し、その業務の状況に關し必要な報告を求め、又はその職員に、当該指定法人の事業所又は事務所に立ち入り、その業務の状況に關し必要な調査若しくは質問をさせることができる。
2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
3 第一項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
(厚生労働省令への委任)
第二十条 この章に定めるもののほか、指定法人及び身体障害者補助犬に関する認定に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第六章 身体障害者補助犬の衛生の確保等
第一十二条 訓練事業者及び身体障害者補助犬を使用する身体障害者は、犬の保健衛生に關し獸医師の行う指導を受けるとともに、犬を苦しめるところなく愛情をもつて接すること等により、これを適正に取り扱わなければならない。
(身体障害者補助犬の衛生の確保)
第二十二条 身体障害者補助犬を使用する身体障害者は、その身体障害者補助犬について、体を清潔に保つとともに、予防接種及び検診を受けさせることにより、公衆衛生上の危害を生じさせないよう努めなければならない。
(国民の理解を深めるための措置)
第二十三条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、身体障害者の自立及び社会参加の促進のために身体障害者補助犬が果たす役割の重要性について国民の理解を深めるよう努めなければならない。
(国民の協力)
第二十四条 国民は、身体障害者補助犬を使用する身体障害者に対し、必要な協力をするよう努力する。
第五条 日常生活に著しい支障がある身体障害者の補助を行うため、新たに身体障害者補助犬が

二百八十三号)の一部を次のように改正する。

第四条の二に次の二項を加える。

12 この法律において、「介助犬訓練事業」とは、介助犬(身体障害者補助犬法(平成十四年法律第二十六号)第一條第三項に規定する介助犬をいう。以下同じ。)の訓練を行うとともに、肢体の不自由な身体障害者に対し、介助犬の利用に必要な訓練を行う事業をいい、

「聴導犬訓練事業」とは、聴導犬(同条第四項に規定する聴導犬をいう。以下同じ。)の訓練を行うとともに、聴覚障害のある身体障害者に対し、聴導犬の利用に必要な訓練を行う事業をいう。

第二十一条の三の見出し中「盲導犬」を「盲導犬等」に改め、同条中「身体障害者」の下に「肢体の不自由な身体障害者又は聴覚障害のある身体障害者」を加え、「における厚生労働省令で定める」を「において」に改め、「盲導犬」の下に「(身体障害者補助犬法第二条第二項に規定する盲導犬をいう。以下同じ。)、介助犬訓練事業を行う者により訓練を受けた介助犬又は聴導犬訓練事業を行う者により訓練を受けた聴導犬」を加える。

第二十一条の四中「支援する事業」の下に「身体障害者の盲導犬、介助犬又は聴導犬の使用を支援する事業」を加える。

第二十六条第一項中「又は身体障害者生活訓練等事業」を「、身体障害者生活訓練等事業又は介助犬訓練事業若しくは聴導犬訓練事業」に改める。

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年十月一日から施行する。ただし、第二条の規定、第三条の規定(身体障害者福祉法第二十一条の三の改正規定中「における厚生労働省令で定める」を「において」に改める部分を除く。)及び次条の規定(経過措置)

第二条 前条ただし書に規定する規定の施行の日において現に第三条の規定による改正後の身体障害者福祉法第四条の二第十二項に規定する介助犬訓練事業又は聴導犬訓練事業を行っている国及び都道府県以外の者について同法第二十六条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「あらかじめ」とあるのは、「身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化のための障害者基本法等の一部を改正する法律(平成十四年法律第二十六号)附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から起算して三月以内に」とする。

四月二十六日本委員会に左の案件が付託された。
 一、将来の安心及び生活の安定のための社会保障の拡充に関する請願(第一五六七号)
 一、児童扶養手当の抑制案撤回に関する請願(第一五六九号)(第一五七〇号)
 一、国立病院及び療養所における院内保育所の存続等に関する請願(第一五七一号)
 一、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第十九条の改正に関する請願(第一五六九号)(第一五七〇号)
 一、児童扶養手当の抑制案撤回に関する請願(第一五六九号)
 一、パーキンソン病患者の療養生活の質向上等に関する請願(第一六一七号)
 一、保育・学童保育予算の大幅増額等に関する請願(第一六一八号)
 一、パーキンソン病患者の療養生活の質向上等に関する請願(第一六一七号)
 一、保育・学童保育予算の大幅増額等に関する請願(第一六一八号)
 一、パーキンソン病患者の療養生活の質向上等に関する請願(第一六一九号)
 一、児童扶養手当の抑制案撤回に関する請願(第一六二〇号)(第一六二一号)
 一、精神障害者に対する通院医療費公費負担制度の維持に関する請願(第一六二二号)(第一六二三号)
 一、児童扶養手当の抑制案の撤回に関する請願(第一六二〇号)(第一六二二号)
 一、パーキンソン病患者の療養生活の質向上等に関する請願(第一六一九号)
 一、賃金を始めとする女性労働者の労働条件の改善に関する請願(第一六三三号)(第一六三三号)(第一六三三号)(第一六三三号)(第一六三三号)(第一六三三号)
 一、パーキンソン病患者の療養生活の質向上等に関する請願(第一六一九号)
 一、国立病院及び療養所における院内保育所の存続等に関する請願(第一六七二号)(第一六七三号)
 一、児童扶養手当の抑制案の撤回に関する請願(第一六七二号)(第一六七三号)(第一六七三号)
 一、パーキンソン病患者の療養生活の質向上等に関する請願(第一六一九号)
 一、助産師の職能を活用するための諸制度の環境整備に関する請願(第一六七八五号)
 一、児童扶養手当の抑制案撤回に関する請願(第一六七八五号)
 一、雇用・失業情勢の深刻化に対応するための労働行政体制の緊急整備に関する請願(第一六八六号)
 一、児童扶養手当の抑制案の撤回に関する請願(第一六八七号)
 一、障害者の介護保険制度等の利用における親・家族からの利用料徴収の撤廃に関する請願(第一六九八号)(第一六九八号)(第一六九八号)
 一、無認可保育所に対する施策の充実に関する請願(第一六九九号)
 一、患者負担増に反対し、医療制度を抜本的に改革することに関する請願(第一七〇〇号)

一、パート労働者の時間給引上げを始めとする労働者のためのルールの確立に関する請願(第一六〇六号)(第一六〇七号)(第一六〇八号)(第一六〇九号)(第一六一〇号)(第一六一一号)(第一六一二号)(第一六一三号)(第一六一四号)

一、パーキンソン病患者の療養生活の質の向上等に関する請願(第一六六〇号)

一、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第十九条の改正に関する請願(第一六六一号)

一、医療費に対する患者負担の引上げ中止等に関する請願(第一六六八号)

一、児童扶養手当の抑制案撤回に関する請願(第一六六九号)

一、パーキンソン病患者の療養生活の質の向上等に関する請願(第一六七〇号)

一、児童扶養手当の抑制案撤回に関する請願(第一六七一号)(第一六七二号)(第一六七三号)

一、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第十九条の改正に関する請願(第一六七四号)

一、パーキンソン病患者の療養生活の質の向上等に関する請願(第一六七五号)

一、児童扶養手当の抑制案の撤回に関する請願(第一六七六号)

一、助産師の職能を活用するための諸制度の環境整備に関する請願(第一六七八五号)

一、児童扶養手当の抑制案撤回に関する請願(第一六七八五号)

一、精神障害者に対する通院医療費公費負担制度の維持に関する請願(第一六二二号)(第一六二三号)

一、児童扶養手当の抑制案の撤回に関する請願(第一六二〇号)(第一六二一号)

一、パーキンソン病患者の療養生活の質向上等に関する請願(第一六一九号)

一、賃金を始めとする女性労働者の労働条件の改善に関する請願(第一六三三号)(第一六三三号)(第一六三三号)(第一六三三号)(第一六三三号)(第一六三三号)

一、パーキンソン病患者の療養生活の質向上等に関する請願(第一六一九号)

一、国立病院及び療養所における院内保育所の存続等に関する請願(第一六七二号)(第一六七三号)

一、児童扶養手当の抑制案撤回に関する請願(第一五六九号)(第一五六九号)(第一五六九号)

一、パーキンソン病患者の療養生活の質向上等に関する請願(第一五六九号)

一、医療費に対する国民負担の大幅引上げ反対等に関する請願(第一五七四号)

一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(第一五七三号)

一、精神障害者に対する通院医療費公費負担制度の維持に関する請願(第一六二二号)(第一六二三号)

一、賃金を始めとする女性労働者の労働条件の改善に関する請願(第一六三三号)(第一六三三号)(第一六三三号)(第一六三三号)(第一六三三号)(第一六三三号)

一、パーキンソン病患者の療養生活の質向上等に関する請願(第一六一九号)

一、助産師の職能を活用するための諸制度の環境整備に関する請願(第一六七八五号)

一、児童扶養手当の抑制案撤回に関する請願(第一六七八五号)

一、精神障害者に対する通院医療費公費負担制度の維持に関する請願(第一六二二号)(第一六二三号)

一、医療費に対する患者負担の引上げ中止等に関する請願(第一七〇五号)	
一、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第十九条の改正に関する請願(第一七〇六号)(第一七〇七号)	一、乳幼児医療費無料制度の国による早期創設に関する請願(第一七二二号)
一、児童扶養手当の抑制案撤回に関する請願(第一七二三号)	一、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第十九条の改正に関する請願(第一七二三号)
一、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第十九条の改正に関する請願(第一七二三号)	一、国立病院及び療養所における院内保育所の存続等に関する請願(第一七二五号)(第一七二六号)(第一七二九号)(第一七三〇号)(第一七三一号)(第一七三三号)(第一七三三号)(第一七三四号)(第一七三五号)
一、乳幼児医療費無料制度の国による早期創設に関する請願(第一七四一号)(第一七四五号)	一、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第十九条の改正に関する請願(第一七二七号)(第一七二八号)(第一七二九号)(第一七三〇号)(第一七三一号)(第一七三三号)(第一七三四号)(第一七三四五号)
一、児童扶養手当の抑制案の撤回に関する請願(第一七四七号)	一、乳幼児医療費無料制度の国による早期創設に関する請願(第一七四五号)(第一七四六号)
第一五六七号 平成十四年四月十二日受理 将来の安心及び生活の安定のための社会保障の拡充に関する請願	第一五六九号 平成十四年四月十二日受理 師等に関する法律第十九条の改正に関する請願(第一七二二号)
請願者 三重県四日市市川島町三、三一六 名 紹介議員 高橋 千秋君	請願者 長野県諏訪市大手二ノ二ノ一五 小池輝勇
この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。	この請願の趣旨は、第五八一号と同じである。
第一五六八号 平成十四年四月十二日受理 児童扶養手当の抑制案撤回に関する請願	第一五六九号 平成十四年四月十二日受理 医療費に対する国民負担の大幅引上げ反対等に関する請願(第一七二二号)
請願者 東京都中野区本町五ノ一二ノ六 米津知子外二百九十九名	請願者 長野県諏訪市大手二ノ二ノ一五 小池輝勇
紹介議員 若林 正俊君	紹介議員 西山登紀子君
この請願の趣旨は、第五八一号と同じである。	この請願の趣旨は、第一三六九号と同じである。
第一五七四号 平成十四年四月十二日受理 国立病院及び療養所における院内保育所の存続等に関する請願(第一七二五号)(第一七二六号)(第一七二九号)(第一七三〇号)(第一七三一号)(第一七三三号)(第一七三四号)(第一七三四五号)	第一五七〇号 平成十四年四月十二日受理 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第十九条の改正に関する請願(第一七二三号)
請願者 福岡市中央区黒門二ノ六 柴田文 明	請願者 福岡市中央区黒門二ノ六 柴田文 明
紹介議員 岩本 司君	紹介議員 岩本 司君
この請願の趣旨は、第五八一号と同じである。	この請願の趣旨は、第五八一号と同じである。
第一五七一号 平成十四年四月十二日受理 国立病院及び療養所における院内保育所の存続等に関する請願	第一五七一号 平成十四年四月十二日受理 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第十九条の改正に関する請願(第一七二三号)
請願者 和歌山県西牟婁郡日置川町安宅一 三八 山本信敏外百六十一名	請願者 和歌山県西牟婁郡日置川町安宅一 三八 山本信敏外百六十一名
紹介議員 鶴保 庸介君	紹介議員 鶴保 庸介君
この請願の趣旨は、第七四八号と同じである。	この請願の趣旨は、第五八一号と同じである。
第一五七二号 平成十四年四月十二日受理 国立病院及び国立療養所の充実強化に関する請願	第一五七二号 平成十四年四月十二日受理 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第十九条の改正に関する請願(第一七二三号)
請願者 熊本県下益城郡松橋町松橋三九〇 ノ三 高島智子外千九百九十九名	請願者 熊本県下益城郡松橋町松橋三九〇 ノ三 高島智子外千九百九十九名
紹介議員 木村 仁君	紹介議員 木村 仁君
この請願の趣旨は、第八〇七号と同じである。	この請願の趣旨は、第一七二二号と同じである。
第一五七三号 平成十四年四月十二日受理 腎疾患総合対策の早期確立に関する請願	第一五八〇号 平成十四年四月十二日受理 介護保険の緊急な改善に関する請願
請願者 三重県松阪市大黒田町五九〇 森 村光外二千名	請願者 千葉県富津市龜田三四八ノ三四 鴨志田安代外千七百六十三名
紹介議員 高橋 千秋君	紹介議員 岩佐 恵美君
この請願の趣旨は、第一五七九号と同じである。	この請願の趣旨は、第一五七九号と同じである。
第一五八一号 平成十四年四月十二日受理 介護保険の緊急な改善に関する請願	第一五八二号 平成十四年四月十二日受理 介護保険の緊急な改善に関する請願
請願者 東京都中野区本町五ノ一二ノ六 米津知子外二百九十九名	請願者 滋賀県八日市市上羽田町一、九九 〇ノ二 北岸総次外千七百六十三
紹介議員 高橋 千秋君	紹介議員 大沢 辰美君
この請願の趣旨は、第一一四八号と同じである。	この請願の趣旨は、第一五七九号と同じである。
第一五八四号 平成十四年四月十二日受理 介護保険の緊急な改善に関する請願	第一五八三号 平成十四年四月十二日受理 介護保険の緊急な改善に関する請願
請願者 村田勇司外千七百六十三名 村田勇司外千七百六十三名	請願者 和歌山県海南市岡田九三一 橋本 順孝外千七百六十三名
紹介議員 畑野 君枝君	紹介議員 西山登紀子君
この請願の趣旨は、第一五七九号と同じである。	この請願の趣旨は、第一五七九号と同じである。
第一五八五号 平成十四年四月十二日受理 介護保険の緊急な改善に関する請願	第一五八四号 平成十四年四月十二日受理 介護保険の緊急な改善に関する請願
請願者 静岡県駿東郡長泉町本宿六、三三 二 磯寄栄士外千七百六十三名	請願者 村田勇司外千七百六十三名 八田ひろ子君
紹介議員 二千名	紹介議員 二千名
この請願の趣旨は、第一五七九号と同じである。	この請願の趣旨は、第一五七九号と同じである。
第一五八六号 平成十四年四月十二日受理 介護保険の緊急な改善に関する請願	第一五八六号 平成十四年四月十二日受理 介護保険の緊急な改善に関する請願

請願者 東京都調布市柴崎一ノ六一ノ六 紹介議員 林 紀子君 この請願の趣旨は、第一五七九号と同じである。	山口悦子外千七百六十三名 介護保険の緊急な改善に関する請願 請願者 東京都府中市分梅町四ノ二九ノ一 二ノ二ノ一〇二 西智子外千七百 紹介議員 吉川 春子君 この請願の趣旨は、第一五七九号と同じである。 第一五九七号 平成十四年四月十二日受理 子育て支援についての緊急対策に関する請願 請願者 埼玉県飯能市青木四九ノ一 青木 二ノ二ノ一〇二 茂外八百九十三名 紹介議員 岩佐 恵美君 この請願の趣旨は、第一五九七号と同じである。 第一五九九号 平成十四年四月十二日受理 子育て支援についての緊急対策に関する請願 請願者 神戸市東灘区田中町二ノ一ノ一 一、七〇四 曽田智恵外八百九十 三名 紹介議員 大沢 辰美君 この請願の趣旨は、第一五九七号と同じである。 第一六〇〇号 平成十四年四月十二日受理 子育て支援についての緊急対策に関する請願 請願者 岩手県盛岡市上田堤二ノ七ノ一 長内陽子外八百九十三名 紹介議員 紙 智子君 この請願の趣旨は、第一五九七号と同じである。 第一六〇五号 平成十四年四月十二日受理 子育て支援についての緊急対策に関する請願 請願者 鎌田理外八百九十三名 福井県宗像市日の里二ノ二四ノ二 紹介議員 吉川 春子君 この請願の趣旨は、第一五九七号と同じである。 第一六〇六号 平成十四年四月十二日受理 パート労働者の時間給引上げを始めとする労働者のためのルールの確立に関する請願 請願者 埼玉県大里郡寄居町赤浜七八三 森田早苗外九百四十八名 紹介議員 井上 美代君 この請願の趣旨は、第八五〇号と同じである。 第一六〇七号 平成十四年四月十二日受理 パート労働者の時間給引上げを始めとする労働者のためのルールの確立に関する請願 請願者 岐阜県中津川市阿木三、八九四ノ 一、三宅育雄外九百四十二名 紹介議員 岩佐 恵美君 この請願の趣旨は、第八五〇号と同じである。 第一六一〇号 平成十四年四月十二日受理 パート労働者の時間給引上げを始めとする労働者のためのルールの確立に関する請願 請願者 大阪府東大阪市足代二ノ三ノ二二 ノ九〇七 島袋彰外九百四十二名 紹介議員 畑野 君枝君 この請願の趣旨は、第八五〇号と同じである。 第一六一二号 平成十四年四月十二日受理 パート労働者の時間給引上げを始めとする労働者のためのルールの確立に関する請願 請願者 和歌山市善明寺一七五ノ三 大谷 降男外九百四十二名 紹介議員 八田ひろ子君 この請願の趣旨は、第八五〇号と同じである。
この請願の趣旨は、第一五九七号と同じである。 第一六〇三号 平成十四年四月十二日受理 子育て支援についての緊急対策に関する請願 請願者 和歌山県田辺市南新万六ノ六 森 脇晴美外八百九十三名 紹介議員 林 紀子君 この請願の趣旨は、第一五九七号と同じである。 第一六〇四号 平成十四年四月十二日受理 子育て支援についての緊急対策に関する請願 請願者 香川県丸亀市御供所町二ノ四ノ一 七 中村シズ子外八百九十三名 紹介議員 紙 智子君 この請願の趣旨は、第一五九七号と同じである。 第一六〇五号 平成十四年四月十二日受理 子育て支援についての緊急対策に関する請願 請願者 福井県敦賀市新松島町一三三ノ五 一四 建部勇外九百四十二名 紹介議員 紙 智子君 この請願の趣旨は、第八五〇号と同じである。 第一六〇九号 平成十四年四月十二日受理 パート労働者の時間給引上げを始めとする労働者のためのルールの確立に関する請願 請願者 福井県敦賀市新松島町一三三ノ五 春名邦子外九百四十二名 紹介議員 大沢 辰美君 この請願の趣旨は、第八五〇号と同じである。 第一六一〇号 平成十四年四月十二日受理 パート労働者の時間給引上げを始めとする労働者のためのルールの確立に関する請願 請願者 京都市北区大宮西野山町一六ノ五 二 栗阪啓子外九百四十二名 紹介議員 西山登紀子君 この請願の趣旨は、第八五〇号と同じである。 第一六一一号 平成十四年四月十二日受理 パート労働者の時間給引上げを始めとする労働者のためのルールの確立に関する請願 請願者 京都市北区大宮西野山町一六ノ五 二 栗阪啓子外九百四十二名 紹介議員 西山登紀子君 この請願の趣旨は、第八五〇号と同じである。 第一六一一号 平成十四年四月十二日受理 パート労働者の時間給引上げを始めとする労働者のためのルールの確立に関する請願 請願者 大阪府東大阪市足代二ノ三ノ二二 ノ九〇七 島袋彰外九百四十二名 紹介議員 畑野 君枝君 この請願の趣旨は、第八五〇号と同じである。 第一六一二号 平成十四年四月十二日受理 パート労働者の時間給引上げを始めとする労働者のためのルールの確立に関する請願 請願者 和歌山市善明寺一七五ノ三 大谷 降男外九百四十二名 紹介議員 八田ひろ子君 この請願の趣旨は、第八五〇号と同じである。	この請願の趣旨は、第一五九七号と同じである。 第一六〇八号 平成十四年四月十二日受理 パート労働者の時間給引上げを始めとする労働者のためのルールの確立に関する請願 請願者 大阪府吹田市山田西一ノ二〇ノ五 春名邦子外九百四十二名 紹介議員 大沢 辰美君 この請願の趣旨は、第八五〇号と同じである。 第一六一一号 平成十四年四月十二日受理 パート労働者の時間給引上げを始めとする労働者のためのルールの確立に関する請願 請願者 和歌山市善明寺一七五ノ三 大谷 降男外九百四十二名 紹介議員 八田ひろ子君 この請願の趣旨は、第八五〇号と同じである。
この請願の趣旨は、第一五九七号と同じである。 第一六〇九号 平成十四年四月十二日受理 子育て支援についての緊急対策に関する請願 請願者 和歌山県田辺市南新万六ノ六 森 脇晴美外八百九十三名 紹介議員 林 紀子君 この請願の趣旨は、第一五九七号と同じである。 第一六〇四号 平成十四年四月十二日受理 子育て支援についての緊急対策に関する請願 請願者 香川県丸亀市御供所町二ノ四ノ一 七 中村シズ子外八百九十三名 紹介議員 紙 智子君 この請願の趣旨は、第一五九七号と同じである。 第一六〇五号 平成十四年四月十二日受理 子育て支援についての緊急対策に関する請願 請願者 福井県敦賀市新松島町一三三ノ五 一四 建部勇外九百四十二名 紹介議員 紙 智子君 この請願の趣旨は、第八五〇号と同じである。 第一六〇九号 平成十四年四月十二日受理 パート労働者の時間給引上げを始めとする労働者のためのルールの確立に関する請願 請願者 福井県敦賀市新松島町一三三ノ五 春名邦子外九百四十二名 紹介議員 大沢 辰美君 この請願の趣旨は、第八五〇号と同じである。 第一六一〇号 平成十四年四月十二日受理 パート労働者の時間給引上げを始めとする労働者のためのルールの確立に関する請願 請願者 京都市北区大宮西野山町一六ノ五 二 栗阪啓子外九百四十二名 紹介議員 西山登紀子君 この請願の趣旨は、第八五〇号と同じである。 第一六一一号 平成十四年四月十二日受理 パート労働者の時間給引上げを始めとする労働者のためのルールの確立に関する請願 請願者 大阪府東大阪市足代二ノ三ノ二二 ノ九〇七 島袋彰外九百四十二名 紹介議員 畑野 君枝君 この請願の趣旨は、第八五〇号と同じである。 第一六一二号 平成十四年四月十二日受理 パート労働者の時間給引上げを始めとする労働者のためのルールの確立に関する請願 請願者 和歌山市善明寺一七五ノ三 大谷 降男外九百四十二名 紹介議員 八田ひろ子君 この請願の趣旨は、第八五〇号と同じである。	この請願の趣旨は、第一五九七号と同じである。 第一六〇八号 平成十四年四月十二日受理 パート労働者の時間給引上げを始めとする労働者のためのルールの確立に関する請願 請願者 大阪府吹田市山田西一ノ二〇ノ五 春名邦子外九百四十二名 紹介議員 大沢 辰美君 この請願の趣旨は、第八五〇号と同じである。

第一六一三号 平成十四年四月十二日受理

パート労働者の時間給引上げを始めとする労働者のためのルールの確立に関する請願

請願者

広島市西区草津南一ノ四ノ三ノ三

〇五 井原好子外九百四十二名

紹介議員 林 紀子君

この請願の趣旨は、第八五〇号と同じである。

第一六一四号 平成十四年四月十二日受理
パート労働者の時間給引上げを始めとする労働者のためのルールの確立に関する請願

請願者

大阪府守口市大宮通一ノ三ノ八ノ

三〇三 岐山直基外九百四十二名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第八五〇号と同じである。

第一六一五号 平成十四年四月十二日受理
あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第十九条の改正に関する請願

請願者

三重県津市桜橋二ノ一三〇社会福

祉法人三重県視覚障害者協会長

中井俊造

紹介議員 斎藤 十朗君

この請願の趣旨は、第五八一号と同じである。
第一六一五号 平成十四年四月十二日受理
あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第十九条の改正に関する請願

請願者

大阪府守口市大宮通一ノ三ノ八ノ

三〇三 岐山直基外九百四十二名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第八五〇号と同じである。

第一六一六号 平成十四年四月十二日受理
あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第十九条の改正に関する請願

請願者

長野市川中島町四ツ屋一、四四八

ノ三四 小林成一

紹介議員 今井 澄君

この請願の趣旨は、第五八一号と同じである。
第一六一七号 平成十四年四月十二日受理
パークリンソン病患者の療養生活の質の向上等に関する請願

請願者

山梨県甲府市岩瀬町三三三ノ二

樋口武仁外二百三十三名

紹介議員

中島 真人君

この請願の趣旨は、第五二〇号と同じである。

第一六一八号 平成十四年四月十二日受理
保育・学童保育予算の大幅増額等に関する請願

請願者

東京都練馬区北町三ノ一ノ一六

ノ二〇六 大島正憲外九百九十九

紹介議員 岩佐 恵美君

この請願の趣旨は、第六三五号と同じである。

第一六一九号 平成十四年四月十二日受理
国立病院及び療養所における院内保育所の存続等に関する請願

請願者

東京都清瀬市梅園三ノ三ノ三五

三〇三 鈴木良男外百九十九名

紹介議員 岩佐 恵美君

この請願の趣旨は、第七四八号と同じである。

第一六二〇号 平成十四年四月十二日受理
児童扶養手当の抑制案の撤回に関する請願

請願者

福島市蓬莱町五ノ二ノ一九ノ五一

三〇三 赤間由美外四十九名

紹介議員 森 ゆうこ君

この請願の趣旨は、第六三三号と同じである。

第一六二一號 平成十四年四月十二日受理
児童扶養手当の抑制案の撤回に関する請願

請願者

東京都足立区中央本町四ノ一ノ三

ノ六〇六 柳澤花織外四十九名

紹介議員 円 より子君

この請願の趣旨は、第六三三号と同じである。

第一六二二号 平成十四年四月十二日受理
精神障害者に対する通院医療費公費負担制度の維持に関する請願

請願者

岡山県新見市高尾五八九ノ三 小

ノ三四 谷純子外二千二百六十八名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第六三三号と同じである。

この請願の趣旨は、第一一九〇号と同じである。

第一六二三号 平成十四年四月十二日受理
精神障害者に対する通院医療費公費負担制度の維持に関する請願

請願者

熊本県下益城郡松橋町曲野一、五

三九 大迫清貴外一千二百六十八

紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第一一九〇号と同じである。

第一六二九号 平成十四年四月十二日受理
パーキンソン病患者の療養生活の質の向上等に関する請願

請願者

高知市北竹島町二九ノ一ノ二ノ二

二二 大川郁代外九十二名

紹介議員 平野 貞夫君

この請願の趣旨は、第五二〇号と同じである。

第一六三〇号 平成十四年四月十五日受理
賃金を始めとする女性労働者の労働条件の改善に関する請願

請願者

東京都多摩市豊ヶ丘五ノ三ノ二ノ

二〇三 里吉薰外百九十八名

紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第六三三号と同じである。

第一六三一号 平成十四年四月十五日受理
賃金を始めとする女性労働者の労働条件の改善に関する請願

請願者

兵庫県伊丹市北園一ノ二八〇

八ノ一〇五 大竹明雄外百九十六

紹介議員 岩佐 恵美君

この請願の趣旨は、第一六三〇号と同じである。

第一六三二号 平成十四年四月十五日受理
賃金を始めとする女性労働者の労働条件の改善に関する請願

請願者

兵庫県伊丹市北園一ノ二八〇

喜 多伸介外百九十六名

紹介議員 大沢 辰美君

この請願の趣旨は、第一六三〇号と同じである。

第一六三三号 平成十四年四月十五日受理
賃金を始めとする女性労働者の労働条件の改善に関する請願

請願者

千葉県富津市龜田三四八ノ三四

鴨志田安代外百九十六名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第一六三〇号と同じである。

第一六三四号 平成十四年四月十五日受理
賃金を始めとする女性労働者の労働条件の改善に関する請願

請願者

京都市右京区山ノ内御堂殿町一三

ついては、次の事項について実現を図られた

い。
一、正規職員やパートタイム労働者における男女間の、また正規職員とパートタイム労働者間ににおける賃金格差を是正すること。
二、違法なサービス残業を根絶すること。
三、子育て中の男女労働者に対する深夜・時間外労働の免除措置を更に充実させること。育児・介護休業制度を改善すること。

紹介議員 西山登紀子君 この請願の趣旨は、第一六三〇号と同じである。	第一六三五号 平成十四年四月十五日受理 賃金を始めとする女性労働者の労働条件の改善に関する請願 請願者 横浜市港南区野庭町六〇六ノ一ノ 一五一 石井秀子外百九十六名 紹介議員 畑野 君枝君 この請願の趣旨は、第一六三〇号と同じである。	第一六四〇号 平成十四年四月十五日受理 賃金を始めとする女性労働者の労働条件の改善に関する請願 請願者 高野甫子外九十六名 紹介議員 岩佐 恵美君 この請願の趣旨は、第一一一号と同じである。	第一六四四号 平成十四年四月十五日受理 賃金を始めとする女性労働者の労働条件の改善に関する請願 請願者 大阪市都島区都島北通二ノ一〇〇 三〇 角田ハツエ外百九十六名 紹介議員 八田ひろ子君 この請願の趣旨は、第一一一号と同じである。	第一六四六号 平成十四年四月十五日受理 賃金を始めとする女性労働者の労働条件の改善に関する請願 請願者 信子外九十六名 紹介議員 大沢 辰美君 この請願の趣旨は、第一一一号と同じである。	第一六四七号 平成十四年四月十五日受理 賃金を始めとする女性労働者の労働条件の改善に関する請願 請願者 北九州市門司区東門司一ノ一〇〇 二 内田敏枝外百九十六名 紹介議員 林 紀子君 この請願の趣旨は、第一一一号と同じである。	第一六四八号 平成十四年四月十五日受理 賃金を始めとする女性労働者の労働条件の改善に関する請願 請願者 千葉県松戸市新田三四一 林儀夫外九十六名 紹介議員 紙 智子君 この請願の趣旨は、第一一一号と同じである。	第一六四九号 平成十四年四月十五日受理 賃金を始めとする女性労働者の労働条件の改善に関する請願 請願者 東京都小金井市貫井南町五ノ三ノ 五四 庄司令子外百九十六名 紹介議員 吉川 春子君 この請願の趣旨は、第一六三〇号と同じである。	第一六五〇号 平成十四年四月十五日受理 賃金を始めとする女性労働者の労働条件の改善に関する請願 請願者 長野県小県郡丸子町東内一、五五 〇八 石田八十吉 紹介議員 吉田 博美君 この請願の趣旨は、第五八一号と同じである。	第一六六一号 平成十四年四月十五日受理 賃金を始めとする女性労働者の労働条件の改善に関する請願 請願者 長野県下高井郡山ノ内町湯田中 一二 久米清美 紹介議員 北岡 秀二君 この請願の趣旨は、第五八一号と同じである。	第一六六八号 平成十四年四月十六日受理 医療費に対する患者負担の引上げ中止等に関する請願 請願者 さいたま市宮原町二ノ二六ノ一 二〇五 鈴木真二外四十九名 紹介議員 福島 瑞穂君 この請願の趣旨は、第六三三号と同じである。
紹介議員 吉川 春子君 この請願の趣旨は、第一六三〇号と同じである。	第一六四〇号 平成十四年四月十五日受理 介護保険の緊急改善に関する請願 請願者 埼玉県草加市松原一ノ一ノ六 山本健二外九十六名 紹介議員 八田ひろ子君 この請願の趣旨は、第一一一号と同じである。	第一六四四号 平成十四年四月十五日受理 介護保険の緊急改善に関する請願 請願者 高野甫子外九十六名 紹介議員 岩佐 恵美君 この請願の趣旨は、第一一一号と同じである。	第一六四六号 平成十四年四月十五日受理 介護保険の緊急改善に関する請願 請願者 信子外九十六名 紹介議員 林 紀子君 この請願の趣旨は、第一一一号と同じである。	第一六四七号 平成十四年四月十五日受理 介護保険の緊急改善に関する請願 請願者 埼玉県川口市北原台三ノ一〇〇 七 森田浩司外九十六名 紹介議員 吉川 春子君 この請願の趣旨は、第一一一号と同じである。	第一六四八号 平成十四年四月十五日受理 介護保険の緊急改善に関する請願 請願者 長野県小県郡丸子町東内一、五五 〇八 石田八十吉 紹介議員 吉田 博美君 この請願の趣旨は、第五八一号と同じである。	第一六四九号 平成十四年四月十五日受理 介護保険の緊急改善に関する請願 請願者 長野県高松市松福町二ノ一五ノ四 四 苴野美代子外九十六名 紹介議員 西山登紀子君 この請願の趣旨は、第一一一号と同じである。	第一六五〇号 平成十四年四月十五日受理 介護保険の緊急改善に関する請願 請願者 長野県小県郡丸子町東内一、五五 〇八 石田八十吉 紹介議員 吉田 博美君 この請願の趣旨は、第五八一号と同じである。	第一六六一号 平成十四年四月十五日受理 介護保険の緊急改善に関する請願 請願者 秋田市新屋松美ガ丘南町一〇〇 四 山崎弘子外五百三十二名 紹介議員 金田 勝君 この請願の趣旨は、第五二〇号と同じである。	第一六六八号 平成十四年四月十六日受理 医療費に対する患者負担の引上げ中止等に関する請願 請願者 徳島県名西郡石井町石井字石井五 一一 久米清美 紹介議員 北岡 秀二君 この請願の趣旨は、第五八一号と同じである。	
紹介議員 吉川 春子君 この請願の趣旨は、第一六三〇号と同じである。	第一六四〇号 平成十四年四月十五日受理 介護保険の緊急改善に関する請願 請願者 埼玉県川口市安行領家二二五ノ四 小林行夫外九十六名 紹介議員 畑野 君枝君 この請願の趣旨は、第一一一号と同じである。	第一六四四号 平成十四年四月十五日受理 介護保険の緊急改善に関する請願 請願者 埼玉県越谷市下間久里四七四ノ九 紹介議員 畑野 君枝君 この請願の趣旨は、第一一一号と同じである。	第一六四六号 平成十四年四月十五日受理 介護保険の緊急改善に関する請願 請願者 片平幸江外二百九十九名 紹介議員 小宮山洋子君 この請願の趣旨は、第二九号と同じである。	第一六四七号 平成十四年四月十五日受理 介護保険の緊急改善に関する請願 請願者 片平幸江外二百九十九名 紹介議員 小宮山洋子君 この請願の趣旨は、第二九号と同じである。	第一六四八号 平成十四年四月十五日受理 介護保険の緊急改善に関する請願 請願者 さいたま市宮原町二ノ二六ノ一 二〇五 鈴木真二外四十九名 紹介議員 福島 瑞穂君 この請願の趣旨は、第六三三号と同じである。					

請願者 宮城県塩竈市玉川二ノ一ノ一四
佐藤仁美外二千九百九十九名
紹介議員 岡崎トミ子君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第一六六九号 平成十四年四月十六日受理
児童扶養手当の抑制案撤回に関する請願

請願者 兵庫県西宮市高須町二ノ一ノ三三
ノ三二 皆吉節夫外二百四十九名
紹介議員 大沢辰美君

この請願の趣旨は、第二九号と同じである。

第一六七〇号 平成十四年四月十六日受理
パーキンソン病患者の療養生活の質の向上等に関する請願
請願者 東京都中野区本町五ノ二八ノ二ノ三〇二
大竹正人外二百十六名
紹介議員 中原爽君

この請願の趣旨は、第五二〇号と同じである。

第一六七一号 平成十四年四月十六日受理
あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第十九条の改正に関する請願
請願者 愛媛県松山市本町六ノ一ノ五財
法人愛媛県視覚障害者協会長
楠本光男

紹介議員 野間赳君
この請願の趣旨は、第五八一号と同じである。

第一六七二号 平成十四年四月十六日受理
あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第十九条の改正に関する請願
請願者 愛媛県松山市堀江町甲四六五ノ三
社団法人愛媛県視覚障害者マツ
サービス師会会长 西田功

紹介議員 関谷勝嗣君
この請願の趣旨は、第五八一号と同じである。

第一六七三号 平成十四年四月十六日受理
あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第十九条の改正に関する請願
請願者 島根県松江市南田町一四一ノ一〇
藤田豊

紹介議員 景山俊太郎君
この請願の趣旨は、第五八一号と同じである。

第一六七四号 平成十四年四月十六日受理
児童扶養手当の抑制案の撤回に関する請願
請願者 東京都狛江市中和泉一ノ六ノ二
北尾早樹子外四十九名
紹介議員 森ゆうこ君

この請願の趣旨は、第六三三号と同じである。
第一六七五号 平成十四年四月十六日受理
国立病院及び療養所における院内保育所の存続等に関する請願
請願者 仙台市太白区山田北前町二〇一〇
〇ノ二〇一 池田美香外百九十九名
紹介議員 岡崎トミ子君

この請願の趣旨は、第七四八号と同じである。
第一六七六号 平成十四年四月十六日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 仙台市青葉区八幡七ノ二〇ノ一五
相澤素子外千九百二十七名
紹介議員 瞽崎トミ子君

この請願の趣旨は、第一一四八号と同じである。

第一六七八号 平成十四年四月十六日受理
児童扶養手当の抑制案撤回に関する請願
請願者 東京都田市高ヶ坂一、三二七
八 設楽ミカ外百九十九名
紹介議員 小宮山洋子君

この請願の趣旨は、第一一四八号と同じである。

第一六八〇号 平成十四年四月十六日受理
助産師の職能を活用するための諸制度の環境整備に関する請願
請願者 東京都板橋区大山町四五ノ六 野口茂美外二百九十九名
紹介議員 円より子君

この請願の趣旨は、第二九号と同じである。

第一六八二号 平成十四年四月十六日受理
助産師の職能を活用するための諸制度の環境整備に関する請願
請願者 東京都板橋区大山町四五ノ六 野口茂美外二百九十九名
紹介議員 小川敏夫君

この請願の趣旨は、第二九号と同じである。

第一六八三号 平成十四年四月十六日受理
助産師の職能を活用するための諸制度の環境整備に関する請願
請願者 東京都板橋区大山町四五ノ六 野口茂美外二百九十九名
紹介議員 佐藤厚夫外二千百八十名

この請願の趣旨は、第二九号と同じである。

第一六八四号 平成十四年四月十六日受理
雇用・失業情勢の深刻化に対応するための労働行政体制の緊急整備に関する請願
請願者 埼玉県上尾市瓦葺四八四ノ一〇
佐藤厚夫外二千百八十名
紹介議員 今泉昭君

この請願の趣旨は、第二九号と同じである。

第一六八五号 平成十四年四月十六日受理
児童扶養手当の抑制案撤回に関する請願
請願者 東京都田市高ヶ坂一、三二七
八 設楽ミカ外百九十九名
紹介議員 小宮山洋子君

この請願の趣旨は、第二九号と同じである。

第一六八六号 平成十四年四月十六日受理
雇用・失業情勢の深刻化に対応するための労働行政体制の緊急整備に関する請願
請願者 埼玉県上尾市瓦葺四八四ノ一〇
佐藤厚夫外二千百八十名
紹介議員 今泉昭君

この請願の趣旨は、第二九号と同じである。

第一六八七号 平成十四年四月十六日受理
児童扶養手当の抑制案の撤回に関する請願
請願者 愛知県豊橋市飯村町字南池上一ノ二七二 力石保則外九千三百七名
紹介議員 井上美代君

この請願の趣旨は、第一四六四号と同じである。

第一六八八号 平成十四年四月十六日受理
障害者の介護保険制度等の利用の際における親・家族からの利用料徴収の撤廃に関する請願
請願者 愛知県豊橋市飯村町字南池上一ノ二七二 力石保則外九千三百七名
紹介議員 井上美代君

この請願の趣旨は、第六三三号と同じである。

第一六八九号 平成十四年四月十六日受理
障害者の介護保険制度等の利用の際における親・家族からの利用料徴収の撤廃に関する請願
請願者 田光夫外九百九十九名
紹介議員 田浦直君

この請願の趣旨は、第一四六四号と同じである。

第一六九〇号 平成十四年四月十七日受理
患者負担増に反対し、医療制度を抜本的に改革することに関する請願
請願者 埼玉県川越市南通町一三ノ一二
笹森清外一万六千五百九十四名
紹介議員 今泉昭君

この請願の趣旨は、第四八六号と同じである。

第一六九一号 平成十四年四月十七日受理
良質の医療を安心して効率的に受けられるようになるため、医療制度の抜本改革が求められているが、政府が今国会に提出した「健康保険法等の

一部を改正する法律案」は、抜本改革を先送りした上、患者及び被保険者の負担増を中心とした内容となっている。患者の立場に立った安心と信頼度、薬価基準制度、高齢者医療サービス体制、診療報酬制度、公開などについての抜本改革が求められてい。

ついては、次の事項について実現を図られた

い。

一、医療制度を抜本的に改革すること。

1 患者が必要とする医療情報の公開、救急体制及び小児医療の拡充、手厚い看護体制など、安心と信頼、良質の医療サービス体制を確立すること。

2 過剰投薬・検査など、無駄・非効率な治療の要因である出来高払の診療報酬制度を「包括・定額払い」に転換すること。

3 現行の老人保健制度に代えて、定年後も労働者で支え合う退職者の医療制度を創設すること。

4 生活習慣病などの予防及び健康づくりを推進するため、保健医療サービスを充実させること。

二、負担増を行わないこと。

1 勤労者の健康保険料引上げ及び窓口負担の一割から三割への引上げを行わないこと。

2 高額療養費などにおける自己負担限度額を引き上げないこと。

3 老人医療については、対象年齢の引上げ及び一定以上の所得者に対する負担の一割から二割への引上げを行わないこと。

第一七〇五号 平成十四年四月十七日受理 医療費に対する患者負担の引上げ中止等に関する請願

請願者 仙台市宮城野区燕沢一ノ一二ノ二
紹介議員 岡崎トミ子君
三 小林嚴子外二千九百九十九名
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第一七〇六号 平成十四年四月十七日受理 医療費に対する患者負担の引上げ中止等に関する請願

請願者 熊本市小峯一ノ一ノ一七ノ九
石潤貞次郎

第一七〇七号 平成十四年四月十七日受理 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第十九条の改正に関する請願 請願者 東京都新宿区高田馬場一ノ一〇ノ三三社会福祉法人日本盲人会連合 会長 笹川吉彦 紹介議員 蒼藤 十朗君 この請願の趣旨は、第五八一号と同じである。	第一七一號 平成十四年四月十七日受理 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第十九条の改正に関する請願 請願者 東京都新宿区高田馬場一ノ一〇ノ三三社会福祉法人日本盲人会連合 会長 笹川吉彦 紹介議員 蒼藤 十朗君 この請願の趣旨は、第七四八号と同じである。	第一七二號 平成十四年四月十七日受理 国立病院及び療養所における院内保育所の存続等に関する請願 請願者 札幌市手稻区前田三条四ノ三ノ一 九 浦田亨外百二十三名 紹介議員 池田 幹幸君 この請願の趣旨は、第七四八号と同じである。	第一七三號 平成十四年四月十七日受理 国立病院及び療養所における院内保育所の存続等に関する請願 請願者 佐賀県鳥栖市元町一、〇四八ノ一 松隈正直外百二十三名 紹介議員 大門実紀史君 この請願の趣旨は、第七四八号と同じである。
第一七二二号 平成十四年四月十七日受理 児童扶養手当の抑制案撤回に関する請願 請願者 埼玉県所沢市東狭山ヶ丘一ノ六三 四ノ九 大西章寛外四十九名 紹介議員 富権 練三君 この請願の趣旨は、第四号と同じである。	第一七二七号 平成十四年四月十七日受理 国立病院及び療養所における院内保育所の存続等に関する請願 請願者 福岡県京都郡犀川町大熊三三二ノ一 二 森田清広外百二十三名 紹介議員 市田 忠義君 この請願の趣旨は、第七四八号と同じである。	第一七二八号 平成十四年四月十七日受理 国立病院及び療養所における院内保育所の存続等に関する請願 請願者 静岡県清水市西久保一ノ六ノ二二 乾達外百二十三名 紹介議員 岩佐 恵美君 この請願の趣旨は、第七四八号と同じである。	第一七二九号 平成十四年四月十七日受理 国立病院及び療養所における院内保育所の存続等に関する請願 請願者 岡山市東畦五四九 木阪春男外百二十三名 紹介議員 筆坂 秀世君 この請願の趣旨は、第七四八号と同じである。
第一七三〇号 平成十四年四月十七日受理 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第十九条の改正に関する請願 請願者 大阪市天王寺区東高津町一二ノ一 ○ 近江園善助 紹介議員 山本 孝史君 この請願の趣旨は、第二九号と同じである。	第一七三一号 平成十四年四月十七日受理 国立病院及び療養所における院内保育所の存続等に関する請願 請願者 福岡県三潴郡城島町城島四九六ノ一 紹介議員 緒方 靖夫君 この請願の趣旨は、第七四八号と同じである。	第一七三二号 平成十四年四月十七日受理 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第十九条の改正に関する請願 請願者 岩手県花巻市湯本一八ノ三五ノ六 富手信一外百二十三名 紹介議員 小泉 親司君 この請願の趣旨は、第七四八号と同じである。	第一七三三号 平成十四年四月十七日受理 国立病院及び療養所における院内保育所の存続等に関する請願 請願者 善家久志外百二十三名 紹介議員 富権 練三君 この請願の趣旨は、第七四八号と同じである。
第一七三四号 平成十四年四月十七日受理 国立病院及び療養所における院内保育所の存続等に関する請願 請願者 福岡県三潴郡城島町城島四九六ノ一 紹介議員 緒方 靖夫君 この請願の趣旨は、第七四八号と同じである。	第一七三五号 平成十四年四月十七日受理 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第十九条の改正に関する請願 請願者 熊本市小峯一ノ一ノ一七ノ九 石潤貞次郎 三十名 紹介議員 井上 哲士君 この請願の趣旨は、第七四八号と同じである。	第一七三六号 平成十四年四月十七日受理 国立病院及び療養所における院内保育所の存続等に関する請願 請願者 鳥取市栄町二三三 田中美幸外百 三十名 紹介議員 木村 仁君 この請願の趣旨は、第五八一号と同じである。	第一七三七号 平成十四年四月十七日受理 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第十九条の改正に関する請願 請願者 東京都新宿区高田馬場一ノ一〇ノ三三社会福祉法人日本盲人会連合 会長 笹川吉彦 紹介議員 蒼藤 十朗君 この請願の趣旨は、第五八一号と同じである。

第一七三八号 平成十四年四月十七日受理 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第十九条の改正に関する請願 請願者 岩手県花巻市湯本一八ノ三五ノ六 富手信一外百二十三名 紹介議員 小泉 親司君 この請願の趣旨は、第七四八号と同じである。	第一七三九号 平成十四年四月十七日受理 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第十九条の改正に関する請願 請願者 熊本市小峯一ノ一ノ一七ノ九 石潤貞次郎 三十名 紹介議員 木村 仁君 この請願の趣旨は、第五八一号と同じである。	第一七四〇号 平成十四年四月十七日受理 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第十九条の改正に関する請願 請願者 東京都新宿区高田馬場一ノ一〇ノ三三社会福祉法人日本盲人会連合 会長 笹川吉彦 紹介議員 蒼藤 十朗君 この請願の趣旨は、第五八一号と同じである。	第一七四一号 平成十四年四月十七日受理 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第十九条の改正に関する請願 請願者 岩手県花巻市湯本一八ノ三五ノ六 富手信一外百二十三名 紹介議員 小泉 親司君 この請願の趣旨は、第七四八号と同じである。
---	--	---	---

第一七四二号 平成十四年四月十七日受理 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第十九条の改正に関する請願 請願者 埼玉県鳩ヶ谷市三ツ和三ノ一八ノ一 八 島康雄外四千五百六十九名 紹介議員 谷 博之君 この請願の趣旨は、第四号と同じである。	第一七四三号 平成十四年四月十七日受理 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第十九条の改正に関する請願 請願者 福岡県京都郡犀川町大熊三三二ノ一 二 森田清広外百二十三名 紹介議員 市田 忠義君 この請願の趣旨は、第七四八号と同じである。	第一七四五号 平成十四年四月十七日受理 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第十九条の改正に関する請願 請願者 静岡県清水市西久保一ノ六ノ二二 乾達外百二十三名 紹介議員 岩佐 恵美君 この請願の趣旨は、第七四八号と同じである。	第一七四六号 平成十四年四月十七日受理 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第十九条の改正に関する請願 請願者 岩手県花巻市湯本一八ノ三五ノ六 富手信一外百二十三名 紹介議員 緒方 靖夫君 この請願の趣旨は、第七四八号と同じである。
---	--	---	---

一ノ三 相川由美子外百一十三名
紹介議員 宮本 岳志君
この請願の趣旨は、第七四八号と同じである。

第一七三五号 平成十四年四月十七日受理
国立病院及び療養所における院内保育所の存続等に関する請願

請願者 島根県大原郡木次町木次九五五ノ四 杉原延行外百二十三名
紹介議員 吉岡 吉典君
この請願の趣旨は、第七四八号と同じである。

第一七四一号 平成十四年四月十七日受理
乳幼児医療費無料制度の国による早期創設に関する請願

請願者 東京都台東区元浅草四ノ六ノ九
松林純美子外五百三十六名
紹介議員 大渕 紗子君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第一七四四号 平成十四年四月十八日受理
乳幼児医療費無料制度の国による早期創設に関する請願

請願者 札幌市中央区南十二条西一二二ノ一
ノ三四 松坂憲暁外六百二十八名
紹介議員 大田 昌秀君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第一七四五号 平成十四年四月十八日受理
あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第十九条の改正に関する請願
請願者 長野県茅野市宮川五、八〇九ノ二
名取陸子
紹介議員 清水嘉与子君
この請願の趣旨は、第五八一号と同じである。

第一七四六号 平成十四年四月十八日受理
あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第十九条の改正に関する請願

請願者 名古屋市中区大須一ノ一一ノ一
三輪秀夫
紹介議員 荒木 清寛君
この請願の趣旨は、第五八一号と同じである。

第一七四七号 平成十四年四月十八日受理
児童扶養手当の抑制案の撤回に関する請願
請願者 神奈川県横須賀市田浦町三ノ一八
青山京子外四十九名
紹介議員 森 ゆうこ君
この請願の趣旨は、第六三三号と同じである。

五月十日本委員会に左の案件が付託された。

一、乳幼児医療費無料制度の国による早期創設に関する請願(第一七八三号)(第一七八四号)

一、児童扶養手当の抑制案撤回に関する請願(第一七八五号)

一、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第十九条の改正に関する請願(第一七八六号)(第一七八七号)

一、児童扶養手当の抑制案撤回に関する請願(第一七八八号)(第一七八九号)

一、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第十九条の改正に関する請願(第一七八九号)(第一七八九五号)

一、児童扶養手当の抑制案撤回に関する請願(第一七八九六号)

一、児童扶養手当の抑制案撤回に関する請願(第一七八九七号)

一、児童扶養手当の抑制案撤回に関する請願(第一七八九八号)(第一七八九九号)(第一一八〇〇号)

一、児童扶養手当の抑制案撤回に関する請願(第一七八九九号)(第一一八〇一号)

一、児童扶養手当の抑制案撤回に関する請願(第一一八〇二号)

一、児童扶養手当の抑制案撤回に関する請願(第一一八〇三号)

一、児童扶養手当の抑制案撤回に関する請願(第一一八〇四号)

一、児童扶養手当の抑制案撤回に関する請願(第一一八〇五号)

一、児童扶養手当の抑制案撤回に関する請願(第一一八〇六号)

一、児童扶養手当の抑制案撤回に関する請願(第一一八〇七号)

請願者 愛知県瀬戸市北脇町二六三ノ二
梶原久江外三百七名
紹介議員 福島 瑞穂君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第一七八三号 平成十四年四月十九日受理
乳幼児医療費無料制度の国による早期創設に関する請願
請願者 東京都葛飾区西亀有一ノ三二ノ一
八 鈴木のりこ外七百六十九名
紹介議員 渕上 貞雄君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第一七八四号 平成十四年四月十九日受理
乳幼児医療費無料制度の国による早期創設に関する請願
請願者 愛知県瀬戸市北脇町二六三ノ二
梶原久江外三百七名
紹介議員 福島 瑞穂君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第一七八五号 平成十四年四月十九日受理
児童扶養手当の抑制案撤回に関する請願
請願者 兵庫県尼崎市御園二ノ一五ノ二
四〇一 沼田宇一外七十五名
紹介議員 八田ひろ子君
この請願の趣旨は、第二九号と同じである。

第一七八六号 平成十四年四月十九日受理
あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第十九条の改正に関する請願

請願者 愛知県瀬戸市北脇町二六三ノ二
梶原久江外三百七名
紹介議員 福島 瑞穂君
この請願の趣旨は、第二九号と同じである。

第一七八七号 平成十四年四月十九日受理
児童扶養手当の抑制案撤回に関する請願
請願者 兵庫県尼崎市御園二ノ一五ノ二
四〇一 沼田宇一外七十五名
紹介議員 八田ひろ子君
この請願の趣旨は、第二九号と同じである。

第一七八八号 平成十四年四月十九日受理
あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第十九条の改正に関する請願

請願者 柳田盛生	名古屋市千種区千種一ノ二八ノ六	紹介議員 鈴木政二君	野口幸秀	紹介議員 小宮山洋子君
この請願の趣旨は、第五八一号と同じである。	この請願の趣旨は、第二九号と同じである。	この請願の趣旨は、第五八一号と同じである。	この請願の趣旨は、第一八二六号と同じである。	この請願の趣旨は、第五八一号と同じである。
第一七八七号 平成十四年四月十九日受理	あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第十九条の改正に関する請願	第一七九六号 平成十四年四月二十二日受理	児童扶養手当の抑制案の撤回に関する請願	第一八〇一号 平成十四年四月二十二日受理
請願者 名古屋市名東区明が丘二二ノ五	伊藤元一	請願者 熊本県宇土郡三角町大字御舟二、四四六	請願者 東京都墨田区立花六ノ八ノ二ノ九	請願者 ○七 岡部奈々子外百九十九名
紹介議員 佐藤泰介君	この請願の趣旨は、第五八一号と同じである。	紹介議員 勝木健司君	紹介議員 櫻井充君	紹介議員 八田ひろ子君
この請願の趣旨は、第六三三号と同じである。	この請願の趣旨は、第五八一号と同じである。	この請願の趣旨は、第五八一号と同じである。	この請願の趣旨は、第六三三号と同じである。	この請願の趣旨は、第五八一号と同じである。
第一七八八号 平成十四年四月十九日受理	児童扶養手当の抑制案の撤回に関する請願	第一七九七号 平成十四年四月二十二日受理	乳幼児医療費無料制度の国による早期創設に関する請願	第一八〇八号 平成十四年四月二十二日受理
請願者 東京都文京区白山二ノ八ノ一六	宇田川元秀外四十九名	請願者 宮城県石巻市穀町五ノ二四	請願者 東京都町田市本町田三、五四九ノ一〇ノ二ノ一九ノ二〇三、國吉幸子外一万九千四百八十名	請願者 東京都墨田区墨田一ノ四ノ二ノ一、二〇四
紹介議員 福島瑞穂君	この請願の趣旨は、第六三三号と同じである。	紹介議員 櫻井充君	紹介議員 井上美代君	紹介議員 谷博之君
この請願の趣旨は、第六三三号と同じである。	この請願の趣旨は、第八号と同じである。	この請願の趣旨は、第二九号と同じである。	この請願の趣旨は、第四号と同じである。	この請願の趣旨は、第六三三号と同じである。
第一七八九号 平成十四年四月十九日受理	児童扶養手当の抑制案の撤回に関する請願	第一七九八号 平成十四年四月二十二日受理	乳幼児医療費無料制度の国による早期創設に関する請願	第一八二七号 平成十四年四月二十三日受理
請願者 大阪府寝屋川市打上二四二ノ中二	ノ一、〇一、一 谷中洋子外四十九名	請願者 春彦外千四百四十九名	請願者 東京都町田市本町田三、五四九ノ一〇ノ二ノ一九ノ二〇三、國吉幸子外一万九千四百八十名	請願者 東京都墨田区墨田一ノ四ノ二ノ一、二〇四
紹介議員 森ゆうこ君	この請願の趣旨は、第六三三号と同じである。	紹介議員 櫻井充君	紹介議員 井上美代君	紹介議員 谷博之君
この請願の趣旨は、第六三三号と同じである。	この請願の趣旨は、第二九号と同じである。	この請願の趣旨は、第二九号と同じである。	この請願の趣旨は、第四号と同じである。	この請願の趣旨は、第六三三号と同じである。
第一七九四号 平成十四年四月十九日受理	あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第十九条の改正に関する請願	第一七九九号 平成十四年四月二十二日受理	児童扶養手当の抑制案の撤回に関する請願	第一八二八号 平成十四年四月二十三日受理
請願者 横浜市鶴見区鶴見中央一ノ一九ノ七	小松原定夫	請願者 兵庫県川西市寺畠二ノ六ノ一八	請願者 島根県松江市本庄町四八七 佐々木恵美子外千六百十八名	請願者 長野県小県郡東部町祐津一、九二六ノ四 北沢真澄外四十九名
紹介議員 千葉景子君	この請願の趣旨は、第五八一号と同じである。	紹介議員 八田ひろ子君	紹介議員 円より子君	紹介議員 森ゆうこ君
この請願の趣旨は、第五八一号と同じである。	この請願の趣旨は、第二九号と同じである。	この請願の趣旨は、第二九号と同じである。	この請願の趣旨は、第六三三号と同じである。	この請願の趣旨は、第六三三号と同じである。
第一七九五号 平成十四年四月二十二日受理	あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第十九条の改正に関する請願	第一八一四号 平成十四年四月二十三日受理	児童扶養手当の抑制案の撤回に関する請願	第一八二九号 平成十四年四月二十三日受理
請願者 兵庫県尼崎市北大物町一九ノ二	内藤敬子外百九十九名	請願者 兵庫県伊丹市北本町一ノ三〇〇ノ五	請願者 宮城県塙市大日向町二二ノ一五 清水登外九百九十九名	請願者 宮城県塙市大日向町二二ノ一五 清水登外九百九十九名
紹介議員 本田良一君	この請願の趣旨は、第五八一号と同じである。	紹介議員 櫻井充君	紹介議員 八田ひろ子君	紹介議員 森ゆうこ君
この請願の趣旨は、第五八一号と同じである。	この請願の趣旨は、第二九号と同じである。	この請願の趣旨は、第二九号と同じである。	この請願の趣旨は、第六三五号と同じである。	この請願の趣旨は、第六三三号と同じである。
第一八〇〇号 平成十四年四月二十二日受理	あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第十九条の改正に関する請願	第一八二五号 平成十四年四月二十三日受理	助産師の職能を活用するための諸制度の環境整備に関する請願	第一八三〇号 平成十四年四月二十三日受理
請願者 兵庫県尼崎市北大物町一九ノ二	内藤敬子外百九十九名	請願者 熊本市京塚本町二ノ四 河上義徳	請願者 新潟県長岡市北山三ノ三四ノ七 木村由美子外二百九十九名	請願者 新潟県長岡市北山三ノ三四ノ七 木村由美子外二百九十九名
紹介議員 本田良一君	この請願の趣旨は、第五八一号と同じである。	紹介議員 円より子君	この請願の趣旨は、第一六八三号と同じである。	紹介議員 円より子君

第一八三七号 平成十四年四月二十三日受理

児童扶養手当の抑制案撤回に関する請願

請願者 東京都江東区亀戸三ノ五七ノ五

金井昭彦外百八十七名

この請願の趣旨は、第二九号と同じである。

紹介議員 小宮山洋子君

第一八三八号 平成十四年四月二十四日受理
中小企業退職金共済制度に基づく退職金の大額引下げ反対等に関する請願

請願者 岐阜市美江寺町二ノ一 長野和利

外百名

紹介議員 小池 晃君

中小企業退職金共済制度は、法律に基づいて国の援助により設けられた中小企業の従業員のための退職金共済制度である。長引く不況下にある中小企業の経営環境は、経営不振や企業倒産の増大に見られるように深刻さを増している。一方、そこで働く従業員の生活環境は、年金及び医療制度の改悪、消費税の引上げ等、国・社会福祉政策の後退により、悪化の一途をたどっている。このようないいこと、政府は、同制度を超低金利情勢に対応した退職金制度にすべきであるとして、加入者(既に加入している者も含む)の退職金額を大幅に引き下げようとしている。これは、従業員の退職金が減額されるのみならず、加入事業主にとっても負担となる。また、今後においても退職金額を引き下げるることは、労使双方が将来における退職金の設定ができなくなることを意味する。退職金は公的年金とともに退職後の生活を支えるためます重要なものとなつており、超低金利を理由とした一方的な改悪は容認できない。国による補助金の復活等によって財源を確保し、真に中小企業労働者の福祉の増進と中小企業の基盤を強化するための制度として、充実を図ることが求められている。

一、退職金の支給率を引き下げる。取り分については、次の事項について実現を図られた。

け、既に入している者に対する引下げを行わないこと。

二、国の制度にかんがみ、収支に赤字が生じた場合は、中小企業や従業員に負担を転嫁するのではなく、補助金等の復活を含めた所要の財源措置を講ずること。

三、中小企業退職金共済制度の運営については、関係労使や受益者の意見を十分反映し得る措置を講ずること。

第一八四七号 平成十四年四月二十四日受理

児童扶養手当の抑制案撤回に関する請願

請願者 東京都渋谷区神宮前三ノ四二ノ八

ノ五〇四 堤江実外四十九名

この請願の趣旨は、第六三三号と同じである。

紹介議員 森 ゆうこ君

第一八三九号 平成十四年四月二十四日受理
中小企業退職金共済制度に基づく退職金の大額引下げ反対等に関する請願

請願者 岐阜市世田谷区代沢五ノ二六ノ一

紹介議員 四 青木素子外二百四十六名

この請願の趣旨は、第二九号と同じである。

児童扶養手当の抑制案撤回に関する請願

請願者 西山登紀子君

紹介議員 四 青木素子外二百四十六名

この請願の趣旨は、第二九号と同じである。

児童扶養手当の抑制案撤回に関する請願

請願者 埼玉県川口市大字戸塚四、六九九

紹介議員 二 尾崎成彦外百八十七名

この請願の趣旨は、第二九号と同じである。

児童扶養手当の抑制案撤回に関する請願

請願者 ノ二 尾崎成彦外百八十七名

紹介議員 小宮山洋子君

この請願の趣旨は、第二九号と同じである。

児童扶養手当の抑制案撤回に関する請願

請願者 埼玉県川口市代沢五ノ二六ノ一

紹介議員 四 青木素子外二百四十六名

この請願の趣旨は、第二九号と同じである。

児童扶養手当の抑制案撤回に関する請願

請願者 西山登紀子君

紹介議員 四 青木素子外二百四十六名

この請願の趣旨は、第二九号と同じである。

児童扶養手当の抑制案の撤回に関する請願

請願者 大阪府堺市上一〇〇一 続木 潤子外百四十九名

紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第六三三号と同じである。

第一八四八号 平成十四年四月二十四日受理
中小企業退職金共済制度に基づく退職金の大額引下げ反対等に関する請願

請願者 東京都文京区湯島二ノ四ノ四 高 野敬三外九十二名

紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第六三三号と同じである。

児童扶養手当の抑制案の撤回に関する請願

請願者 ノ二二一 中俊雄外四十九名

紹介議員 八田ひろ子君

この請願の趣旨は、第二九号と同じである。

児童扶養手当の抑制案の撤回に関する請願

請願者 ノ二二二 中俊雄外四十九名

紹介議員 八田ひろ子君

この請願の趣旨は、第二九号と同じである。

児童扶養手当の抑制案の撤回に関する請願

請願者 大阪市旭区大宮四一ノ一七ノ七九 緒木 統木

紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第六三三号と同じである。

第一八五九号 平成十四年四月二十五日受理
児童扶養手当の抑制案の撤回に関する請願

請願者 名古屋市中川区東春田三ノ一六五 野敬三外九十二名

紹介議員 池田 幹幸君

この請願の趣旨は、第六三三号と同じである。

児童扶養手当の抑制案の撤回に関する請願

請願者 ノB一〇二 今中晴久外四十九名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第六三三号と同じである。

児童扶養手当の抑制案の撤回に関する請願

請願者 北海道滝川市西町七ノ一ノ四〇 宮森智弓外百十四名

紹介議員 岩佐 恵美君

この請願の趣旨は、第六三三号と同じである。

児童扶養手当の抑制案の撤回に関する請願

請願者 ノB一〇二 今中晴久外四十九名

紹介議員 岩佐 恵美君

この請願の趣旨は、第六三三号と同じである。

紹介議員 大沢 辰美君	この請願の趣旨は、第六三三号と同じである。
第一八六三号 平成十四年四月二十五日受理	児童扶養手当の抑制案の撤回に関する請願
請願者 北海道滝川市空知町二ノ七ノ一五 内藤晶子外百四十九名	紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第六三三号と同じである。	この請願の趣旨は、第六三三号と同じである。
第一八六四号 平成十四年四月二十五日受理	児童扶養手当の抑制案の撤回に関する請願
請願者 新潟県上越市五智五ノ八ノ五ノ一 塚田克哉外百九十九名	紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第六三三号と同じである。	この請願の趣旨は、第六三三号と同じである。
第一八六五号 平成十四年四月二十五日受理	児童扶養手当の抑制案の撤回に関する請願
請願者 千葉県君津市糸川三四六 廣瀬としえ外九十九名	紹介議員 小泉 親司君
この請願の趣旨は、第六三三号と同じである。	この請願の趣旨は、第六三三号と同じである。
第一八六六号 平成十四年四月二十五日受理	児童扶養手当の抑制案の撤回に関する請願
請願者 大阪府堺市堺上町二二〇ノ四〇三 大塚秀人外九十九名	紹介議員 小泉 親司君
この請願の趣旨は、第六三三号と同じである。	この請願の趣旨は、第六三三号と同じである。
第一八六七号 平成十四年四月二十五日受理	児童扶養手当の抑制案の撤回に関する請願
請願者 千葉県君津市糸川三四六 廣瀬としえ外九十九名	紹介議員 小泉 親司君
この請願の趣旨は、第六三三号と同じである。	この請願の趣旨は、第六三三号と同じである。
第一八七〇号 平成十四年四月二十五日受理	児童扶養手当の抑制案の撤回に関する請願
請願者 大阪市旭区大宮二ノ九ノ一二 三 宅完治外九十九名	紹介議員 八田ひろ子君
この請願の趣旨は、第六三三号と同じである。	この請願の趣旨は、第六三三号と同じである。
第一八七一号 平成十四年四月二十五日受理	児童扶養手当の抑制案の撤回に関する請願
請願者 島根県出雲市今市町五五三 木村 博子外九十九名	紹介議員 林 紀子君
この請願の趣旨は、第六三三号と同じである。	この請願の趣旨は、第六三三号と同じである。
第一八八九号 平成十四年四月二十五日受理	乳幼児医療費無料制度の国による早期創設に関する請願
請願者 北海道室蘭市東町三ノ八ノ八 柴 田さおり外八百二十四名	紹介議員 円 より子君
この請願の趣旨は、第六三三号と同じである。	この請願の趣旨は、第六三三号と同じである。
第一八九〇号 平成十四年四月二十五日受理	児童扶養手当の抑制案撤回に関する請願
請願者 兵庫県宝塚市光明町三ノ五ノ六一 三 岡田吉史外九十九名	紹介議員 小宮山洋子君
この請願の趣旨は、第六三三号と同じである。	この請願の趣旨は、第六三三号と同じである。
第一八九一号 平成十四年四月二十五日受理	児童扶養手当の抑制案撤回に関する請願
請願者 東京都国分寺市東元町二ノ一一ノ三〇ノ一〇六 坂本志保外二百九十九名	紹介議員 円 より子君
この請願の趣旨は、第六三三号と同じである。	この請願の趣旨は、第六三三号と同じである。
第一八九五号 平成十四年四月二十五日受理	助産師の職能を活用するための諸制度の環境整備に関する請願
請願者 静岡市大岩一ノ四ノ三〇 近藤道彦外四百九十九名	紹介議員 南野知恵子君
この請願の趣旨は、第六三三号と同じである。	この請願の趣旨は、第六三三号と同じである。
第一八九六号 平成十四年四月二十五日受理	中小企業退職金共済制度に基づく退職金の大幅引下げ反対等に関する請願
請願者 沖縄県那覇市字鏡水三三四 川満 弘信外十八名	紹介議員 井上 美代君
この請願の趣旨は、第五八一号と同じである。	この請願の趣旨は、第五八一号と同じである。
第一八六八号 平成十四年四月二十五日受理	
請願者 昌子外四十九名	
紹介議員 宮本 岳志君	
この請願の趣旨は、第六三三号と同じである。	この請願の趣旨は、第六三三号と同じである。
第一八六九号 平成十四年四月二十五日受理	児童扶養手当の抑制案の撤回に関する請願
請願者 島根県出雲市赤川四ノ一ノ三七 清 水弘子外四十九名	紹介議員 筆坂 秀世君
この請願の趣旨は、第六三三号と同じである。	この請願の趣旨は、第六三三号と同じである。
第一八七三号 平成十四年四月二十五日受理	児童扶養手当の抑制案の撤回に関する請願
請願者 文昭	紹介議員 筆坂 秀世君
この請願の趣旨は、第六三三号と同じである。	この請願の趣旨は、第六三三号と同じである。
第一八九一号 平成十四年四月二十五日受理	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第十九条の改正に関する請願
請願者 熊本市帯山二ノ一二ノ六九 田中 文昭	紹介議員 魚住裕一郎君
この請願の趣旨は、第六三三号と同じである。	この請願の趣旨は、第六三三号と同じである。
第一八九六号 平成十四年四月二十五日受理	中小企業退職金共済制度に基づく退職金の大幅引下げ反対等に関する請願
請願者 沖縄県那覇市字鏡水三三四 川満 弘信外十八名	紹介議員 井上 美代君
この請願の趣旨は、第五八一号と同じである。	この請願の趣旨は、第五八一号と同じである。
第一八六八号 平成十四年四月二十五日受理	
請願者 昌子外四十九名	
紹介議員 宮本 岳志君	
この請願の趣旨は、第六三三号と同じである。	この請願の趣旨は、第六三三号と同じである。
第一八七四号 平成十四年四月二十五日受理	児童扶養手当の抑制案の撤回に関する請願
請願者 大阪府枚方市津田東町一ノ四ノ五 住野久仁子外四十九名	紹介議員 吉岡 吉典君
この請願の趣旨は、第六三三号と同じである。	この請願の趣旨は、第六三三号と同じである。
第一八七五号 平成十四年四月二十五日受理	児童扶養手当の抑制案の撤回に関する請願
請願者 田村 公平君	紹介議員 田村 公平君
この請願の趣旨は、第五八一号と同じである。	この請願の趣旨は、第五八一号と同じである。
第一八九三号 平成十四年四月二十五日受理	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第十九条の改正に関する請願
請願者 高知市越前町二ノ四ノ一五 松岡 弘君	紹介議員 弘君
この請願の趣旨は、第六三三号と同じである。	この請願の趣旨は、第六三三号と同じである。

この請願の趣旨は、第一八三八号と同じである。

五月十七日本委員会に左の案件が付託された。

一、医療費に対する患者負担の引上げ中止等に

関する請願(第一九二一号)

一、児童扶養手当の抑制案撤回に関する請願

(第一九二三号)(第一九二三号)

一、児童扶養手当の抑制案の撤回に関する請願

(第一九二四号)

一、医療費に対する国民負担の大幅引上げ中止等に

関する請願(第一九二五号)

一、医療費に対する国民負担の大幅引上げ中止等に

関する請願(第一九二六号)

一、医療費に対する国民負担の大幅引上げ中止等に

関する請願(第一九二七号)

一、医療費に対する国民負担の大幅引上げ中止等に

関する請願(第一九二八号)

一、医療費に対する国民負担の大幅引上げ中止等に

関する請願(第一九二九号)

一、患者負担増に反対し、医療制度を抜本的に改革することに関する請願(第一九八一号)

一、児童扶養手当の抑制案の撤回に関する請願

(第一九八五号)

一、医療費に対する請願(第一九八六号)

一、患者負担増に反対し、医療制度を抜本的に改革することに関する請願(第一九八七号)

号)

一、患者負担増に反対し、医療制度を抜本的に改革することに関する請願(第一九八八号)

一、児童扶養手当の抑制案の撤回に関する請願

(第一九八九号)

一、非喫煙者の健康を保護するための法律の制定に関する請願(第一九九一号)

一、将来の安心及び生活の安定のための社会保障の拡充に関する請願(第一九九二号)

一、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第十九条の改正に関する請願

(第一九九三号)

一、医療費に対する請願(第一九九四号)

一、助産師の職能を活用するための諸制度の環境整備に関する請願(第一九九五号)

一、患者負担増に反対し、医療制度を抜本的に改革することに関する請願(第一九九六号)

一、児童扶養手当の抑制案の撤回に関する請願

(第一九九七号)

一、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第十九条の改正に関する請願

(第一九九八号)

一、医療費に対する請願(第一九九九号)

一、助産師の職能を活用するための諸制度の環境整備に関する請願(第一九九〇号)

一、患者負担増に反対し、医療制度を抜本的に改革することに関する請願(第一九九一号)

一、児童扶養手当の抑制案の撤回に関する請願

(第一九九二号)

一、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第十九条の改正に関する請願

(第一九九三号)

一、医療費に対する請願(第一九九四号)

一、助産師の職能を活用するための諸制度の環境整備に関する請願(第一九九五号)

一、患者負担増に反対し、医療制度を抜本的に改革することに関する請願(第一九九六号)

一、児童扶養手当の抑制案の撤回に関する請願

(第一九九七号)

一、医療費に対する請願(第一九九八号)

一、助産師の職能を活用するための諸制度の環境整備に関する請願(第一九九九号)

一、患者負担増に反対し、医療制度を抜本的に改革することに関する請願(第一九九〇号)

一、児童扶養手当の抑制案の撤回に関する請願

(第一九九一号)

一、医療費に対する請願(第一九九二号)

一、助産師の職能を活用するための諸制度の環境整備に関する請願(第一九九三号)

一、患者負担増に反対し、医療制度を抜本的に改革することに関する請願(第一九九四号)

一、児童扶養手当の抑制案の撤回に関する請願

(第一九九五号)

一、医療費に対する請願(第一九九六号)

一、助産師の職能を活用するための諸制度の環境整備に関する請願(第一九九七号)

一、患者負担増に反対し、医療制度を抜本的に改革することに関する請願(第一九九八号)

一、児童扶養手当の抑制案の撤回に関する請願

(第一九九九号)

一、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第十九条の改正に関する請願(第一九九〇号)

一、医療費に対する請願(第一九九一号)

一、児童扶養手当の抑制案の撤回に関する請願

(第一九九二号)

一、医療費に対する請願(第一九九三号)

一、児童扶養手当の抑制案の撤回に関する請願

(第一九九四号)

一、医療費に対する請願(第一九九五号)

一、児童扶養手当の抑制案の撤回に関する請願

(第一九九六号)

一、医療費に対する請願(第一九九七号)

一、児童扶養手当の抑制案の撤回に関する請願

(第一九九八号)

一、医療費に対する請願(第一九九九号)

一、児童扶養手当の抑制案の撤回に関する請願

(第一九九〇号)

一、医療費に対する請願(第一九九一号)

一、児童扶養手当の抑制案の撤回に関する請願

(第一九九二号)

一、医療費に対する請願(第一九九三号)

一、児童扶養手当の抑制案の撤回に関する請願

(第一九九四号)

一、医療費に対する請願(第一九九五号)

一、児童扶養手当の抑制案の撤回に関する請願

(第一九九六号)

一、医療費に対する請願(第一九九七号)

一、児童扶養手当の抑制案の撤回に関する請願

(第一九九八号)

一、医療費に対する請願(第一九九九号)

一、児童扶養手当の抑制案の撤回に関する請願

(第一九九〇号)

一、医療費に対する請願(第一九九一号)

一、児童扶養手当の抑制案の撤回に関する請願

(第一九九二号)

一、医療費に対する請願(第一九九三号)

一、児童扶養手当の抑制案の撤回に関する請願

(第一九九四号)

一、医療費に対する請願(第一九九五号)

一、児童扶養手当の抑制案の撤回に関する請願

(第一九九六号)

一、医療費に対する請願(第一九九七号)

一、児童扶養手当の抑制案の撤回に関する請願

(第一九九八号)

一、医療費に対する請願(第一九九九号)

一、児童扶養手当の抑制案の撤回に関する請願

(第一九九〇号)

一、医療費に対する請願(第一九九一号)

一、児童扶養手当の抑制案の撤回に関する請願

(第一九九二号)

第一九二二号 平成十四年四月二十六日受理
医療費に対する患者負担の引上げ中止等に関する請願(第一九二四号)
紹介議員 宮本 岳志君
請願者 大阪市大正区平尾一ノ八ノ六 横年明外三千七百四十五名
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第一九二三号 平成十四年四月二十六日受理
児童扶養手当の抑制案撤回に関する請願(第一九二五号)
紹介議員 宮本 岳志君
請願者 二三一 沢田和美外三百四十二名
二三二 沢田和美外三百四十二名
この請願の趣旨は、第二九号と同じである。

第一九二四号 平成十四年四月二十六日受理
児童扶養手当の抑制案撤回に関する請願(第一九二六号)
紹介議員 宮本 岳志君
請願者 東京都小平市上水本町六ノ五ノ八
ノ一〇四 武井まさ子外百三十八
名
この請願の趣旨は、第二九号と同じである。

第一九二五号 平成十四年四月二十六日受理
児童扶養手当の抑制案撤回に関する請願(第一九二七号)
紹介議員 福島 瑞穂君
請願者 東京都墨田区業平一ノ五ノ三ノ四
〇四 松本伸作外四十九名
この請願の趣旨は、第六三三号と同じである。

第一九二六号 平成十四年四月二十六日受理
医療費に対する国民負担の大幅引上げ中止等に関する請願(第一九二八号)
紹介議員 宮本 岳志君
請願者 大阪府南河内郡美原町阿弥一一七
山口佐知子外六千五十九名
この請願の趣旨は、第五九九号と同じである。

第一九二六号 平成十四年四月二十六日受理
保育・学童保育予算の大幅増額等に関する請願
請願者 大阪府東大阪市東豊浦町一一ノ二
九ノ五一 岡部道明外九百九十一

紹介議員 宮本 岳志君
この請願の趣旨は、第六三五号と同じである。

第一九二七号 平成十四年四月二十六日受理
国立病院及び国立療養所の充実強化に関する請願
請願者 大阪府大東市川中新町七ノ一〇七
榊基子外三千八百三十名

紹介議員 宮本 岳志君
この請願の趣旨は、第八〇七号と同じである。

第一九二八号 平成十四年四月二十六日受理
国立病院及び療養所における院内保育所の存続等
に関する請願
請願者 大阪府枚方市上島東町二七ノ五
館正義外六百四十六名

紹介議員 宮本 岳志君
この請願の趣旨は、第七四八号と同じである。

第一九二九号 平成十四年四月二十六日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 大阪府八尾市龜井町二ノ四ノ一八
仲山繁子外二千二百五十八名

紹介議員 宮本 岳志君
この請願の趣旨は、第一一四八号と同じである。

第一九三〇号 平成十四年四月三十日受理
非喫煙者の健康を保護するための法律の制定に関する請願
請願者 広島県福山市東豊浦町一一ノ五
榊基子外三千八百三十名

紹介議員 宮本 岳志君
この請願の趣旨は、第一一四八号と同じである。
たばこが、がん、心血管疾患及び呼吸器疾患などの多くの病気を能動喫煙者及び受動喫煙者にもたらしていることは国際的に確認された医学的事

実である。しかし、我が国には子供、未成年者及び妊婦を含め、非喫煙者の健康をたばこの害から守るための法律が存在しない。たばこには依存性があることを踏まえ、近年増加している子供及び未成年者の喫煙を防止するとともに、非喫煙者の健康をたばこの害から守るために、法律の制定による抜本的対策が求められている。

については、子供、未成年者及び妊婦を含め、非喫煙者の健康をたばこの害から守るため、禁煙と分煙の社会的ルール及び未成年者のたばこ入手防止策を盛り込んだ「非喫煙者及び未成年者の健康をたばこから守る法律(仮称)」を早急に制定されたい。

非喫煙者の健康を保護するための法律の制定に関する請願
請願者 京都市左京区吉田中阿達町四三ノ一
八 田口貞子外四百九十九名

紹介議員 大沢 辰美君
この請願の趣旨は、第九八二号と同じである。

第一九六二号 平成十四年四月三十日受理
非喫煙者の健康を保護するための法律の制定に関する請願
請願者 広島市中区十日市町二ノ一〇ノ九
大石恵子外五十四名

紹介議員 潟上 貞雄君
この請願の趣旨は、第一九六一号と同じである。

第一九七号 平成十四年四月三十日受理
あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第十九条の改正に関する請願
請願者 横浜市港南区片谷二ノ二七ノ二
二 小沢繁之

紹介議員 畑野 君枝君
この請願の趣旨は、第五八一号と同じである。

第一九七一号 平成十四年四月三十日受理
助産師の職能を活用するための諸制度の環境整備に関する請願
請願者 東京都文京区小石川四ノ六ノ一八
ノ二〇五 尾関由美外三百八十九

紹介議員 畑野 君枝君
この請願の趣旨は、第一六八三号と同じである。

第一九七二号 平成十四年四月三十日受理
医療費に対する患者負担の引上げ中止等に関する請願
請願者 川崎市多摩区菅六ノ一四ノ三ノ六
一〇 渡辺丈広外百七十四名

紹介議員 畑野 君枝君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第一九七三号 平成十四年四月三十日受理
助産師の職能を活用するための諸制度の環境整備に関する請願
請願者 東京都文京区小石川二ノ三ノ一九
ノ五〇二 鳥海朱美外三百九十九

紹介議員 井上 美代君
この請願の趣旨は、第一六八三号と同じである。

第一九七九号 平成十四年四月三十日受理
児童扶養手当の抑制案の撤回に関する請願
請願者 東京都江戸川区平井二ノ六ノ二
二〇一 中村亜由美外四十九名

紹介議員 福島 瑞穂君
この請願の趣旨は、第六三三号と同じである。

第一九七四号 平成十四年四月三十日受理
看護制度の一本化等に関する請願
請願者 京都市左京区吉田中阿達町四三ノ一
八 田口貞子外四百九十九名

紹介議員 大沢 辰美君
この請願の趣旨は、第一九六一号と同じである。

第一九七五号 平成十四年四月三十日受理
医療費に対する国民負担の大幅引上げ反対等に関する請願
請願者 川崎市麻生区高石二ノ一一ノ七
春日翠外八十五名

紹介議員 畑野 君枝君
この請願の趣旨は、第一三六九号と同じである。

第一九七六号 平成十四年四月三十日受理
助産師の職能を活用するための諸制度の環境整備に関する請願
請願者 東京都文京区小石川四ノ六ノ一八
ノ二〇五 尾関由美外三百八十九

紹介議員 畑野 君枝君
この請願の趣旨は、第一六八三号と同じである。

第一九七八号 平成十四年四月三十日受理
患者負担増に反対し、医療制度を抜本的に改革することに関する請願
請願者 東京都大田区千鳥一ノ二五ノ五
五〇七 池谷達外七万五千五百九十一

紹介議員 畑野 君枝君
この請願の趣旨は、第一七〇二号と同じである。

第一九八五号 平成十四年五月一日受理
児童扶養手当の抑制案の撤回に関する請願
請願者 東京都葛飾区東立石二ノ二二
山キク外四十九名

紹介議員 畑野 瑞穂君
この請願の趣旨は、第六三三号と同じである。

第一九八六号 平成十四年五月一日受理
患者負担増に反対し、医療制度を抜本的に改革することに関する請願
請願者 千葉市花見川区幕張町四ノ二七
二ノ一〇六 柳生賢一外七万九百九十一

紹介議員 福島 瑞穂君
この請願の趣旨は、第一六八三号と同じである。

第一九七九号 平成十四年四月三十日受理
非喫煙者の健康を保護するための法律の制定に関する請願
請願者 広島県福山市東川口町二ノ七ノ五
二二 德山君枝外五十二名

紹介議員 大脇 雅子君
この請願の趣旨は、第一九六一号と同じである。

第一九八〇号 平成十四年四月三十日受理
非喫煙者の健康を保護するための法律の制定に関する請願
請願者 広島県福山市高美台一四ノ五
勝村隆彦外三十二名

紹介議員 大田 昌秀君
この請願の趣旨は、第一九六一号と同じである。

第一九八一号 平成十四年四月三十日受理
患者負担増に反対し、医療制度を抜本的に改革することに関する請願
請願者 東京都大田区千鳥一ノ二五ノ五
五〇七 池谷達外七万五千五百九十一

紹介議員 大脇 雅子君
この請願の趣旨は、第一七〇二号と同じである。

第一九八五号 平成十四年五月一日受理
児童扶養手当の抑制案の撤回に関する請願
請願者 東京都葛飾区東立石二ノ二二
秋山キク外四十九名

紹介議員 畑野 瑞穂君
この請願の趣旨は、第六三三号と同じである。

第一九八六号 平成十四年五月一日受理
患者負担増に反対し、医療制度を抜本的に改革することに関する請願
請願者 千葉市花見川区幕張町四ノ二七
二ノ一〇六 柳生賢一外七万九百九十一

紹介議員 畑野 瑞穂君
この請願の趣旨は、第六三三号と同じである。

紹介議員 大沢 辰美君 この請願の趣旨は、第二〇一〇号と同じである。	紹介議員 富樫 練三君 この請願の趣旨は、第二〇一〇号と同じである。
第二〇一七号 平成十四年五月七日受理 医療制度、国民健康保険及び介護保険の緊急改善に関する請願 請願者 山形県鶴岡市三和町一二ノ一 本間勇一郎外四千七百四十八名	第二〇一二一号 平成十四年五月七日受理 医療制度、国民健康保険及び介護保険の緊急改善に関する請願 請願者 兵庫県伊丹市桜ヶ丘八ノ二ノ三奥田二久美外四千七百四十八名
紹介議員 紙 智子君 この請願の趣旨は、第二〇一〇号と同じである。	紹介議員 西山登紀子君 この請願の趣旨は、第二〇一〇号と同じである。
第二〇一八号 平成十四年五月七日受理 医療制度、国民健康保険及び介護保険の緊急改善に関する請願 請願者 静岡県小笠郡大東町菊浜六 佐藤勝弘外四千七百四十八名	第二〇一二三号 平成十四年五月七日受理 医療制度、国民健康保険及び介護保険の緊急改善に関する請願 請願者 兵庫県西宮市津門川町五ノ一六白井修一外四千七百四十八名
紹介議員 小池 晃君 この請願の趣旨は、第二〇一〇号と同じである。	紹介議員 宮本 岳志君 この請願の趣旨は、第二〇一〇号と同じである。
第二〇一九号 平成十四年五月七日受理 医療制度、国民健康保険及び介護保険の緊急改善に関する請願 請願者 千葉県流山市南流山六ノ二九ノ一武井良子外四千七百四十八名	第二〇一二四号 平成十四年五月七日受理 医療制度、国民健康保険及び介護保険の緊急改善に関する請願 請願者 静岡県熱海市昭和町一一ノ四木五郎外四千七百四十八名
紹介議員 小泉 親司君 この請願の趣旨は、第二〇一〇号と同じである。	紹介議員 畑野 君枝君 この請願の趣旨は、第二〇一〇号と同じである。
第二〇二〇号 平成十四年五月七日受理 医療制度、国民健康保険及び介護保険の緊急改善に関する請願 請願者 栃木県佐野市植下町一九二ノ一三ツ居光一外四千七百四十八名	第二〇一二五号 平成十四年五月七日受理 医療制度、国民健康保険及び介護保険の緊急改善に関する請願 請願者 広島市安佐南区川内六ノ一六ノ一岡田明佳外九千九百三十四名
紹介議員 大門 実紀史君 この請願の趣旨は、第二〇一〇号と同じである。	紹介議員 林 紀子君 この請願の趣旨は、第二〇一〇号と同じである。
第二〇二一号 平成十四年五月七日受理 医療制度、国民健康保険及び介護保険の緊急改善に関する請願 請願者 埼玉県八潮市中央二ノ二五ノ一四	第二〇二六号 平成十四年五月七日受理 医療制度、国民健康保険及び介護保険の緊急改善に関する請願 請願者 中野まさよ外四千七百四十八名
紹介議員 富樫 練三君 この請願の趣旨は、第二〇一〇号と同じである。	紹介議員 筆坂 秀世君 この請願の趣旨は、第二〇一〇号と同じである。
第二〇二七号 平成十四年五月七日受理 医療制度、国民健康保険及び介護保険の緊急改善に関する請願 請願者 山形県鶴岡市新海町一七ノ六七 武田重一外四千七百四十八名	第二〇二七号 平成十四年五月七日受理 医療制度、国民健康保険及び介護保険の緊急改善に関する請願 請願者 東京都江戸川区江戸川二ノ一八ノ六五 池田哲子外九千九百三十三
紹介議員 小池 晃君 この請願の趣旨は、第二〇一〇号と同じである。	紹介議員 小林 温君 この請願の趣旨は、第八号と同じである。
第二〇二三号 平成十四年五月七日受理 医療制度、国民健康保険及び介護保険の緊急改善に関する請願 請願者 兵庫県伊丹市桜ヶ丘八ノ二ノ三奥田二久美外四千七百四十八名	第二〇三三号 平成十四年五月七日受理 医療制度、国民健康保険及び介護保険の緊急改善に関する請願 請願者 横浜市磯子区杉田三ノ八ノ一四猪狩五郎
紹介議員 西山登紀子君 この請願の趣旨は、第二〇一〇号と同じである。	紹介議員 小林 温君 この請願の趣旨は、第五八一号と同じである。
第二〇二四号 平成十四年五月七日受理 医療制度、国民健康保険及び介護保険の緊急改善に関する請願 請願者 静岡県熱海市昭和町一一ノ四木五郎外四千七百四十八名	第二〇二九号 平成十四年五月七日受理 医療制度、国民健康保険及び介護保険の緊急改善に関する請願 請願者 香川県さぬき市小田七五二 大須賀正人外四千七百四十八名
紹介議員 畑野 君枝君 この請願の趣旨は、第二〇一〇号と同じである。	紹介議員 吉岡 吉典君 この請願の趣旨は、第二〇一〇号と同じである。
第二〇二五号 平成十四年五月七日受理 医療制度、国民健康保険及び介護保険の緊急改善に関する請願 請願者 栃木県安蘇郡葛生町中央東三ノ七四十八名	第二〇三〇号 平成十四年五月八日受理 医療制度、国民健康保険及び介護保険の緊急改善に関する請願 請願者 東京都練馬区光が丘五ノ六ノ四一、〇〇一 森允子外三百六十七
紹介議員 八田ひろ子君 この請願の趣旨は、第二〇一〇号と同じである。	紹介議員 小林 温君 この請願の趣旨は、第五八一号と同じである。
第二〇二六号 平成十四年五月七日受理 医療制度、国民健康保険及び介護保険の緊急改善に関する請願 請願者 広島市安佐南区川内六ノ一六ノ一岡田明佳外九千九百三十四名	第二〇三一号 平成十四年五月八日受理 医療費に対する患者負担の引上げ中止等に関する請願 請願者 愛知県豊橋市東松山町三七社会福祉法人愛知県盲人福祉連合会会長彦坂和夫
紹介議員 二 斎藤誠外四千七百四十八名 この請願の趣旨は、第二〇一〇号と同じである。	第二〇三四号 平成十四年五月八日受理 医療費に対する患者負担の引上げ中止等に関する請願 請願者 東京都江戸川区南小岩三ノ五ノ四岡田明佳外九千九百三十四名
紹介議員 林 紀子君 この請願の趣旨は、第二〇一〇号と同じである。	第二〇五六号 平成十四年五月八日受理 児童扶養手当の抑制案の撤回に関する請願 請願者 岩手県水沢市太日通り三ノ三ノ四佐々木久美子外四十九名
第二〇二七号 平成十四年五月七日受理 医療制度、国民健康保険及び介護保険の緊急改善に関する請願 請願者 埼玉県八潮市中央二ノ二五ノ一四	第二〇六四号 平成十四年五月八日受理 児童扶養手当の抑制案の撤回に関する請願 請願者 森 ゆうこ君

この請願の趣旨は、第六三三号と同じである。

第二〇六六号 平成十四年五月八日受理

医療費に対する国民負担の大幅引上げ反対等に関する請願

請願者 大阪市西淀川区佃三ノ一一ノ三五

紹介議員 宮本 岳志君 古川文子外五千五百四十八名

この請願の趣旨は、第一三六九号と同じである。

第二〇六九号 平成十四年五月八日受理

患者負担増に反対し、医療制度を抜本的に改革することに関する請願

請願者 神奈川県茅ヶ崎市赤松町三ノ二九

紹介議員 堀 利和君 中嶋滋外一万五千五百九名

この請願の趣旨は、第一七〇一号と同じである。

第二〇七〇号 平成十四年五月八日受理

患者負担増に反対し、医療制度を抜本的に改革することに関する請願

請願者 東京都品川区西五反田一ノ二九ノ

紹介議員 谷林 正昭君 八百十五名

この請願の趣旨は、第一七〇一号と同じである。

第二〇七〇号 平成十四年五月八日受理

患者負担増に反対し、医療制度を抜本的に改革することに関する請願

請願者 東京都品川区西五反田一ノ二九ノ

紹介議員 谷林 正昭君 五百四〇三 刀谷全雄外一万三千

この請願の趣旨は、第一七〇一号と同じである。
患者負担増に反対し、医療制度を抜本的に改革することに関する請願

第二〇七〇号 平成十四年五月八日受理

患者負担増に反対し、医療制度を抜本的に改革することに関する請願

請願者 東京都品川区西五反田一ノ二九ノ

紹介議員 谷林 正昭君 八百十五名

この請願の趣旨は、第一七〇一号と同じである。
患者負担増に反対し、医療制度を抜本的に改革することに関する請願

第二〇七一号 平成十四年五月八日受理

患者負担増に反対し、医療制度を抜本的に改革することに関する請願

請願者 川崎市中原区市ノ坪二二三ノ四ノ

紹介議員 藤原 正司君 三十四名

この請願の趣旨は、第一七〇一号と同じである。
患者負担増に反対し、医療制度を抜本的に改革することに関する請願

第二〇七二号 平成十四年五月八日受理

患者負担増に反対し、医療制度を抜本的に改革することに関する請願

第七部 厚生労働委員会会議録第十号 平成十四年五月二十一日 【参議院】

請願者 東京都江戸川区東葛西四ノ四ノノ三二一 拠本純外二万八千八百

第二〇七二号 平成十四年五月八日受理

患者負担増に反対し、医療制度を抜本的に改革することに関する請願

請願者 宇佐美忠信外七千百七十名

この請願の趣旨は、第一七〇一号と同じである。

第二〇七三号 平成十四年五月八日受理

患者負担増に反対し、医療制度を抜本的に改革することに関する請願

請願者 東京都江戸川区船堀一ノ二二ノ一

紹介議員 又市 征治君 二百十六名

この請願の趣旨は、第一七〇一号と同じである。
患者負担増に反対し、医療制度を抜本的に改革することに関する請願

第二〇七四号 平成十四年五月八日受理

患者負担増に反対し、医療制度を抜本的に改革することに関する請願

請願者 千葉市美浜区打瀬一ノ二ノ三ノ七

紹介議員 山根 隆治君 ○四 長谷川孝外一万六千二百十

この請願の趣旨は、第一七〇一号と同じである。
患者負担増に反対し、医療制度を抜本的に改革することに関する請願

第二〇七五号 平成十四年五月八日受理

患者負担増に反対し、医療制度を抜本的に改革することに関する請願

請願者 佐川英美外一万四千三百五十五名

紹介議員 直嶋 正行君

この請願の趣旨は、第一七〇一号と同じである。
患者負担増に反対し、医療制度を抜本的に改革することに関する請願

第二〇七六号 平成十四年五月八日受理

患者負担増に反対し、医療制度を抜本的に改革することに関する請願

請願者 埼玉県北葛飾郡鶴宮町桜田三ノ七

紹介議員 峰崎 直樹君 三千七百十八名

この請願の趣旨は、第一七〇一号と同じである。
患者負担増に反対し、医療制度を抜本的に改革することに関する請願

第二〇七七号 平成十四年五月八日受理

患者負担増に反対し、医療制度を抜本的に改革することに関する請願

第七部 厚生労働委員会会議録第十号 平成十四年五月二十一日 【参議院】

一三 山口登守外一万千六百四十
三名

紹介議員 福山 哲郎君

この請願の趣旨は、第一七〇一号と同じである。

第二〇八二号 平成十四年五月八日受理

患者負担増に反対し、医療制度を抜本的に改革することに関する請願

請願者 大阪市淀川区十三東一ノ一八ノ二

紹介議員 一 菊池晴一郎外二千名

この請願の趣旨は、第一七〇一号と同じである。
患者負担増に反対し、医療制度を抜本的に改革することに関する請願

第二〇八三号 平成十四年五月八日受理

患者負担増に反対し、医療制度を抜本的に改革することに関する請願

請願者 大阪府岸和田市東ヶ丘町八〇八ノ

紹介議員 三六 林司外一万六千六百九十四

この請願の趣旨は、第一七〇一号と同じである。
患者負担増に反対し、医療制度を抜本的に改革することに関する請願

第二〇八四号 平成十四年五月八日受理

患者負担増に反対し、医療制度を抜本的に改革することに関する請願

請願者 静岡県清水市北矢部一、三三三ノ

紹介議員 三 鴨田哲夫外二万五千八十七名

この請願の趣旨は、第一七〇一号と同じである。
患者負担増に反対し、医療制度を抜本的に改革することに関する請願

第二〇八五号 平成十四年五月八日受理

患者負担増に反対し、医療制度を抜本的に改革することに関する請願

請願者 小宮山洋子君

紹介議員 第二〇八一号 平成十四年五月八日受理

この請願の趣旨は、第一七〇一号と同じである。
患者負担増に反対し、医療制度を抜本的に改革することに関する請願

第二〇八六号 平成十四年五月八日受理

患者負担増に反対し、医療制度を抜本的に改革することに関する請願

請願者 紀雄外一万八千十二名

紹介議員 池口 修次君

この請願の趣旨は、第一七〇一号と同じである。
患者負担増に反対し、医療制度を抜本的に改革することに関する請願

第二〇八六号 平成十四年五月八日受理

患者負担増に反対し、医療制度を抜本的に改革することに関する請願

第七部 厚生労働委員会会議録第十号 平成十四年五月二十一日 【参議院】

患者負担増に反対し、医療制度を抜本的に改革することに関する請願

請願者 東京都千代田区三崎町三ノ五ノ一
ノ九〇三 戸田恒美外一万六千三

紹介議員 今井 澄君
十九名

この請願の趣旨は、第一七〇二号と同じである。
患者負担増に反対し、医療制度を抜本的に改革することに関する請願

第二〇八七号 平成十四年五月八日受理

患者負担増に反対し、医療制度を抜本的に改革することに関する請願

請願者 東京都青梅市吹上二八五ノ一五
向井庸夫外一万六千十名

紹介議員 大塚 耕平君
この請願の趣旨は、第一七〇二号と同じである。

第二〇八八号 平成十四年五月八日受理
患者負担増に反対し、医療制度を抜本的に改革することに関する請願

請願者 東京都大田区田園調布三ノ一〇ノ
一九 得本輝人外一万三千百四十名

紹介議員 鈴木 寛君
この請願の趣旨は、第一七〇二号と同じである。

第二〇八八号 平成十四年五月八日受理
患者負担増に反対し、医療制度を抜本的に改革することに関する請願

請願者 千葉県船橋市古作三ノ一三ノ五ノ
一〇九 高橋均外一万八千八百六十二名

紹介議員 ツルネンマルティイ君
この請願の趣旨は、第一七〇二号と同じである。

第二〇九七号 平成十四年五月九日受理
患者負担増に反対し、医療制度を抜本的に改革することに関する請願

請願者 東京都品川区西五反田三ノ五ノ二
ノ五〇五 明石洋一外一万七千七百五十七名

紹介議員 江田 五月君
この請願の趣旨は、第一七〇二号と同じである。

第二〇八九号 平成十四年五月八日受理
患者負担増に反対し、医療制度を抜本的に改革することに関する請願

請願者 東京都品川区大井三ノ二一ノ七
間宮悠紀雄外一万六千五百五十名

紹介議員 柳田 稔君
この請願の趣旨は、第一七〇二号と同じである。

第二〇九八号 平成十四年五月九日受理
患者負担増に反対し、医療制度を抜本的に改革することに関する請願

請願者 東京都世田谷区等々力二ノ一〇ノ
八 山野正治外一万二千三百七十
二名

紹介議員 佐藤 泰介君
この請願の趣旨は、第一七〇二号と同じである。

紹介議員 内藤 正光君
この請願の趣旨は、第一七〇二号と同じである。
患者負担増に反対し、医療制度を抜本的に改革することに関する請願

第二〇九五号 平成十四年五月九日受理

患者負担増に反対し、医療制度を抜本的に改革することに関する請願

請願者 埼玉県蓮田市黒浜一、〇六六ノ三
七 五十嵐清外一万七千七百十一
名

紹介議員 松井 孝治君
この請願の趣旨は、第一七〇二号と同じである。

第二〇九六号 平成十四年五月九日受理
患者負担増に反対し、医療制度を抜本的に改革することに関する請願

請願者 東京都杉並区浜田山四ノ五ノ三
ノ三ノ三〇二 荻野武士外一万三
千八百九十四名

紹介議員 今泉 昭君
この請願の趣旨は、第一七〇二号と同じである。

第二〇九七号 平成十四年五月九日受理
患者負担増に反対し、医療制度を抜本的に改革することに関する請願

請願者 横浜市青葉区青葉台一ノ一一ノ四
ノ一三ノ一〇二 市川清美外一万
七千八百九十九名

紹介議員 大渕 紗子君
この請願の趣旨は、第一七〇二号と同じである。

第二〇九八号 平成十四年五月九日受理
患者負担増に反対し、医療制度を抜本的に改革することに関する請願

請願者 東京都新宿区若松町二五ノ一六
ノ二一〇一 横井 充君
この請願の趣旨は、第一七〇二号と同じである。

第二〇九九号 平成十四年五月九日受理
患者負担増に反対し、医療制度を抜本的に改革することに関する請願

請願者 東京都大田区南六郷一ノ三ノ一
四〇八 阿部優外一万四千五百名

紹介議員 大塚 耕平君
この請願の趣旨は、第一七〇二号と同じである。

第二一〇〇号 平成十四年五月九日受理
患者負担増に反対し、医療制度を抜本的に改革することに関する請願

請願者 東京都大田区南六郷一ノ三ノ一
四〇九 松永茂樹外一万五千三
百八十三名

紹介議員 佐藤 泰介君
この請願の趣旨は、第一七〇二号と同じである。

第二一〇一号 平成十四年五月九日受理
患者負担増に反対し、医療制度を抜本的に改革することに関する請願

請願者 横浜市青葉区青葉台一ノ一一ノ四
ノ一三ノ一〇二 市川清美外一万
七千八百九十九名

紹介議員 大渕 紗子君
この請願の趣旨は、第一七〇二号と同じである。

第二一〇二号 平成十四年五月九日受理
患者負担増に反対し、医療制度を抜本的に改革することに関する請願

請願者 東京都大田区南六郷一ノ三ノ一
四〇九 阿部優外一万四千五百名

紹介議員 大塚 耕平君
この請願の趣旨は、第一七〇二号と同じである。

第二一〇三号 平成十四年五月九日受理
患者負担増に反対し、医療制度を抜本的に改革することに関する請願

請願者 東京都町田市高ヶ坂一、二七六ノ
二名

紹介議員 海野 徹君
この請願の趣旨は、第一七〇二号と同じである。

第二一〇九九号 平成十四年五月九日受理
患者負担増に反対し、医療制度を抜本的に改革することに関する請願

請願者 川崎市中原区上丸子八幡町八〇五
千八百九十九名

紹介議員 薬科 満治君
この請願の趣旨は、第一七〇二号と同じである。

第二一〇〇号 平成十四年五月九日受理

患者負担増に反対し、医療制度を抜本的に改革することに関する請願

請願者 東京都中野区松が丘二ノ一九ノ九
ノ四〇一 平澤弘至外一万四千五
百二十八名

紹介議員 岩本 司君
この請願の趣旨は、第一七〇二号と同じである。

第二一〇一號 平成十四年五月九日受理

患者負担増に反対し、医療制度を抜本的に改革することに関する請願

請願者 東京都新宿区若松町二五ノ一六
ノ二一〇五号 平成十四年五月九日受理

患者負担増に反対し、医療制度を抜本的に改革することに関する請願

紹介議員 坪根眞外一万八千八名
一四 坪根眞外一万八千八名
紹介議員 池口 修次君
この請願の趣旨は、第一七〇二号と同じである。
患者負担増に反対し、医療制度を抜本的に改革することに関する請願

請願者 東京都中野区松が丘二ノ一九ノ九
ノ四〇一 平澤弘至外一万四千五
百二十八名

紹介議員 司君
この請願の趣旨は、第一七〇二号と同じである。

第二一〇四号 平成十四年五月九日受理

患者負担増に反対し、医療制度を抜本的に改革することに関する請願

請願者 東京都中野区松が丘二ノ一九ノ九
ノ四〇一 平澤弘至外一万四千五
百二十八名

紹介議員 岩本 司君
この請願の趣旨は、第一七〇二号と同じである。

第二一〇五号 平成十四年五月九日受理

患者負担増に反対し、医療制度を抜本的に改革することに関する請願

請願者 東京都新宿区若松町二五ノ一六
ノ二一〇五号 平成十四年五月九日受理

患者負担増に反対し、医療制度を抜本的に改革することに関する請願

患者負担増に反対し、医療制度を抜本的に改革することに関する請願

請願者 東京都中野区中央四ノ二六〇一〇

四千二百六十八名

紹介議員 今井 澄君

この請願の趣旨は、第一七〇二号と同じである。

第二一〇九号 平成十四年五月九日受理
患者負担増に反対し、医療制度を抜本的に改革することに関する請願

請願者 神奈川県横須賀市公郷町六ノ二〇二名

一六七 鈴木勝利外一万八千十

紹介議員 朝日 俊弘君

この請願の趣旨は、第一七〇二号と同じである。

第二一一〇号 平成十四年五月九日受理
患者負担増に反対し、医療制度を抜本的に改革することに関する請願

請願者 大阪府枚方市山之上三ノ六〇一〇

石原定治外一万二千八百九十二名

紹介議員 小宮山洋子君

この請願の趣旨は、第一七〇二号と同じである。

第二一一一號 平成十四年五月九日受理
患者負担増に反対し、医療制度を抜本的に改革することに関する請願

請願者 千葉市花見川区瑞穂二ノ一ノ一〇

一千三百三名

紹介議員 高嶋 良充君

この請願の趣旨は、第一七〇二号と同じである。

第二一一九号 平成十四年五月九日受理
乳幼児医療費無料制度の国による早期創設に関する請願

請願者 愛知県日進市岩崎台一ノ六〇一ノ二〇五 関博雄外二千九百十三名

紹介議員 櫻井 充君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第二一二〇号 平成十四年五月九日受理
乳幼児医療費無料制度の国による早期創設に関する請願

請願者 福島県伊達郡飯野町飯野字目細内

一六ノ三 高橋剛外三十五名

紹介議員 円 より子君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第二一二二号 平成十四年五月九日受理
将来の安心及び生活の安定のための社会保障の拡充に関する請願

請願者 千葉県四街道市栗山三〇四ノ二

楠岡國央外五百六十八名

紹介議員 今泉 昭君

この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。

第二一二三号 平成十四年五月九日受理
児童扶養手当の抑制案撤回に関する請願

請願者 札幌市手稻区星置一条二ノ三ノ二

ノ八〇五 田村和子外七十名

紹介議員 円 より子君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第二一二四号 平成十四年五月九日受理
児童扶養手当の抑制案撤回に関する請願

請願者 北海道旭川市末広一条八ノ一ノ二

〇 谷裕己外九十九名

紹介議員 森 ゆうこ君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第二一二五号 平成十四年五月九日受理
患者負担増に反対し、医療制度を抜本的に改革することに関する請願

請願者 東京都板橋区蓮根二ノ二〇ノ一五

百五十三名

紹介議員 小川 勝也君

この請願の趣旨は、第一七〇二号と同じである。

第七部 厚生労働委員会会議録第十号 平成十四年五月二十一日 【参議院】

紹介議員 岩本 荘太君
この請願の趣旨は、第五八一号と同じである。

第二一二五号 平成十四年五月九日受理
助産師の職能を活用するための諸制度の環境整備に関する請願

請願者 神奈川県平塚市岡崎三、一七〇ノ一五 福井直生外二三百九十九名

紹介議員 円 より子君

この請願の趣旨は、第一六八三号と同じである。

第二一二六号 平成十四年五月九日受理
非喫煙者の健康を保護するための法律の制定に関する請願

請願者 広島県福山市手城町一ノ三ノ一四 青山幸惠外五十名

紹介議員 大渕 純子君

この請願の趣旨は、第一九六一号と同じである。

第二一二七号 平成十四年五月九日受理
患者負担増に反対し、医療制度を抜本的に改革することに関する請願

請願者 東京都目黒区碑文谷四ノ九ノ一ノ二〇四 奥島加奈恵外一万九千七

百三十三名

紹介議員 藤原 正司君

この請願の趣旨は、第一七〇二号と同じである。

第二一二三号 平成十四年五月九日受理
患者負担増に反対し、医療制度を抜本的に改革することに関する請願

請願者 東京都板橋区蓮根二ノ二〇ノ一五

ノ三〇一 池田芳江外一万五千二

紹介議員 小川 勝也君

この請願の趣旨は、第一七〇二号と同じである。

第二一二四号 平成十四年五月九日受理
あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第十九条の改正に関する請願

請願者 石川県金沢市芳賀一ノ一五ノ二六

社会福祉法人石川県視覚障害者協

会理事長 田辺建雄

この請願の趣旨は、第一七〇二号と同じである。

三七

平成十四年五月二十八日印刷

平成十四年五月二十九日発行

参議院事務局

印刷者 財務省印刷局